

第九十三回国会 地方行政委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和五十五年九月二十九日)月曜日(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 左藤 恵君
理事 石川 要三君
理事 中山 利生君
理事 小川 省吾君
理事 石田幸四郎君
池田 淳君
小澤 潔君
片岡 清一君
久間 章生君
塩谷 一夫君
野呂 恭一君
五十嵐広三君
細谷 治嘉君
齋藤 実君
岩佐 恵美君
田島 衛君
理事 工藤 巖君
理事 安田 貴六君
理事 佐藤 敬治君
理事 青山 丘君
理事 青山 丘君
理事 白井日出男君
理事 小渡 三郎君
理事 亀井 静香君
理事 久野 忠治君
理事 地崎宇三郎君
理事 松野 幸泰君
理事 加藤 万吉君
理事 松本 幸男君
理事 部谷 孝之君
理事 三谷 秀治君

昭和五十五年十月十七日(金曜日)

午前十時五分開議

出席委員

- 委員長 左藤 恵君
理事 石川 要三君
理事 中山 利生君
理事 小川 省吾君
理事 石田幸四郎君
池田 淳君
小澤 潔君
片岡 清一君
久間 章生君
五十嵐広三君
細谷 治嘉君
齋藤 実君
理事 工藤 巖君
理事 安田 貴六君
理事 佐藤 敬治君
理事 青山 丘君
理事 白井日出男君
理事 小渡 三郎君
理事 亀井 静香君
理事 久野 忠治君
理事 地崎宇三郎君
理事 松野 幸泰君
理事 加藤 万吉君
理事 松本 幸男君
理事 部谷 孝之君
理事 三谷 秀治君

- 出席國務大臣 岩佐 恵美君 三谷 秀治君
田島 衛君

- 出席政府委員 自治大臣 石破 二郎君
国家公安委員会委員長
警察庁刑事局長 中平 和水君
警察庁刑事局保谷口 守正君
安部部長 谷口 守正君
運輸省鉄道監督局長 永光 洋一君
局国有鉄道部長 北川 石松君
自治政務次官 砂子田 隆君
自治省行政局長 宮尾 盤君
自治省行政局長 大林 勝臣君
自治省行政局長 土屋 佳照君
自治省財務局長 石原 信雄君
自治省税務局長 近藤 隆之君
消防庁長官 有本 亨君

委員外の出席者

- 厚生省業務局安全課長 吉越 治雄君
建設省道路局長 大嶋 孝君
路防対策室長 岡田 純夫君
自治大臣官房審議官
地方行政委員会調査室長

委員の異動

- 十月十一日 補欠選任
池田 淳君 荒松清十郎君
白井日出男君 宇野 宗佑君
小渡 三郎君 小淵 恵三君
亀井 静香君 海部 俊樹君

- 同日 補欠選任
荒松清十郎君 池田 淳君
宇野 宗佑君 白井日出男君
小淵 恵三君 小渡 三郎君
海部 俊樹君 亀井 静香君

- 同日 補欠選任
池田 淳君 福永 健司君
同日 補欠選任
福永 健司君 池田 淳君

- 同日 補欠選任
池田 淳君 福永 健司君

十月七日 地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

同月十三日 小規模住宅用地の固定資産税、都市計画税免稅等に関する請願外二件(加藤万吉君紹介)(第二〇号)

指定自動車教習所の公共性強化等に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第二九号)
社会の風紀環境浄化のための取り締まり強化に関する請願(森下元晴君紹介)(第一七四号)

十月十六日 人口急増過密都市の行政施策に関する陳情書(人口急増過密都市議会協議会長守口市議会議長北口佳一)(第九号)
地方財政制度の改革等に関する陳情書(福岡市中央区天神一の一の八福岡県町村会長藤本巧)

(第一〇号) 地方退職公務員の共済年金等改善に関する陳情書(宇都宮市堀田一の一の二〇栃木県退職者会長吉村勇)(第一二号)
石油化学コンビナートの保安及び防災対策確立に関する陳情書(中国四国九県議会議長会副議長会代表表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名)(第一二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○左藤委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、本会期中、地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により

- 一、地方自治に関する事項
二、地方財政に関する事項
三、警察に関する事項
四、消防に関する事項

以上の各事項について、国政に関する調査を行うため、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○左藤委員長 内閣提出、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務員災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。石破自治大臣。

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務員災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案  
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○石破國務大臣 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法及び消防団員等公務員災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

政府は、すでに、一般労働者の災害補償については、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を今国会に提出しており、また、国家公務員の災害補償については、人事院の意見の申し出に基づき国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を今国会に提出する予定であります。地方公務員の災害補償制度につきましても、公務上の災害または通勤による災害を受けた職員及びその遺族の保護の充実に資するため、これらと同様の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。  
次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一は、遺族補償年金の額の引き上げであります。現在、遺族補償年金の額は、遺族の人数

の区分に応じ、平均給与額の年額の三五%から六七%に相当する額となつておりますが、これを遺族の人数の区分一人の場合を最高として平均六一%引き上げ、平均給与額の百五十三日分から二百四十五日分に相当する額にすることとしたしております。

第二は、身体障害に対する評価の改善であります。神経系統の機能、精神または胸腹部臓器の機能に著しい障害を残す場合において、現在、常に介護を要する程度の障害は障害の等級第一級として、終身労務に服することができない程度の障害は障害の等級第三級として評価しておりますが、それらの障害により随時介護を要する状態にある場合について、新たに障害の等級第二級として評価することとしたしております。

第三は、障害補償年金差額一時金の支給に関する制度の創設であります。当分の間、障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、すでに支払われた障害補償年金及び障害補償年金前払い一時金の額が障害の等級に依り、それぞれ平均給与額の五百六十日分から千三百四十日分に相当する額に満たないときは、その遺族に対し、その請求に基づき補償としてその差額に相当する額を支給することとしたしております。

第四は、障害補償年金前払い一時金の支給に関する制度の創設であります。当分の間、障害補償年金の受給権者が自治省令で定めるところにより申し出たときは、補償として、障害の等級に依り、それぞれ平均給与額の五百六十日分から千三百四十日分に相当する額を限度として自治省令で定められた額を前払い一時金として支給することとしたしております。

第五は、小口資金の貸し付けを受けるための措置であります。年金受給者が一時的に必要とする資金の需要に資するため、年金を受ける権利を担保として国民金融公庫または沖繩振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けが受けられる道を開くこととしたしております。  
第六は、遺族補償年金に係る一時金に関する規

定、年金たる補償の支給事務の簡素化を図るための規定その他所要の規定の整備を図ることとしたしております。

以上が、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務員災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、別途本国会で御審議をいたしております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案による厚生年金における年金額の引き上げに伴い、地方公務員共済組合の退職年金等について、その算定の基礎となる定額部分の額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員等の年金制度について地方公務員の共済組合制度の改正に準ずる所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項についてであります。まず、その一は、厚生年金における年金額の引き上げに伴い、地方公務員共済組合が支給する退職年金等について、退職年金等の額のうち通算退職年金の額の算定方式に準じて算定する場合の定額部分及び通算退職年金の定額部分の額を引き上げることとしております。

その二は、厚生年金における年金額の引き上げに伴い、退職年金等の最低保障額を引き上げることとしております。

第二は、地方団体関係団体職員の年金制度の改正に関する事項についてであります。すなわち、地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、地方公務員の共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。

○左藤委員長 地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。五十嵐三君。  
○五十嵐委員 今度北海道の二区から出てまいりました社会党の五十嵐三君です。処女質問でありますのでどうかよろしくお願ひいたします。  
今国会の本委員会における第一陣でもありますので、自治大臣も自治大臣といたしましては初答弁ということでありまして、いわば所信表明を求めような気持ちで以下御質問申し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。  
昭和三十五年に、総理府外局にありました自治庁が国家消防本部を統合されて自治省に独立をいたしました。考えてみますとちようこととして二十年ということになるわけでありまして、この間日本の地方自治は、波乱万丈の中ではありましたが、相当の発展、成熟を見て、新しい憲法のもとに民主主義を支える主要な柱として成長をしてきたと思ひます。また、二十年を迎えた自治省にいたしましたも、地方自治体の利害を代弁して地方制度を保障する立場を本来の任務とする省であるべく、その重要性を増してきていくと思ひます。  
明治六年以来昭和二十二年まで約七十五年間、いわば日本の内政を支配して日本の官僚制の牙城とされておりました旧内務省の性格からは、今日の自治省というものは当然全く脱皮変身をしない時代、地方自治は三権分立とともに民主国家構

成の原理とする評価も高まっているわけでありますが、それだけにまた自治省に対する期待と批判というふうなものも非常に高まっているのではないかと考えます。まさに国民の熱い視線が自治省に集まっていることをぜひ御承知いただきたいと思ひます。

そこで、自治省二十年の今日、わが国の民主社会の中で地方自治の定着度というものはどの程度とお考えになつておられるか。ちよどきのう奥野法務大臣が参議院の法務委員会で、現行憲法は定着しているとは言えないという御発言があつたやうであります。しかしこの現行憲法の主要な柱である地方自治が今日わが国でどの程度定着を見ているかということについて、大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

国三千数百の地方自治体の一般的な行政能力あるいは住民の自治能力と申しますか、これをどの程度に評価し、またそれに信頼を置いておられるか、これもお聞きしたいのであります。そして今日、地方の時代と言われるこの新しい時代における自治省の果たすべき新たな役割、いわば自負心のようなものをひとつお聞きしたいと思ひます。

言うまでもなく石破大臣は、鳥取県知事を四期もお務めになられました地方自治の大ベテラン、先達者でありますので、概括的な大筋のお考えで結構であります。ぜひこれらについてまずお教えをいただきたいというふうにお聞きします。

○石破國務大臣 答えました。

私は、戦前旧内務省に勤務したこともありまして、御指摘のとおり鳥取県知事を務めた経験を保持しておるものであります。地方自治制度が発足いたしました当時は戦後の地方自治制度につきまして若干の疑問も持っておりましてはなかつたと思ひます。中には若干の例外なしと申しますのに今日の地方自治の制度は間違つてなかつたと思ひます。中には若干の例外なしと申しますのに今日の地方自治の制度は間違つてなかつたと思ひます。中には若干の例外なしと申しますのに今日の地方自治の制度は間違つてなかつたと思ひます。中には若干の例外なしと申しますのに今日の地方自治の制度は間違つてなかつたと思ひます。

り、地方の住民からも高く評価されておると申し上げてよからうと思ひます。つまり、それだけ今日の地方自治は定着しておると申し上げてよからうと思ひます。

自治省といつたしましては、憲法の精神なりさらには地方自治法の定めるところによりまして、地方自治体の健全な発展のために、また国と地方自治体の利害の調整等のため、地方自治発展のために努力してまいりたいと思ひます。

○五十嵐委員 自治省二十年の年に当たりまして、決意新たに地方自治の眞の発展のために、ぜひ御尽力をいただきますよう御期待申し上げます。

以下、幾つかお尋ね申し上げますのであります。時間の許す限り御質問申し上げます。

まず、政府及び地方自治体にとりましても、八〇年代の新しい政治課題といふか行政課題であります情報公開制について御意見を伺ひたいと思ひます。

いわゆる行政の情報公開につきましては、国も昨年九月の臨時国会における大平首相答弁以来かなり前向きにお取り組みになっておられると思ひますが、最近の状況を見ますと、多少どうもしりつぼみの不安がないわけでもありません。それでも諸外国の制度などを研究、検討するという学識者の情報公開問題に関する研究会が発足をいたしましたり、一般にはこれではどうも情報公開制度とは余りにかけ離れているのではないかと、芳しくない評判もありますが、十月一日には一応二十一省庁で情報提供の窓口を設けて、一部の公文書の閲覧の便を図るようになったりしたものであります。しかし、最近の新聞紙上の積極的なキャンペーンなどを見まして私も知るべきことができますように、アメリカの情報自由法、プライバシー保護法あるいは会議公開法、政府倫理法など一連の情報公開に関する法律制定を初め、欧米諸国ではすでに情報公開制度は主要な政治の潮流

となつていて、民主主義の活性化に大きく役立っているという現実から見ますと、どうもまだわが国の場合にはかなりおくれをとつていような気がするものであります。

私は常日ごろ思うのであります。権力というものには必ず腐敗する、ゆえにまた必ず秘密主義になる習性を持つていようであると思ひます。それは国のいかに問はず、また歴史の時代のいかに問はず、あるいはまた中央地方を問はず、保守革新を問はず、権力といふものを持つ宿命のやうなものだと言へるのではないかと思ひます。ですから、常に権力を浄化して政治を活性化するためには、権力をいつも大衆の中に吹きさらしておくということがどうしても必要な条件であらうと思ひます。

また、政治に参加せよと言われましても、国民が知りたい情報も知り得ないで参加しようがないわけでありまして、耳をふさいで目をふさいで、そうして意見を言へと言われましても、口の閉きやうがないといふことではないかと思ひます。

本来、国民に主権が存するのなら、国や自治体の持つ膨大な情報の持ち主はほかでもない国民自身でありまして、原則として行政の情報は国民の求めに応じて公開されるのが当然であらうと思ひますが、まず第一に、自治省自身における情報公開に対する基本的態度についてお尋ねを申し上げます。

○石破國務大臣 後で詳しく自治省のやっておりますことにつきましてお答えいたします。けれども、基本的な私個人、自治大臣としての個人でありますけれども、考え方を申し上げます。

政治に関係する者あるいは行政を担当する者、ときに他人様に聞かされて悪いことを機密と申して隠しがちなものでありますけれども、政治といわず行政といわず、それを担当する者だけでこれが実行できるものではありません。広く国民の理解がなければ何一つできるものではありません。原則として行政を国民に全部知つていただく、これは民主主義でありまして、主権在民でありま

すとか、そういうむずかしい意味でなしに、簡単に政治を円滑にやる、行政を滞滞なくやるというためにも、全部知つていただくということが何より必要だと思ひます。

極言しますならば、国際間の問題にいたしましても、えて紛争が起るとか対立を来すのは、相互の理解が十分でないために起る場合が多い。さらに極言しますならば、兵器の能力にいたしましても、日本がこれだけのものを持つておるんだといふことになりまして、それを知つておられた方が相手もよけいなことをしかけてこぬといふやうな場合もありましようし、国際間の誤解を与えぬためにも、国家機密といふやうなものにつきましても十分の配慮をした上でやつた方がむしろプラスになるんじゃないかと思ひます。

ただ、申し上げますけれども、担当しております者はえて自分に都合が悪いものですから隠しがちであります。その辺のなまいように注意してまいります。

○大嶋説明員 自治省ではどうなつておるかという御質問でございますが、仰せのようにこの五月の閣議了解がございまして、自治省におきましてはことしの十月一日から閲覧窓口を設けておるわけでございます。自治省本省におきましては文書広報課、消防庁におきましては総務課というところから閲覧窓口を設けております。その窓口には、国民の生活に役立てるため一般の閲覧に供することが適当であると認められる主な文書につきまして、閲覧目録を常時備へつけておるところでございます。この閲覧目録につきましては逐次整備をしております。

情報公開の基準でございますけれども、先ほどの閣議了解におきまして、各省庁に共通する公開基準の策定が今後の検討事項ということにされておりますことにかんがみまして、内閣審議室と各省庁と緊密な連携をとりながら検討してまいりたいと思ひます。現在のこと

ろ自治本省、消防庁合わせまして六百九十件ほど、それに法令集、こういうことになっておるわけでございます。

○五十嵐委員 大臣といたしましても個人といたしましても、きわめて評価すべき前向きな御発言で、ぜひひとつそういう気持ちでお取り組みいただきたいと思うのであります。

そこで、いま御説明をいただきました閣議了解でありまして、私、いまここにその閣議了解のコピーを持っています。ちよつとお聞きしたいのですが、これの二項の2に「秘密文書の期限付指定については、「秘密文書等の取扱については（昭和四十年四月十五日付事務次官等会議申合せ）第五項の趣旨に基づき、その一層の勵行を図る。」というようなことがあるわけでありまして、この昭和四十年四月十五日における事務次官会議申合せのコピーをいただきました。拝見をいたしました。ここで言う第五項、いま指して言っておりますのは「秘密文書には、秘密にしておく期間を明記し、その期間が経過したときは、秘密の取扱は、解除されたものとする。ただし、その期間中秘密にする必要がなくなったときは、その旨を通知して秘密の解除を行なうものとする。」ということ、これはこういうことであろうと思うのであります。同じこの申し合わせの十項目には「不要の秘密文書は、必ず焼却する等復元できない方法により処分すること。」というような項目があるのであります。私はちよつとこれはわからぬのですが、これらの項も含めて、いま秘密文書等の取り扱いについては自治省等もとり行っているのかどうか、お伺いしたい。

○大嶋説明員 自治省におきましても、文書管理規程におきまして大体同様の趣旨のことを規定しております。

○五十嵐委員 この場では、これをそう突つ込む場ではないと思ひますのでこの程度にいたしますが、ばくはちよつと納得がいかなないような気がするものであります。秘密文書であつて、不要になる

という意味がよくわからないのであります。秘密文書に指定するぐらいですから、軽々しい文書ではないと思ひます。後日いろいろな歴史の中で、そういう事実というのが非常に重要な意味を持つておるから、ぜひこういうようなことのない取り扱いを期待したい、こういうぐあいと思ひます。

そこで、自治省の取り扱いにつきましてはやわらかつたのであります。次に、最近各地の地方自治体で情報公開制について相当積極的に取り組んでいるところも少なくないようでありまして、自治省でお手持ちの最近の各自治体における情報公開への取り組みの調査内容等が、たしか四月の調査ですか、もしありましたらぜひこの機会にお示しをいただきたい、説明は要りませんから、よろしいですか。（大嶋説明員「わかりました」と呼ぶ）

（速記中止）

○左藤委員長 速記を始めてください。

○五十嵐委員 いまお配りいただきましたのは、四月一日の自治省の文書広報課の調査内容でありますから、これにつきまして私も聞かしてありますので、それを踏まえた上で以下御質問申し上げます。

たしかこの調査では、現在検討中というのが八府県、検討予定が十一県であつたと思ひます。府県、中でも埼玉、神奈川、滋賀各県、あるいは広島県の府中町などが相当積極的に取り組んでいるようでありまして、都道府県で約四割のところを検討を大なり小なりしているということになります。

安全保障や外交に関する機密がありません。けさもテレビに出ておりましたけれども、何かせんだつての民社党の大内さんの質問について、防衛上の機密がどうこうというところが少し問題になっておるようでありまして、そういうようなものは地方自治体には一切ないわけであつて、したがつて自治体における情報公開というのは比較的实施しやすい状況にあるのではないかと思ひます。

アメリカの場合で非常に印象深いことの一つは、情報公開制について、各州がしばしば連邦政府に先んじて実施しているということでありまして、連邦法で情報の自由法が生まれたのは一九六六年、そしてそれが大改正されて本当に効果を持つようになりしたのは一九七四年であります。しかし報道によりますと、南部の中で最も保守的な州の一つと言われるアラバマ州では一九四五年、ですから、いまから三十五年前ということになります。州法の中に三カ条から成る記録を閲覧する権利の規定を挿入しているのだそうでありまして、アラバマ州法第四十五條は、すべての市民は、法により特段の定めのない限り、いかなる公文書も閲覧し複写する権利を持つと定めております。まことにこれはなほものだと思ひます。

しかし、戦後日本の地方自治の流れを振り返つてみましても、やはり市民の権利に関する諸問題につきましても、地方自治体が国の政策に先んじて、市民生活のために先導的な役割りを果たしてきているという例もまた枚挙にいとまがないのであります。

私は、これからも日本の民主主義を真に内実のあるものに深めていくためには、各方面にわたる地方自治体のこのような果敢な実験がきわめて重要だと確信しているのであります。そしてまた、それは地方自治体だからこそ実は可能なことでありまして、自治省は最大限にそのような新たな政策の自発性を保障する、少なくともそれを阻害しない、それが必要でないかと思ひます。最近のこれら地方自治体の情報公開への熱意あ

る取り組みについて、大臣はどのようにお感じになつておられるか。好感を持つておるのか期待をしておるのか。まさか苦々しく思つてはいないというところは先ほどの御発言でもよくわかるのであります。ですが、できれば地方自治体の情報公開について激励の一つもいただければありがたいことだと思ひます。

○大嶋説明員 地方自治体におきます情報公開の制度化ということでございますが、これにつきましては地域の実情と必要に即して、各地方公共団体の判断と責任によつて対処すべき事柄であらうかと思ひます。しかしながら行政の適正かつ能率的な運営に留意しながら円滑な情報の公開に努めますことは望ましいものと考えておりまして、国における検討の進め方あるいは地方公共団体の動向等を見きわめながら適切に対処してまいりたい、このように考えておるところでございます。

しかしながら情報公開の問題につきましては、いわゆる公務員の守秘義務あるいはプライバシー保護の調整等、広く関係する分野がございますので、今後慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

○五十嵐委員 地方自治体の取り組みということは、日本の民主性あるいは地方自治を定着させていく上でも非常に重要な要因だと思ひますので、自治省こそこれを推進する上でお力添えをいただきたいというふうにお思ひます。

そこで、地方自治体の情報公開について検討したり踏み切つたりしていく場合に、いまお触れになられたことが、もちろん幾つかの難問にぶつかることになつておるわけでありまして、はたと行き当たりますのは、膨大な国の機関委任事務関係の問題であります。これは事実上地方自治体における仕事のうち、一説では七割も八割も機関委任事務といふことでありまして、したがつてこれらの膨大な機関委任事務の公文書等につきましても、これの公開を自治体の判断でいいいのかどうか、私はいんじやないかと思ひます。これが、これについての一定の御見解があればお聞か

せいただきたいと思ひます。

○砂子田政府委員 御案内のとおり、機関委任事務は主務大臣の指揮監督を受けて行つておられますので、その機関委任事務について情報公開をすることがどうかという問題につきましては、やはり主務大臣の指揮監督のもとにおいて、長の責任と判断において行われるべきものであるというふうにご考へておる次第でございます。

○五十嵐委員 そういたしますと、地方自治レベルにおける機関委任事務の公文書等の公開について、政府は連絡調整をとりながら積極的にこれに対する対応をなるべく早くお示しを願いたい。それでなければ、各自自治体で情報公開の問題に取り組んでまいりまして、事実上公開する分量は少ないということになるわけでありまして、もちろん、それでも大事なことはあるが、ぜひそのことを御要望申し上げておきたいと思ひます。

次に、どの自治体でも検討をする場合に中心の問題になりますのは、公文書等についてはいわば県民との共有財産でありますから、これを公開することが原則というふうには思ふのであります。しかし、どうしても非公開にしなければいかぬという部分も性質上あるものだろうと思ひます。それを可能な限り最小限にとどめることは言うまでもありませんが、たとえば個人に関する情報であつて、開示することによつて個人のプライバシーを害するおそれがあるようなものは公開すべきではありません。この公開と非公開の線引きというものは非常に微妙でありまして、自治体で情報公開の問題に取り組む上できわめて困難な作業と言へるのであります。これらについて自治省は何か見解をお持ちかどうか、持たなければ持たないでいいですが、一定の見解があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○大嶋説明員 結論から申し上げますと、具体的な見解はいまのところ持っておりませんが、公開する情報の限界、言いかえまして情報公開の基準についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように国におきまして内閣審議室を中心

全省庁による連絡会議を設けて、各省庁に共通する公開基準の策定について検討を進めておるところでございます。

この公開基準のあり方につきましては、プライバシーの保護あるいは公務員の守秘義務といった問題と深いかわりがございます。また、先ほど先生がお話しになりました諸外国の制度、その運用の実態あるいは社会的背景といったようなものを見きわめる必要もございまして、今後幅広く慎重に検討していかねばならない問題であらう、かように考へておるところでございます。

○五十嵐委員 いまもちよつと出てまいりましたが、いわゆる守秘義務のことです。これは地方公務員法第三十四条に言う「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とあるものによるものであります。

しかし、何でも守秘義務ということで、地方自治体の職員が萎縮している向きは確かにあるのではないかと、実はぼくは感ずるのであります。ひとつこの秘密という概念をわれわれは解明していかなくてはならないのではないかと思ふのであります。仮に法ができたかたがたの秘密といふもので非公開とするものがその場合の秘密といふものに当たるのではないかと、いふふうにも思ふのであります。まずこれについてどういふことかどういふことかでありまして、もちろんこれらにつきましては最小限にとどめるような方法が必要でないか。時間があるから諸外国の例なんかについて引くことを略しますが、ぜひひとつこんな意味でも、余り萎縮して地方公務員等がこれに消極的な対応をとるようなことのないように、やはり情報公開で一番大事な意識改革の問題なわけでありまして、そういう意味でも前向きな御判断がもしあれば出していただきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 いま御質問にございましたように、地方公務員法では公務員の守秘義務を定めて

おります。この守秘義務の考え方は、行政の公正な運営を確保したり、あるいは個人の利益とか公益の利益、こういうものを保護するために職務上の秘密あるいは職務上知り得た秘密について漏らしたりしてはならない、こういうことを定めておるものでございます。

情報公開の問題を考へる場合に、やはり同じ問題にぶち当たるわけでございます。地方公共団体が持つております情報をできるだけ広く公開をいたしまして、住民の理解と協力を得て行政を執行して行く、こういうことは基本的に望ましいわけでございますけれども、公表することによりましてそれが個人個人のプライバシーの侵害になつたりあるいは公益の利益を損なう、こういう場合には、やはり非公開とせざるを得ない問題が出てまいるわけでございます。先ほど申し上げましたように、基本的には公開できる、公開と非公開の境界について、秘密といふものについて客観的な判断をして、プライバシーの保護あるいは公益の保護といふことと、公開をできるだけ広くするといふことの調整を今後図つていく必要があると考へておる次第でございます。

○五十嵐委員 最近の裁判なんか見ましても、要するにただマル秘としたものを形式的に秘密といふのではなくて、つまりそういう形式秘説と、そつては実質的な秘密、実質秘説があつて、最近の判決たとえば最高裁判決では実質秘説をとつていくわけでありまして、ぜひそういう点もお考へをいただきたいというふうにお聞きします。いまそれぞれ御発言がございましたように、公開を原則とするという構えでこれらについてはお当たりをいただきたい。大臣自身は、情報公開はあるべきものだということを冒頭非常に力説をいただいたのであります。しかしながら、どうも役所は思つておられるのか、どうかお聞きしたい。この問題にたいしては、大臣の御指導をお願いを申し上げて、次の問題に移りたいと思ひます。

次

有鉄道経営再建促進特別措置法、略称国鉄再建法についてでございますが、これが通りますと特定地方線は四千キロに及んで廃線される。地域社会やあるいは地方財政への影響ははかり知れないものがあるように思われますので、この場では地方行政にかかわる部分についてこの問題を御質問申し上げます。

廃線対象線の選定基準は政令で定められることになるわけですが、たとえば北海道新聞社が最近入手したという、これは記事にも出ていたわけでありまして、政令案の基準によりまして、北海道内国鉄三十六路線のうち二十六路線が廃止される。道内の路線の約半分はなくなるわけでありまして。

今月の十二、十三の両日、私は社会党の調査団の一員といたしまして、北海道の国鉄留萌本線及び羽幌線の現地調査に入りました。早朝六時ころから列車に乗り込んで乗客とも話し合つたのであります。通学者、通勤者、病院通いあるいは行商のおばさんなど、列車利用者の不安は実に深刻なものがあつた。またこれらの線路を通じて出来秋には農水産物、これが農村や浜から町に行く。あるいはまた生産や生活のための物資が町から村に、あるいはこれから冬場になりますと灯油やガソリンが沿線各地に運び込まれていく。こうして一本一本の線路といふものは、住民一人一人の命につながつていられる存在だと思ふのであります。北海道の北側で言いますと、天北線だとか興浜北線だとか興浜南線、名寄本線、深名線あるいは美幸線や名羽線、これらのどれを切つても、住民の赤い血が飛び散るような思いの鉄道なわけでありまして。

こういう状況の中でありまして、旭川鉄道管理局の管内で見ましても、六十九市町村があるのでありまして、そのうち実に六十一市町村が議会で反対決議をしているのであります。してないうち七つというのは、駅がない町もあるわけでありまして、いわば全部の市町村が絶対反対という意思表示をしているというふうにお聞きします。

自治省の皆さんには改めて言う必要はないのでありますが、地域社会から教育や福祉あるいは地域産業をそうして交通の、どれを欠かしても住民生活というのは成り立たないわけでありまして、交通は一つの手段でありまして、目的は住民の暮らしでありまして、目的を忘れて手段だけを論じてもだめなものであります。これはいわば列車を置き忘れて機関車だけが走っているような結果になるのではないかと。定住圏構想あるいは田園都市構想、そして広域市町村圏構想などと政府はいろいろおっしゃるのでありますが、しかし、現実にはこういふようなことがあるということは全く逆行していると言わなければならぬと思うのです。知事の実験者で住民の痛みというものをよく知っている大臣は、この辺のところはよく御理解になっておられると思ひます。

何につけても不便な地方で住民が暮らしをして居る。息子たちが町に出たがるのを親は抑えて、ともかくも一緒に居る地方で働いている。北海道なんかの場合には特に寒いから、あの寒い中で、着る物だつてよけい要る。建物や建てるにいつたつて、坪単価はずつと高くなります。燃料費などというものは何倍もかかる。あの寒い中で、やはりここで骨を埋めるのだという気持ちで住民は働いているわけでありまして。医者も少ないし、若い人たちが集らなむ場だつてろくにない。そういうようなところから今度は鉄道もはぎ取るのだということでは、たまたまものでないのではないかと私は思うのです。一遍そこを交代して住んでみてくれと言いたくない気持ちはないのであります。せめて鉄道の赤字くらいは、国民全体が負担しながら列車を走らせてやっていたいのではないかと、それができないで何が地方の時代かという気持ちになりません。

大臣、本場に住民の立場になつて、地方の人たちの気持ちを閣内で発言してくれるのは、よくはやはり自治大臣しかないと。せひこの際大臣に期待したいと思つてあります。いかがでしょうか。

石破國務大臣 国鉄の再建の問題は非常に大きな問題でありまして、このたび御審議をお願いすることになりました。せひとも御審議の上、国会の御承認が得られることを期待するものでありますけれども、御承知のとおり、廃止されることあるべき路線の基準もまだ示されておられませんし、さらに、仮に廃止されるとなつた場合に、国庫なりあるいは国鉄等での程度の協力をされるものか、その辺はまたはっきりいたしておりませんので、御審議の段階において国民がよく理解していただくように、不明瞭な点を明らかにした上で御審議、御決定をお願いいたします。この法案の成否、最終の結末のつけ方につきましては、重大な関心を持っておりまして、

地域住民の足を確保してやるということは、最終的には地方自治体が責任を負わねばならぬ問題と考へておられます。また具体的な方法は考へておられませんが、なるべく早い機会に、特に地方開散線と称するものが集中している地方があります。北海道もその地方の一つでありますけれども、そういう方々の御意見も承り、最終的にどうして片をつけるかという態度を自治省としても考へてまいりたいと思つておられます。

五十嵐委員 結構なんです。しかしどうですか、ぼくはちよつといまお聞きしながら感じたのですが、自治省が最終的に地域の交通については責任を持たなければいかにぬという点はそれでいいのでしょうか。ぼくは、そういう気持ちもわからぬものではないが、しかし国民の足の問題、しかも国鉄の地方線廃止にかかわる問題から言へば、それをその自治体なり自治省が肩がわりされるというのではなくて、やはり国あるいは運輸省が中心になつて、ちよつと国民の足を守るんだという決意をしていってもらわなければ大変でないかなという感じがするのですが、ちよつと補足のお答えをいただいた方がいいのではないかと

思ひます。石破國務大臣 お答えいたします。運輸省は当然自分の責任として、国民の足を守ることについて今後とも御尽力願えるものと信じておりますけれども、地方自治体は従来からえてして運輸省なりあるいは政府の思いやりといひますか考へ方について、必ずしも十分の満足をしていなかったというのが過去の実績であります。今度の問題、やつてくれるには違ひないと思ひますけれども、やはり地方には地方なりの不安なり不信感というものがあろうと思ひます。その辺を十分くみ取つて、地方の期待にこたへることができると考へておられます。

五十嵐委員 重ねていまお聞きしたわけでありまして、そこでお答えいたしましたように、せひ最終的な結論に至るまでに自治省は十分に運輸省に意見を申し上げていただきたいし、地方住民が困るようなことにならないように最大の努力をしてほしいというふうに思ひます。同時に、万一部そういふような事態が発生した場合に、いまのお話のようにせひ自治省でひつと十分責任を持つた対応をしていただきたい、こういうふうに思つておられます。

その第一点は、地方財政についてはもう頭の痛いことばかり続くわけでありまして、特にこのごろ頭にかちんときましたのは、せんだつて経済同友会が地方交付税率の引き下げ論をまとめて自民党税制調査会に申し入れたという報道があつた。自民党といつたしまつてどのようなお返事をなさつたか存じませんが、しかし自民党としてもびつくりというところではなかつたかと思つております。まことにこの意見は、見当違ひもはなはだしいものと思つております。もともと地方交付税は、地方団体の固有財産であると思つてありまして、大臣の御見解をいただきたいと思います。

土屋政府委員 地方交付税についての理論的なことは省略いたしますが、基本的な点だけ申し上げますと、国の行政活動の七割は地方が受け持つておる。したがひまして、それに応じて税源というものも配分されるべきでございまして、現実的には御承知のように税源の偏在といふのがございまして、なかなかすべてで税で賄うといふわけにもまいらない。そういうことで、いわば私どもとしては一種の共同税といつたようなかっこうで地方交付税を考へているわけがございまして、その配分を通じて地方に所要の税源を与えておるといふふうには認識しておりますから、形は国の一般会計を通じておりますけれども、他の歳出とは全然性格が異なるものだと考へております。

五十嵐委員 私もそうだと考へておりますが、こつと基本的な交付税の考へ方なり仕組みといふものを理解しないで、この前のゼロリストじゃありませんけれども、あつたあつた感覚で他の歳出項目と同列に考へてこの削減を論ずるといふことは、全くナンセンスといふものと思ひます。しかも地方財政は、現実に巨大な借金の中で、しかも借金に合わせられているようなことであつて、今年度末には地方債残高は二十九兆円、交付税借入額は累計八兆円、その合計額は国民一人当たり約三十四万円の借金になる計算であります。むしろ交付税に関する論点は、もうこの五、六年、毎年二兆円から四兆円に上る財源不足が続いている。これは明らかに地方交付税法第六条の三の二項で言う、著しくあるいは引き続いて財源不足であるのに、交付税率が引き上げられていないところがむしろ問題だといふふうには思つております。自治省は、今年も当然大蔵省に対して強く交付税率の引き上げを要求するものと思ひますが、その決意のほどを明らかにしてほしいと思ひます。

土屋政府委員 先ほど御指摘をいただいたわけがございまして、五十年以来地方財政は大幅な収支の不均衡に見舞われておりまして、お示しの

ような大きな借金を抱えておるといふことでございまして、地方債だけでなく交付税特別会計における借入金というのも相当ふくれ上がっております。その結果、本年度末で七兆七千億の残高が残るといふことでございまして、現実には三二%で足りないために大幅な借入れを行つて、五十五年でも国税三税の四〇%近いものを配つておるといふ状況でございます。したがって私どもとしては、先ほど申し上げたような地方交付税の性格から見ても、相当多数の団体のために所要額はぜひ確保しなければならぬといふふうにご考慮しております。

ただ、五十六年度以降どうなるかといふことにつきましては、いまの段階におきましてはまだ経済の動向がわかりませんし、したがって税収の見込みもわからない、あるいはまた国の予算編成の方針もわかりませんので、歳出への影響といふことも不明である。それから税制改正等がどう行われるかといふこともございまして、

きわめて不確定要素が多い段階でございますので、どういった赤字幅になるのか、赤字が出るのか出ないのか、そういったことがなかなかわからないわけでございますので、それについて具体的に申し上げるわけにはまいりませんけれども、私どもとしては非常に大きな財源不足が出て交付税法の六条の三の第二項に該当するような事態になれば、それに基づいた主張といふのは当然すべきだと思つております。ただ、いま申し上げましたように、具体的にどういふふうになるか、まだ非常に模索しておる段階でございますので、どうか決めておけません。いずれにしても、地方財政が困ることのないような措置といふのは十分講じなければならぬといふふうにご考慮しております。

○五十嵐委員 この経済同友会の申し入れについて大臣の御見解を、簡単にいいのでありますが、一言……

○石破國務大臣 お答えいたします。どうも解せぬ点がありますけれども、同友会の

意見も前書きがあるわけでございます。「地方団体の給与、退職金の水準が、国はもちろん民間大企業のそれをも上回るものがあり、行財政面での緊縮も徹底を欠くまま推移している点は看過し難い。」その次に「この際」云々とくるわけでありまして、同友会のおっしゃられることもまんざら根拠がないとも言いかねるのであります。私どもは同友会など地方財政に対する素人の方からこつといふいぢやもんをつけられることのないように、地方団体の給与、退職金の水準等につきまして法律の定めるところにより適正に決めていただくように地方団体を指導してかかる、その上で同友会等のおっしゃることはもつてのほかであると思つておられます。

○五十嵐委員 一番おしまひのはねつきたいと思つておられるところは理解できませんが、少しがんばつてほしい。いろいろな官庁速報等から見ると、すでに自治省の意見も出ているようでありまして、この間鈴木東京都知事もこれに対して反対の申し入れをしたとかどうかという話も聞いていますし、自治体関係の人は皆頭にきていられる問題でありますから、これにつきましては、ぜひ大臣はその先頭に立つて強い反論をしてもらいたいといふふうにお願ひいたします。

最後に、もう一点だけちよつとお伺ひしたいと思います。去る七月二十八日東京高裁は、自治体の超過負担解消を求めました摂津訴訟に判決を下しまして、原告の摂津市側は再び敗れたのであります。しかしこの判決は、国への負担金請求の手続について必要な手続を経ないといふ、いわば法技術面からの原告敗訴としたものでありまして、あの判決文の内容をすつと読んでみましても、摂津市が訴訟で問うた超過負担そのものについて、その後は、この訴訟を起すことによつて国の超過負担解消の改善もかなり前進したといふことも含めて、訴訟の目的は実質的には十分に果たしたと申すべきものだと私は思つておられます。

が、名を捨てて実をとつた事実上の勝訴と評価する新聞の論調もあつたほどであります。この摂津訴訟の判決の内容については、もし御意見があれば大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○石破國務大臣 お答えいたします。お話の中にもございましたとおり、摂津訴訟は名を捨てて実をとつたものであると思つておりまして、

○五十嵐委員 非常に明快なお答えで評価をしたいと思います。私が、そういうことであれば、この超過負担解消のために一段の御努力をいただきたい、こつと思つておられます。

それで、ぼくは今度の問題を通じて思つておられるのは、いま超過負担について訴訟を起していただきますのは、摂津だけでなく、保育所運営費の国分寺訴訟あるいは小学校建設費の下松訴訟、農業委員会の筑後訴訟などが相次いでいるところから見ても、この問題の深刻さはわかるのであります。しかし、訴訟といふものに訴えなければ問題は解決しないといふことについて、ぼくは非常に残念に思つておられます。

それで、冒頭に申し上げたように自治省も二十二年になつたわけで、ここで改めて、ぼくなんかには言わせれば自治省が本当に自治体のいわば連合事務局のような思いで取り組んでもらうといふことからは、どうか自治省がこつと思つて訴訟を起さなければいかぬなどということにならぬように、やはり自治省が先頭に立つてこれらの問題の解決、正しい意味の国と地方の財政秩序の確立のために、そうしてそれを通じて内実のある地方自治をつくり上げていくために自治省はひとつ奮闘してもらいたい、その気持ちでいけばいいのであります。それで、この超過負担の問題でも単価差あるいは数量差あるいは対象差等、それぞれ相当の未解決部分があると思ひますので、これに積極的に取り組むをいたさなければと思つておられます。

に終わつておりますが、そこで争われたのはいわゆる超過負担の問題でございます。この問題はお示しのように国、地方の間の財政秩序を乱しますし、地方財政に過重な負担をかけるということになるわけでございますから、自治省としては従来から解消に努めてきたところでございまして、その点については今後とも十分努力をしてまいりたいと思つておられます。

問題は、やはりいまお話のございました補助基準等の適否というところにあると存じます。補助基準が実態に即して合理的なものになりますように、地方団体の意見も聞きながら、私どもとしては、関係省庁と十分協議をして超過負担の解消を図るつもりでおるわけでございます。

ただ、御承知のようにこの超過負担の問題になつてまいりますと、具体的には、いやぜいたく部分があるとかどうとかといったようなことで関係省庁とかなかなか意見が一致しない。私どもとしては、できるだけ実態に合うようにということでは、主張はいたしておりますけれども、ただ議論しただけでは済まないもので、最近ではできるだけ関係省庁一緒になつて実態調査をして、これを徐々に解決しておるところであります。お説のとおりだと思ひますので、今後ともそういった方向を続けながら、超過負担解消については努力をしてまいりたいと思つておられます。

○五十嵐委員 どうか、自治省二十年の今年を契機にして一層の御尽力をお願い申し上げて、質問を終えたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○左藤委員長 松本幸男君。

○松本(幸)委員 国会に議席をいただきまして初めての質問でございますので、質問の要領もよくわかりませんけれども、ひとついろいろ御教示をいたさうという意味で、質問は下手でありましてもお答えの方は懇切、明快に、私ばかりでなく国民の皆さんにもよくわかるようにお願いをしたいと思います。

第一類第一号 地方行政委員会議録第一号

昭和五十五年十月十七日

第一点は行政改革についてでございますが、先

般行われましした鈴木首相の所信表明演説によりますと、行政改革につきましては、まず、前内閣が策定いたしました五十五年度行革の実現を図るために関係法案の成立を図ることと、さらに、新たな角度から行政の合理化と効率化を進めるために、定員の削減と仕事減らしをやっているといふ言っておられます。また、将来に向かつての行政改革案を策定するために、第二次臨時行政調査会の設置が提案されております。

この行政改革に關しましては、御存じのとおり、昭和三十六年に臨時行政調査会法が制定されまして調査会が設置をされ、約三カ年の審議を経まして、昭和三十九年九月に行政各般にわたる改革意見がなされております。この改革意見及び勧告に基づきまして、この勧告の実施機関として行政改革本部と行政監理委員会が設置されまして、その具体的な実施を進めてきたわけでありまして、特に行政監理委員会は、監察機能の強化と行政制度や行政運営の改善につきまして検討して、総理大臣に意見を述べることができるとされております。

したがって、この第一次の臨時行政調査会の意見や勧告がこのとおりに実施をされていれば、いまさら改めて行政改革、行政改革と大騒ぎをする必要はなかつたのではないかと、なぜこの第一次臨時行政調査会の意見がほとんど無視され、実行に移されなかつたのか。特にこの改革意見の中には、行政事務の再配分に関する改革意見とかあるいは許認可等の改革に関する意見など、地方行政にかかわる意見もたくさん盛られているのであります。なぜこれらの意見が実行されなかつたのか、ひとつ大臣の御所見をまず伺いたいと思

います。

○石破國務大臣 前回の行政調査会の答申に對しましては、自治省としましてはできるだけの措置を講じておられると思ひますけれども、なお不十分な点があつたかもしれませぬ、さらにその後の情勢の変化によりまして、新しい見地から行政を見直すということも必要になつてまいりました次第でありますので、今回第二次の臨時行政調査会を設置

されるものと理解いたしてしております。

なお、具体的に前回の行政調査会の答申に對する自治省の措置につきましては、事務当局からお答え申し上げます。

○砂子田政府委員 第一次臨時行政調査会の内容につきましては、ただいま大臣からお答え申し上げたとおりでありますが、ただいま先生からお話のございましたように、地方行政に關する事項といふのも大変ございました。こさいに中を調べてみますと、許認可事務の中でも百を超える事務、事業についての問題点が指摘されておりますが、私が記憶するところでは、そのうち六十項目くらいのもので一応措置済みとして履行されておるといふことになつておりますけれども、大方のところは大体実現を見ていないのではないかと感じました。

次に、行革に關しましては、行政監理委員会からも、あるいはまた各省庁ごとに設けられております各種の審議会、たくさんございますけれども、こゝに關する審議会から、あるいはまた特に地方自治の關係につきましては、地方制度調査会におきまして十七次にわたる改革意見あるいは答申といふものが提出されておりました。これらのおびただしい改善、改革意見も今日までほとんど言つていないほど無視されてきている、取り上げられていない、これが現状ではないかというふうに思つておられます。これではせっかくつくられたこれらの審議会あるいは調査会といふものが、何か場当たり的に、そのときどきに何か問題がある、国民の不満をそらすための緩衝帯といふか、あるいは中和剤といふまじやうか、そういう役目を果たしている。形式的に内閣や各省庁のアクセサリーのような機関になつちやうていふのじやないかという感じがするわけでありまして、いろいろな改善意見といふものがなかなか実行

に移されない、このことにつきましては大臣はどう考へておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○石破國務大臣 国、地方を通じます財政の再建は、わが国目下の最重要課題の一つでもあります。これと関連します行政機構の改革、効率化、きわめて緊要なことであります。それゆゑに政府は、前内閣もそうでございましたけれども、行政機構の改革、本気でこれを実行しようといふところで、その一つの手段といたしまして第二次の臨時行政調査会を発足させよう、こゝに關しておる次第であります。

と申しましたも、これにすべてを任せて国民の皆さんの目を逃れるための措置にしておるのはないかという御指摘があるかもしれませぬけれども、決してそうではありません。現に、前内閣当時に提案しました行政機構の改革につきましては、すでに本臨時国会におきまして御審議を煩わすことになつておりました。さらに、昭和五十五年六月末を目前に、都道府県単位の国の出先機関の整理統合につきましても、若干時期は早れたいと思ひますけれども、前内閣の閣議決定いたしました趣旨に沿つた措置を、第二次臨時調査会と別に行政機構の改革案を立て、御審議を煩わすことになつておりました。御了承賜りたいと思ひます。

○松本(幸)委員 第二次臨時調査会のことにつきましてはまた後ほどちよつとお尋ねしたいと思ひますけれども、特に、こゝは地方行政委員会でありまして、こゝは地方行政に關することについてお尋ねをしたいと思つたのでありますけれども、御存じのとおり十七次にわたる地方制度調査会の答申が出されておられるわけでありまして、この答申につきましては、何が実施をされ何が実施されなかつたのか、この場で直ちにお答えいただくことが無理かもしれませんが、まあ資料でも結構でございますがひとつ整理をして、十七次にわたる答申の中で何が実施をされ、それがそのままなざらになつておられるのかということにつきまして説明をしていただきたいというふうに考へるわけ

でございます。

特に、最後の十七次答申につきましては、地方財政全般にわたりましたかなり画期的な改革答申であるといふように言われておりますが、この答申の実現の見通しにつきまして、これまで大臣の御所見と実現に向かつての決意のほどをひとつお伺いしたいと思ひます。

○大嶋説明員 最初に、何が実施され何が実施されなかつたかという御質問がございましたが、十七次にわたります調査会の中では非常に盛りだくさんの答申がなされておりました。たとえて申し上げますと、広域市町村圏による広域行政体制の推進でございますとか、あるいは公有地拡大でございますとか、特別区の区長の公選制度といったようなものはすでに実施されておるわけでございます。

なお、十六次で答申がございました自治意識の向上に關する答申、これらについてはいまだ実施されてございません。詳細なことににつきましては、また後刻御説明申し上げたいと思ひます。

それから十七次までの調査会の答申の実施の方向でございますが、この十七次地方制度調査会の答申におきましては、今後の地方行政制度改革の基本的な方向といたしまして、国、地方を通ずる行政の簡素効率化それから地方分権の推進といふ二つが挙げられておるわけでございます。これはきわめて時宜を得たものと思つておられます。この答申の趣旨が実現されるように最大限の努力をしたいと思います。特に答申の中におきまして、国庫補助金の整理合理化あるいは事務の再配分といった国と地方公共団体との關係にかかわります改善事項につきましては、その速やかな実現を図るよう強く要請されておるところでございます。これら国と地方公共団体との關係にかかわります改善事項につきましては、現在政府全体として取り上げております行政改革の中で推進するよう努めてまいりたいと思つておるところでございます。

○松本(幸)委員 十七次の答申につきましては、各地方団体でもこれを非常に高く評価をしており

と申して、これにすべてを任せて国民の皆さんの目を逃れるための措置にしておるのはないかという御指摘があるかもしれませぬけれども、決してそうではありません。現に、前内閣当時に提案しました行政機構の改革につきましては、すでに本臨時国会におきまして御審議を煩わすことになつておりました。さらに、昭和五十五年六月末を目前に、都道府県単位の国の出先機関の整理統合につきましても、若干時期は早れたいと思ひますけれども、前内閣の閣議決定いたしました趣旨に沿つた措置を、第二次臨時調査会と別に行政機構の改革案を立て、御審議を煩わすことになつておりました。御了承賜りたいと思ひます。

○松本(幸)委員 第二次臨時調査会のことにつきましてはまた後ほどちよつとお尋ねしたいと思ひますけれども、特に、こゝは地方行政委員会でありまして、こゝは地方行政に關することについてお尋ねをしたいと思つたのでありますけれども、御存じのとおり十七次にわたる地方制度調査会の答申が出されておられるわけでありまして、この答申につきましては、何が実施をされ何が実施されなかつたのか、この場で直ちにお答えいただくことが無理かもしれませんが、まあ資料でも結構でございますがひとつ整理をして、十七次にわたる答申の中で何が実施をされ、それがそのままなざらになつておられるのかということにつきまして説明をしていただきたいというふうに考へるわけ

でございます。

特に、最後の十七次答申につきましては、地方財政全般にわたりましたかなり画期的な改革答申であるといふように言われておりますが、この答申の実現の見通しにつきまして、これまで大臣の御所見と実現に向かつての決意のほどをひとつお伺いしたいと思ひます。

○大嶋説明員 最初に、何が実施され何が実施されなかつたかという御質問がございましたが、十七次にわたります調査会の中では非常に盛りだくさんの答申がなされておりました。たとえて申し上げますと、広域市町村圏による広域行政体制の推進でございますとか、あるいは公有地拡大でございますとか、特別区の区長の公選制度といったようなものはすでに実施されておるわけでございます。



まして、ぜひ実現について努力してもらいたいというように要望しておりますので、今後の御努力を期待したいというように考えます。

それから、これから設けられようとしております先ほど申し上げました第二次臨調と第十七次地方制度調査会の答申、さらにこの臨時行政調査会と地方制度調査会との関係についてお尋ねしたいわけですが、端的に申し上げまして、地方行政の改革については地方制度調査会の審議、献策にゆだねて、このことについては第二次臨調ではやるべきではないのか、せっかく十七次の答申も出ていることでもありませんか、二つの機関で同じようなことをやるといふことはそれを来すようなことにもなりませんし、大体むだだ、このように考えるわけでありませぬ。いわゆる第二次臨調で地方行政の改革についても手を染めていこうという考え方なのか、地方行政の改革についてはいま設けられている地方制度調査会の調査審議あるいは献策というものにゆだねようとする考え方なのか、第二次臨調と地方制度調査会との関係について大臣はどのように考えておられますか。

○石破国務大臣 地方の行政そのものについての改革等につきましては、御指摘のとおり地方制度調査会が御担当願うべき筋でありまして、国のいわゆる第二次臨調のごときものがあれこれくちばしを差しささむべき問題ではないと思ひます。しかしながら、御承知のとおり国の行政と地方の行政、国の財政と地方の財政、これは裏表になるような関係もありません。国の行政機構、特に地方支分部局がどうあるかということ、地方の自治体の行政あるいは財政のあり方と密接不可分、盾の両面のような関係に相なっております。したがって、第二臨調におきまして地方の行政そのものについてあれこれ御審議にならないと思ひますけれども、それと相関連します国の財政、行政機構、特に地方支分部局のあり方等については御審議になるものと思ひます。その際には、各地方自治体が常に要望しておりますことも十分配慮

していただいで適当な御答申がいただけるように希望いたします次第であります。

○松本(幸)委員 大臣のおっしゃることもわからないではないのでありますけれども、地方の行政に閣下は、せつかくできておられます地方制度調査会が第一次のいろいろな審議をして改革意見を出していくことでもやっておりますか、ききたいと思つておられます。また第二次臨調ができておられますから、いまの段階では何とも言えませんが、これとの連絡調整、少なくともそこを来さないような形で、しかも地方自治体というものの自主性が改革の中で損なわれることのないように十分な御配慮をいただきたいと思ひます。

次に移りますが、第二点は政治倫理の確立ということにつきまして、特に各種選挙を執行する主務官庁であります自治省の石破大臣にお伺いしたいわけでありませぬ。

まず第一に、今日、その確立が求められているところの政治倫理というのは一体いかなるものなのか。概念がはっきりしないので確立する確立すると言ひましてもやりやうがないわけでありまして、そういった意味で一体その政治倫理というのはどういふものなのか、その概念につきまして大臣の認識と申しましようか、考え方を御尋ねしたいと思ひます。

○石破国務大臣 お答えいたします。御承知のとおり倫理という概念は非常にむずかしいものであります。私も若いころ、学生当時から倫理学というふうなものも幾らかは教えられたけれども十分の理解をすることができませんでした。それだけに倫理というのはどういふものかというお尋ねであります。非常にむずかしいものであります。しかも政治倫理ということになりますと、一般人の持ちます、一般人に必要とされます倫理観というものよりか若干は異質なものであるかもしれないし、より高度の倫理が政治に携わる者には要求されることになるかもしれない。

私も、この間から考えておるのでありますけれども、本心に考えておるのでありますけれども、どうもむずかしい。政治家に求められる一番大切なことといひますと、政治に携わります者は国の安全が双肩にかかっているんだ、さらに国民の休戚に深くかかわっている、それだけ責任が重いものであるという自覚に基づいて行動するということ、政治家に国民が一番期待いたしておるところであろうと思ひます。そういうことかいらいたしまして、

通常政治倫理といひますと、政治家がよけいな金を使わないうちに、あるいはおかしな金に手を出さないようにということだけが言われがちであります。もちろんこれは大切なことでありませぬ。おかしな金に手を出したりしたら、国民の皆さんが政治家を信頼してくれませぬ。政治に對して信頼を持つてくれませぬ。それで政治が行へない。国民のためにやろうとしてもできるものではない。国民のためにも必要であります。大前提として必要であります。さらにそれ以上に、本心に自分を犠牲にしても国家、国民のために尽くすというのが政治家に求められる一番大切なことではなからうかと考えておられます。

○松本(幸)委員 冒頭、大臣は、倫理という問題はなかなかむずかしい、昔から一生懸命勉強しているけれどもよくわからない、理解できない、こういうふうなことも言われたわけでございますが、それでは鈴木内閣の閣僚の一人として、鈴木内閣が大きな看板に掲げておられます政治倫理の確立、何か余りよくわからないんだということでは確立のしようがないんじゃないかと、こういふように考へるわけですが、さらに敷衍して、国会議員というものは国の盛衰消長について国民に責任がある、そのことを自覚していかなければいけないのだ。これは私の考えでは、倫理というよりもむしろ国会議員の義務、責務、こういうものではないかというふうに思つておられます。それと、私自身がきわめて浅薄な知識で考えますと、倫理とかあるいは道徳というものは、仮にその上に政治家とか、あるいは公務員とか医師とか教師と

か、あるいは商人とかかといふいろいろな言葉を冠しても、やはりそこには共通した普遍的な人間として守るべき道ということがつまり倫理じゃないかというふうに考へるわけでありませぬ。

特に、その普遍的な倫理というものについては、ある職業の人、政治家なら政治家といつたような特定の立場あるいは職業、こういったものには特定のある部分が強要請をされる、こういうものではないかというふうに考へるわけでありませぬ。むずかしく考へれば確かにむずかしいことかも知れませぬけれども、倫理といふのはそんなにむずかしく考へるものじゃなくて、幼稚園の先生が子供に教えるような、うそをついてはいけませんよ、人をこまかしてはいけませんよ、あるいは人をだましてはいけませんよ、毎川さんじゃありませんけれども、親を大切にしない、他人に迷惑かけちゃいけませんよ、みんなと仲よくしないよ、こういうふうなきわめてだれでもがわかる、だれでもやらなければならぬ、これがつまり倫理ではないか、こういうふうな考へるわけなんです。

そういう倫理というもの、あるいは道徳というものには強制されるべきものではなくて、おのの良心に従って当然守るべき事柄であつて、たとえばこういうところへ掲げて、うそをついてはいけません、ごまかしてはいけません、だましてはいけません、ごまかしては書いておくれません、あつて、それを法律や規則で強制をすべきものであつて、それを法律や規則で強制をすべきものではないのじゃないか。倫理といふものを私はそのように考へるわけですが、ひとつ大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○石破国務大臣 お答えいたします。御指摘のとおり私も思ひます。倫理、もうどこまで考へたつてわかりませぬけれども、要するに誠実に行動するというのが正しいことだと思ひます。政治倫理といふふうな政治というものがつきましますれば、やはり政治というものは国家なり国民のために、そこで先ほどの私の御答弁になつたわけでありませぬ。御指摘のとおり、倫理を法律で強制するといふのはいかに私

考えます。

○松本(幸)委員 少し問答のようになりま... 制をするという事になれば、その時点でそのこ... とはもはや倫理というものの範疇からは外れてしま... えるというものはなくなってしまうのじゃないか... か。たとえばうそをついてはいけません、ごまか... してはいけません、これは一つの倫理であると思... うのですけれども、この倫理も、特定の事につい... て法律をもって強制し、義務づけられたものも... あります。特に法律で倫理を義務づけたようなも... のは、たとえば税金なんかの場合に、うそをつい... てはいけません、虚偽の申告をしてはなりません、... 虚偽の申告をすれば罰せられます、こういうこと... で法律が規定するわけです。しかし一般的な倫... 理というのは、法律や規則で義務づけられたり強... 制されるべきものではないと思います、法律によ... って義務づけられたものではないのは、もはやそ... の時点で倫理というものではない。もう国民... の義務といえますか、義務に属するものになっ... てしまう。したがって倫理というのは、法律がある... から、ないから、そういうことで守るか守らな... いか、そういうものではないかというように私は... 思うのですけれども、その点、大臣いかがですか。

○石破国務大臣 お話のとおりだと思います。

○松本(幸)委員 次に移ります。

首相の所信表明演説によりまして、「政治倫理... の確立を図るためには、公正で金のかからない選... 挙制度の実現が急務である」というように言っ... ておられます。

申し上げるまでもなく、わが国の選挙制度とい... うのは、公職選挙法にその制度が定められてい... るわけでありまして、いささか逆説的な言い方にな... りますけれども、この首相の所信表明演説で「政... 治倫理の確立を図るためには、公正で金のかから... ない選挙制度の実現が急務である」というこの考... え方、これは何か制度を定めた公選法に欠陥があ... る、このように聞こえるわけでありまして、

も、公選法に定められたわが国の選挙制度の中で、... どが不正で金がかかるようになっておられるの... か、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○石破国務大臣 お答えいたしますけれども、総... 理大臣のお話しになりましたことは、単に公職選... 挙法だけについておっしゃったのではなからう、... ほかに選挙に関係します法令の不備ということも... 念頭に置かれた上での御発言ではなかつたかと承... 知いたしました。

○松本(幸)委員 私も不勉強でございますので... ちよつとわからないのですけれども、選挙制度と... いうのは公選法以外にどういった法律、政治資... 金規正法もございしますが、公選法と政治資金規正... 法、それ以外の法律で選挙の制度というものを定... めたものがございしますか。

○石破国務大臣 このたびの臨時国会に御審議を... 煩わそうと考えておりますのは、政治資金規正法... の一部改正であります。もちろん、まだ内容が固... まつたわけではございませんけれども、大体前内閣... におきまして提案され、廃案になりましたのと大... 差のない案を御審議を煩わそうと考えております... が、その中におきまして中心になりますのは、個... 人が献金を受けた場合に、その政治家個人に届け... 出の義務を課して明朗化を図ろうといたしており... ます。いまはそういう制度がありません。そうい... うことによつて政治資金を明朗化し、国民の皆さ... んに政治に対する信頼をお寄せ願えるようにしよ... う、こう考えておるのでなからうかと思ひます。

○松本(幸)委員 大目標は政治倫理の確立なん... とか政治資金規正法を改正するとか、こういう... ことになつておられるのです。公正で金のかから... ない選挙制度の確立が急務であつて、そのために政... 治資金の明朗化を図る法案を今国会に提案をす... る、こういうふうに首相も言つておられるわけ... でありまして、これもやや逆説的になりま... すが、政治資金を明朗化すれば、公正で金... のかからない選挙が行われるようになるのかどうか... という事なんであります。

金のかかる選挙といましようか、金をかける... 選挙ですね。かかるんじゃないかと、これはかける... んですよ。かける選挙と政治資金の明朗化とい... うようなことは、これはやや次元の異なる問題で... ないかと思つておられますけれども、先ほどの倫理... とところでお尋ねいたしましたように、法律や制度... 等を改めれば倫理が確立するといふように考えて... いるのか。たとえば政治資金規正法を改正してそ... ういった取支を明確にすることに、いわゆる... 政治倫理といふ事でも、これは倫理とい... うのは人に属したことです。政治家の倫理とい... うことだと私は思ふのです。その倫理が確立を... するかどうかといふことについて大臣はどう... 思つておられるのか。

○石破国務大臣 政治資金を明朗化するといふ... けで金がかからないようになるというものでもな... いと思ひます。御指摘のとおり、別の問題かもし... れません。その辺のこともあわせて、選挙制度... のものにつきましても全体として検討してまいり... たい、かように考えております。

○松本(幸)委員 私の持論でありますけれども、... 倫理というのは法律や規則で強制されるべきもの... ではなくて、本来人間が人間として守るべき人の... 道だ、政治家もまた外ではない、こういうふう... に考へるわけでありまして。一般の国民は、たと... えば税金についてごまかしたりうそをついてはいけ... ません、その場合には罰則がありますよ、これは先... ほど申し上げたとおり、うそをついてはいけな... いこと自体は倫理だけれども、税金の申告に虚偽... のことをやつたら罰則を受ける、こういうことは... 倫理のちからで、義務というものの、責任というこ... とになつてくるかと思ふのです。そういう観点から... 一般的な倫理といふものは国民に法律等によつて... 強制されてはいない、こういうふうには私と思ふ... ます。

ところが、何か国権の最高機関である立法府を... 構成する国会議員がなかなか倫理が守れない、だ... から政治資金規正法等の法律によつて倫理を守ら... せるようにするんだということ、これはどうも私

はみずからの権威といましようか、自尊とい... ますか、それを失うことになるんじゃないかとい... うような感じがしてならないのですけれども、大... 臣はどのようにお考えですか。

○石破国務大臣 これもむずかしい御質問であり... ますけれども、私の承知いたしております限りで... は、政治あるいは選挙についての主として資金で... ありますけれども、制限してありますのは、アメ... リカ合衆国が非常に厳しく承知いたしております... す。それに対してヨーロッパ先進諸国は、政... 治資金あるいは選挙の資金につきましても、ほと... んど法律でこれを規制するといふような方策は... とつていないようでありまして、でき得ますならば、... 法律で選挙あるいは政治に使います金の制限... 等は本当はやりたくないわけでありまして、

も、現在の政治資金規正法のごときも先輩各... 位が長年御検討され、各党長年の御尽力の結果今... 日の制度を見ておられるものと思ひます。これはや... りそうなまやさしく簡単にどうこうといふような... ことを批判すべきものではありまして、現在の... 制度ができるにつくましてもそれなりの理由が... あつたものと思ひます。それぞれの時点、つまり... 今日時点において不十分な点があれば、それを... 改革していくといふ以外にはなからうと私は考... えております。

○松本(幸)委員 後ほどまた具体的な問題で言... 及をいたしますので、これはこの辺にとどめてお... きます。

次に、私の地元で発生いたしました例の富士見... 産婦人科病院の問題に関連いたしまして、二、三... お伺いたしたいと思ふのです。

乱診乱療の問題とかあるいは医療制度の根本に... かかわる問題につきましては、他の委員会で御論... 議されると思ひますので、私は当委員会の所管で... あります警察行政に関しまして主としてお尋ねを... したいと思つておられます。

資格診療による医師法違反容疑というふうにならされておられるのでありますが、この北野理事長の逮捕をきっかけにして、同病院のまことに残虐とも言ふべき積年の乱診乱療事件がまさにせきを切ったように吹き出し出るに及ばれまして、連日新聞をにぎわし、全国を揺るがすような大事件に発展をいたしましたわけでございます。地元ではかなり以前からとかくのうわさが流布されておりましたが、なかなか表面化せずに今日まで来てしまったわけであります。まさかこんなひどいとは思っておりませんでした。特に新聞報道などを見ますと、ここ一兩年、つまり五十三年から理事長逮捕に至る本年九月までの期間が最も激しくひどかつたようであります。

そこで警察庁にお尋ねしたいのは、この富士見産婦人科病院の捜査を始めた端緒といえますか、これがどんなものであったのかということ、いつからこの捜査が始められたのか、いろいろ新聞等では報道されておりますけれども、やはりきちんとした正確な答えをいただきたいというふうにお尋ねしております。次の問題もちよつと触れます。

われわれの承知しておりますところではおおよね二カ年以上かかっている、こういうことでございますが、なぜ理事長逮捕までこのように——逮捕の容疑は医師法違反、資格がないのに診断をしたといふわけで単純な容疑なんでしょうが、にもかかわらぬ二カ年以上も捜査にかかったというところについてなぜそうなったのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○谷口(守)政府委員 埼玉県警察におきましては、一昨年の暮れごろでございますけれども、問題になりました富士見病院の乱診ぶりに関する風評を聞き込んだわけでございます。早速そういった風評の裏づけ捜査に着手いたしました。慎重に継続してきたわけでございますけれども、この病院の理事長の北野早苗に対する容疑が濃くなったというところで、先生も御指摘のように去る九月十日、医師法等の違反というところで逮捕し、現在捜査を継続しておられるという状況でございます。

そこで、埼玉県警察が内偵を開始してから実質的検査に入るまで相当期間かかったじやないかといった点でございますけれども、その点につきましては御案内のとおり、この事件が病院内部での出来事でございます。しかも事案そのものが医療というきわめて技術的、専門的な分野の事案であること、また被疑者が実質的な病院の責任者である理事長の犯罪であるというふうないろいろな理由から、犯罪事実を把握するのに相当時間がかかったということでございます。埼玉県警察においては、内偵以来現在まで粘り強い捜査を継続しているという状況でございます。

○松本(幸)委員 このことにつきまして、これもまた新聞等では報道されているところでありますけれども、警察は富士見病院の自宅捜査を何回行ったか、それから自宅捜査で押収したものは何か。これは目録があればいいのですけれども、捜査上の問題もありますからなかなか目録を御提示いただくというわけにはいかないかもしれません。可能な範囲でお願いいたします。何回家宅捜査したのか、家宅捜査で何を押収したのか、ひとつお聞かせいただきたいと思つております。

○谷口(守)政府委員 富士見病院につきまして、医師法等の違反容疑で数回にわたって捜査を行つた上で、関係資料多数を押収しておりますわけでございますけれども、その内容につきましては現在埼玉県警察において捜査中でございますので、お答えは差し控えてさせていただきます。こう思うわけでございます。

○松本(幸)委員 そういふ答えが返ってくるのどうおと思つておりました。

(委員長退席、石川委員長代理着席)

押収されたものの中にいろいろカルテ等もあると思つておすけれども、実は現地の所沢保健所では御存じだと思いますが、五十三年、五十四年の分娩以外の手術の件数等については、検査をして明確に数字が出されております。そして五十三年に

至りまして、一月、二月の分についてははっきりしているわけですが、ところが三月以降の分については、いろいろな関係書類が警察の方に押収されてしまったので、あれば、保健所が立ち入って調査をして分娩以外の手術がどれくらいあったかということがはっきりわかるのだけれども、いま書類が押収されてしまつていたのでわからない、こういうことなんです。したがって、押収された関係書類の中から五十五年三月以降の、本来保健所が調べるべき手術の件数等について警察の方ではおわかりになつておられるかどうか。おわかりになつておれば、ひとつお聞かせいただきたいというふうにお尋ねいたします。

○谷口(守)政府委員 先生のお問い合わせでございますけれども、これもまた現在捜査中にかかわる事項でございますので、お答えは差し控えてさせていただきます。こう思うわけでございます。

○松本(幸)委員 その辺はちよつと私にも理解ができないのですけれども、押収された関係書類の中に入つておられるということなんです。置いてあれば保健所が行つて調べれば——その数字というのは、五十五年も五十四年も明らかになつておるわけですが、五十五年分についても一月、二月ははっきりしているわけですよ。ところが書類が警察の方に押収されてしまつておられるから保健所ではわからないのだ、こういうことであつて、そのこと自体は捜査上の秘密でもないように思うわけなんです。要するに、ほかのことを聞きたいというのではなくて、すでに保健所が五十二年、五十四年はきちんと出している数字、五十五年についても一月、二月はきちんと数字が出ておられるもの、これについて書類がそのままあれば、保健所が行つて調べれば数字が出てくるわけですが、たまたま書類が警察の方に行つてしまつておられるからわからない。書類を持つておられる警察ではわからないのかというところをお尋ねしているのであつて、これをしる捜査上の秘密だということには私は考えないのですけれども、その辺いかがですか。

○谷口(守)政府委員 去る九月十日、先ほど申し上げましたように理事長北野早苗を逮捕しまして、その後十月一日に起訴になつたわけでございますけれども、御案内のとおり逮捕された旨報道されるや、現在までに約千四百人の方から被害にかつたというような申告がなされておられまして、現在埼玉県警察においてはそういった方々からいろいろ事情を聞き、また押収された資料に基づきまして精査しているというふうな段階でございます。そういうふうなことで、何分捜査中の問題でございますのでお答えは差し控えてさせていただきます。こういうことでございます。御了承いただきたいと思つております。

○松本(幸)委員 一年生の議員ではその程度のお答えきりいただけなのかもしれませんが、捜査開始から逮捕まで約二年間かかつたわけですが、先ほど申し上げたように、この二年間に千二百件あるいは千三百件というふうな大変膨大な数の被害者があるわけですね。捜査が長引いたために、被害者の増大にあえて手をかけたとは言いませんが、結果的にもつと早くこれをやつていけばあんなに被害者がふえることはなかつたのではないかと、こういうふうに思うわけですが、その点についていま警察としてはどういうふうに考えておられるのですか。

それからもう一つ、被害者から、御承知のとおり同病院の医師に対しまする傷害罪の告訴が出ておられると思つておられるか。これも捜査上の秘密ということでお答えいただけないかもしれませんが、ひとつ可能な範囲で見通し等含めましてお聞かせいただきたいというふうに考えます。

○谷口(守)政府委員 仰せのとおり、早く検査すればそれだけ被害者の方が少なくて済んだということとは言えると思つておられるけれども、先ほどお答え申し上げましたように、何分今回の事案というのが病院内部の問題である、その他いろいろの理由から、容疑を確認するのにそれなりに時間がかつたということでございます。埼玉県警察に

おきましては、そういった風評を聞き込んで以来、現在さらにも今後とも精いっぱい努力をいたしましたし、また努力をすることとさせていただきます。

それから傷害罪の告訴につきましては、御案内のとおり九月二十九日と十月十四日の二回にわたりました。この病院で手術を受けられた方々から傷害罪であるという告訴がなされております。これにつきましては、告訴を出された方から事情を聴取するなど所要の措置を講じておるところでございます。

○松本(幸)委員 実は所沢におきましては、昨年の十月に総選挙が行われたわけでありまして、これは所沢だけではなくて全国的に行われたわけですけれども、この北野早苗という男がおります西所沢、富士見産婦人科病院のあるところでありまして、けれども、この町内でいわゆる町ぐるみの選挙違反事件が発生したわけでありまして、この町ぐるみ選挙違反事件につきまして、その経過と結果、これは終わることなっておりませんが、すでに判決も出ておることなっておりませんが、その経過と結果についてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つは、同じ十月に所沢では市長の選挙も行われたわけでありまして、この市長選挙につきまして、富士見病院理事長の北野早苗という男が、当時同じ町内に住んでおりました助役を担ぎ出して、助役が市長選出馬を決定してやめた途端に、今度は市長選に寝返りまして引きおろし工作に入った。この引きおろし工作に当たって当時の市長から、あなたを助役に再任しますという確約書というものをとって助役を引きおろした、断念させた、こういう奇怪な行動があったわけでありまして、その後この奇怪な行動が明らかになりました。所沢では大変大きな問題になりました。マスコミにも報道されました。天下周知のことになったわけでありまして、この一連の行為は、私も素人判断からいたしましてもあるいは多くの市民の方々も、公選法二百二十一條あるいは二百二十三條一項四号の違反じゃないかということが言われたわけでありまして、しかし、この事件につき

ましても実態上明らかに公選法違反ではないかというように思われたわけでありまして、けれども、全くそのままになってしまった。うやむやといいますが、何が何だかわからなくなってしまった。こういうことで、端的に申し上げると、地元の方々は、この産婦人科病院の乱診乱療の問題を含めて、衆議院選挙の違反事件も、いつものとおり、小物と言っては語弊がありますが、これも下の方の者が罰を受けて、当時地元の方は、この産婦人科病院の北野早苗が本場の黒幕だといふふうなうわさをしていたわけでありまして、市長選挙にかかわる違反についても、にもかかわらず、総選挙の違反事件は中途半端で終わってしまった。市長選挙にかかわる問題については全然不問。こういうことと富士見病院の乱診乱療とがかわり合つて、率直に申し上げまして警察に対する信頼感といえますか、おかしな感じがする、何かあるのじゃないか、こういうのが地元の皆さんの声だったわけでありまして、

そういう点からあえてお尋ねをするわけでありまして、選挙違反事件とこの市長選挙にまつわる事件について全然手がつけられなかったのかどうか、あるいは総選挙における選挙違反事件の経過と結果はどんなものであったか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○中平政府委員 お尋ねの第一点の、昨年の総選挙の際における買収供応事案の処理の問題でございますが、この事件につきましてはただいま先生からも御指摘がありましたように、すでに一応結審もいたしておる次第でございます。

事件の筋書きを申し上げますと、総選挙の告示の前一月くらいの段階で後援会の名義の供応事案がある、しかし実態的にはどうもこれは二区から選出された候補補派の事前運動、要するに事前における買収供応事案の疑いがあるということでありまして、投票日の翌日一斉に捜査に着手いたしました。まず被供応側、ごちそうになった側を

供応した側、これは二名でございますが、この者を一応逮捕いたしましてこの事件を固めた上、これに使われた金が約五万円あったわけでございますが、その五万円の金の出所を追及した結果、某代議士の私設秘書が逮捕された次第でございます。事件は、当該私設秘書がみずからの金をもって処理をいたしたということになりました、さらにその背後にある関係につきましても十分などいいますか、その段階で捜査は一応終結をいたしておる次第でございます。

ただいま御指摘のございました北野某なる者がこの事件に関与しておったか、こういうことでございまして、その問題につきましても、捜査記録その他一切を精査いたしまして出てまいりついでないわけでございます。御案内のように、選挙といたしましては、選挙に限りませんが、刑事事件といふのは証拠に基づいて積み上げてまいりついでないわけでございます。関係者の供述あるいは捜査の結果等から、いささかも北野が関与しておったという状況が出てまいりついでないわけでございます。その形において終結しておるわけでございます。

第二点の、所沢の市長選挙にまつわる問題でございますが、選挙は去年の十月に行われていたわけでありまして、ことしの二月に行われていたわけでありまして、次に市長との話をつけて一応助役をおろし、こういう趣旨で、そこに御指摘のありましたような買収事件あるいはそれにかかわる、要するに周旋行為等があったのではないかと、ということが記事に出ておたわけでございます。

所沢署あるいは埼玉県警といたしまして、事柄を一応重視いたしまして、当時捜査二課員も含めて捜査に着手していただいております。

この種の事件というものは、当然のことでございますが周辺の者から聞いてまいる。新聞の記事があったから直ちに当該関係者を呼ぶわけにはまいりませんので、周辺の事情をだんだん聞いてまいりついでないわけでございますが、一つには何分にも選挙が済んですでに三カ月余たつて、周辺の情

勢がかなり変わつてまいりついでないわけでございます。この種の事件といふのは、ある程度供述といふものが中心になるわけでございますから、周辺の関係者から事情を聞いていただいております。事情を聞いておりますが、当該報道等になされたような事実を証拠上裏づけるような供述も得られませんでしたし、新聞に掲げられておりましたある確認書のようなものがあつたということになつておるわけでございますが、これについても証拠上そういうものが私どもの手に入らなかつたといひますか、そういう状況等も含めまして私も立件送致するに至つていない、これが一応いさつてでございます。

ただ、今回北野某が埼玉県警におきまして医師法違反等の容疑でつかまつておりますので、この問題につきましても埼玉県警としては関心を持って、事実があるとなれば適切に対処してまいり、こういうことにならうかと考えております。

○松本(幸)委員 現地の警察もいろいろ御苦勞をされているとは思ひますが、その御苦勞のいかにも、結果的には乱診乱療事件と衆議院総選挙における違反事件と市長選挙の事件とが、警察側にとりましては不本意かもしれせんけれども、地元では一緒になりまして、現実の問題として地元では非常に首をかしげるといひます。どうか、疑惑というか不信といひますか、信頼感、そういうものが大変低下してまいりついでないかと、疑念といひますか、申上げるといひますか、それはいまから申上げるといひますか、少なくとも警察の威信あるいは信頼といひますか、少なからずとも警察の威信あるいは信頼といひますか、回復するために、今度の病院の事件ではぜひ徹底的にやつていただきたいというようにお願いを申し上げます。

それからもう一つ、これは警察庁にかかわることとさせていただきます。これは警察庁にかかわることとさせていただきます。自治省の選挙部にかかわることとさせていただきます。日本病院会政治連盟といふ政治団体なのかということ、この日本病院会政治連盟の五十四年度の収支報告がどのようになされているのか、まずお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、これは警察庁にかかわることとさせていただきます。自治省の選挙部にかかわることとさせていただきます。日本病院会政治連盟といふ政治団体なのかということ、この日本病院会政治連盟の五十四年度の収支報告がどのようになされているのか、まずお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、これは警察庁にかかわることとさせていただきます。自治省の選挙部にかかわることとさせていただきます。日本病院会政治連盟といふ政治団体なのかということ、この日本病院会政治連盟の五十四年度の収支報告がどのようになされているのか、まずお伺いしたいと思います。

○大林政府委員 お尋ねの日本病院会政治連盟と  
いうのはどういふ団体であるかという点でござい  
ますが、この政治連盟は自治大臣所管の政治連盟  
として届け出をされております。目的は、「本連盟  
は日本病院会の目的および事業を達成するために  
必要な政治活動を行う。」とされております。設立  
年月日は昭和五十一年十一月一日、代表者は河野  
稔さんという方であり、会計責任者も同じく河野  
稔さんがやっておられるようであり、主たる  
事務所の所在地が東京都千代田区麴町二丁目十四  
番ということになっております。

それから第二点の、病院会政治連盟の五十四年  
度収支報告についてのお尋ねであります、恐ら  
くお尋ねの内容は、これまで新聞で報道されてお  
ります献金関係のお尋ねであると思えます。病院  
会政治連盟の昭和五十四年分の収支報告書につ  
いて確認をしたわけでござい、御指摘の点に  
関する支出の記載は見当たりません。

○松本(幸)委員 余り具体的なお答えではな  
かったわけでござい、御承知のように、今度  
の富士見産婦人科病院事件に関連をいたしました  
で、中央地方の多数の政治家に献金が行われてい  
るといふようなことが新聞等で報道されているわ  
けであります、このたくさんの政治家のうちで、  
前厚相あるいは元自治相、新自由クラブの幹事長  
これらはいずれも日本病院会政治連盟から五百万  
円ずつの献金を受けたということとをそれぞれ認め  
ているというように報道されております。新聞報  
道によれば、この病院会政治連盟に領収証が発出  
をされていると言われております。ところが、献  
金をした側の日本病院会政治連盟の昭和五十四年  
度の収支報告には、こういう献金はしてないとい  
うようにいまお答えがあったわけで、支出してい  
ないといふところに領収証が発出されているわけであ  
りますけれども、金を受け取った方は、確かに受  
け取りました、ところが領収証を出した相手方は  
私の方は金を出していませんよ、こういうこと  
になります、そのお金というのは一体どこから来  
たことになるのでしょうか。

○大林政府委員 今後の収支報告書の処理の問題  
になるのどうと思えますけれども、現在のところ  
は、いろいろな事情が新聞で報道されてございま  
す。こういった事実関係が一体どういふことで  
あったのかということがわからなければ、そのあ  
たりがわからないということになるのでありまし  
て、今後関係の政治団体の方がどういふ処理をさ  
れるのか、私もそれを待つ以外にないと思いま  
す。

○松本(幸)委員 比較的事実関係のはっきりし  
ておりますことから申し上げます、実は入間比  
企開発協議会という後援団体を持っていて議員、  
この方は病政連から五百万円をいただいたとい  
うことで病政連に領収証を発行し、そして埼玉県の  
選挙にもそのような報告をされているわけでは  
ない一方、いまそちらから御答弁があったよう  
に、出した側の病政連ではそこには差し上げてい  
ませんと言っています。これも明白なんです。事実  
関係ははっきりしている。病政連の方ではその人  
には出していません、いただいた方は県選管へ、  
そこからいただきたというふうに出している  
のですから、先ほど申し上げましたように、こ  
れは虚偽といふことになるのでござい、そうい  
う事実関係がきわめて明確な場合に、選挙の主管  
をする自治省としてはどうなされますか。

○大林政府委員 一方はもったと言ひ、一方は  
出さないと言ひ、こういう食い違いが起るとい  
たしますれば、どちらかが誤解をしておるか、間  
違っておるかどちらかだと思ひます。結局はも  
らったといふことであれば、もらったといふ収支  
の報告が後刻出てくるのであろうと思ひます、  
でも、それについて片一方は出してないといふ  
ことになり、片一方は出してないといふこと  
かという白黒を行政庁においてつける立場に実  
私どもは立っていないわけであり、先生十分  
御承知のように、政治資金の収支報告につきま  
しては行政権力の介入はできないだけ避けるとい  
う趣旨から、行政庁としては出てきたものを、要す  
るに計算が間違つておるとかその他の、全く一見し

てわかる形式的な審査というところにとどめられ  
ておりました、そのためにこそそれぞれの収支報  
告書の末尾に会計責任者に、これに絶対に間違  
ありませんという誓約書、誓約文を書いていた  
だといふシステムになっておるわけでありまし  
て、御質問の、どちらが間違つておるかといふ問  
題についての白黒、決着をつける立場に私どもが  
ないといふことを御了解賜りたいと思ひます。

○松本(幸)委員 片方の寄付をした側の政治団  
体というのは自治省に届け出をする二都道府県に  
またがる政治団体、片や一つの都道府県の政治団  
体である、こういうようなこともござい、すけれ  
ども、一つの地域の中での政治団体であるとい  
は、たとえば埼玉県内なら埼玉県内だけの政治団  
体であれば、当然、提出をされる先が県の選管と  
いふことになり、そこで見れば両方引き  
合わせるということもできるわけですが、いまの  
ような場合に、それらについては是正の措置を講  
じさせるという行政の権限がない、こういうよう  
なお話に伺つたわけですが、そうなり、その部  
分についてはきわめて法が不備であると言わざ  
るを得ないわけですが、その辺のことにつ  
きまして最後にひとつ大臣のお考えを伺ひたいと思  
ひます。

○石破國務大臣 お答えいたします。

政治資金規正法の問題、これについての御意見  
もいろいろあると思ひますが、先ほど  
もお答えいたしました、私どもの先輩が長年にお  
たつて御尽力の結果今日の制度ができておるもの  
と思ひます。今後とも国会、各党各会派の御意見  
等も十分拝聴いたしまして、法令の不備があり  
しますならば、できるだけ改善の方向で今後努力  
してまいりたい、かように考えております。

○松本(幸)委員 質問もなされたような質問で  
すから、なかなか明確なお答えがいただけなかつた  
といふ点もござい、私自身としては多少の疑  
念を残したままでござい、この辺で終わらして  
いただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○左藤委員長 午後二時より再開することとし、  
この際、休憩いたします。

午後三時二十九分休憩

午後二時二十五分開議

○左藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

質疑を続行いたします。斎藤実君。

○斎藤実君 自治大臣にお尋ねをします。  
大臣、知事の経験もありなるし、私は地方  
自治に対する深い造詣を持っていらっしゃる自治  
大臣だといふふうに認識していらっしゃるわけ  
です。内閣もかわりましたし、自治大臣が大臣に  
就任されて地方行政に対する所信表明が当然行  
われるべきだと私は思つておつたのですが、所  
信表明もないうちに委員会が開かれたわけで  
あります。

そこで大臣、地方自治に対する基本的な考  
え方を伺うわけでござい、これからは地方の時  
代だ、こういうふうになつておるわけござい  
ます。八〇年代あるいは地方の時代と言われ  
る中で、本当に地域住民のためにこれから地方  
行政を一体どういふ形で進めていかれるのか、  
基本的な大臣の考え方をまず最初にお尋ねを  
したいと思います。

○石破國務大臣 お答えいたします。

何事についてもそうでありますけれども、地方  
自治につきましても、いい点さらに悪い点、両  
面あると思ひますけれども、総じて地方自治は  
きわめて重要なものであり、戦後地方自治を  
強化したことは大きなプラスであつたと思ひ  
ます。御承知のとおり、日本人はお互い、諸  
外国と比べてますと一億一千何百万といふ人  
間、単一民族であります。地域も狭くござ  
います。したがって、国民の意識が地方によ  
つて、都道府県によつて、アメリカ等と比  
べますと地方自治の必要性といふ点  
は比較的小さい、少なくあつてしかるべきもの

と思ひます。しかしながら、地方自治制度をしいた最大の効果は中央集権が行えなくなった、やりにくくなったという点だと思ひます。中央集権そのものもよい点はありますけれども、一番あれの困ります点は、全体主義が行き渡りやすいと言わなければならぬと思ひます。地方自治が発展した日本の今日で、左右いずれの中央集権も全体主義による中央集権はなかなかやりにくくなつておると思ひます。地方自治の最大の効果であつたと思ひます。今後とも地方自治の強化に向かつてさらに努力をしてまいりたい、かように考えております。

○齋藤(実)委員 大臣、地方自治の強化についてこれから積極的に取り組んでいくという答弁がございました。ぜひひとつそういうことをお願いしたい。

大臣、いま中央集権という言葉を使われましてね。私はそれに関連をしまして、現行の国と地方の行財政の構造というものは、許認可事務あるいは機関委任事務の増大のほかに補助金行政によつて、私はこれは中央集権と言つていいかわかりませんけれども、どうしても中央集権という形になつておると思つておる。また、中央主導型と言つてもいいと思つておる。また、こういうことが果たして地方自治にプラスになるのかどうか、非常に私は疑問に思つておる一人なんです。いまの形は、何と言つても機関委任事務とか許認可事務あるいは補助金行政ということに中央集権的になつておると思つておる。こういうことに対して大臣、これはどういふふうには認識されておるか、あるいは地方自治に権限を移譲していかうとお考えがあるのか、今後の施策についてお尋ねしたいと思ひます。

○石破國務大臣 お答えいたします。機関委任事務をなるべく整理して地方の固有事務に回したらどうかという点についてでありますけれども、正確には局長からお答え申し上げますが、私のただ勘でございましてけれども、両者制度は別といたしましてそう大した差異はないと思ひ

ます。しかしながら、補助金行政というのは地方自治の本旨に反するようないふ思ひがございせん。何とかして補助金行政をやめるように、そうしますと、ひよつとするとむだな補助金になつておるかも知れぬというふうな財政の冗費を節約することになりまして、まあ補助金を交付するし、補助金をもらうために、また補助金を交付するために、地方中央双方が非常なエネルギーを使つております。極言しますれば、私の経験からしますと、中央も地方も半分以上のエネルギーを補助金の受け取り、交付のために使つておるのじゃないかとさへ言つてもいいと思ひます。何とかしてこれを自主財源的に振りかえていただくということができないものかと思ひます。

原因はいろいろありまして、言うべくして一朝一夕にこれは改まらぬと思ひますけれども、関係者みんなで補助金行政を何とか少なくしていくということに努力してまいりたいと思ひます。

○齋藤(実)委員 大臣確かにおっしゃるとおり、これはもう地方自治は大変なものなんです。ぜひひとつ、御答弁がございましたように、できるだけ整理をして自主財源に持つていくようにお願いをしたいと思つておる。

次に、国、地方を通じての財政再建の問題でございまして。この財政再建の問題は、当面の緊急かつ重要な問題でございまして、特に地方財政の再建は当面の急務であります。大臣、この地方財政の再建についてどう考えておられるか。えらい赤字が出ておるわけですが、また来年度も相当な赤字が見込まれるだろうと言われておりますが、今後の施策について大臣どういふふうには反映されようとしていらっしゃるのか、まずこの点からお答えをあたりたいと思ひます。

○石破國務大臣 御承知のとおり、戦後しばらくの間、地方財政は非常に窮乏いたしておりました。高度経済成長の始まりました昭和三十年代中ごろからはだんだんと楽になりました。それが石油ショック以来また非常に苦しくなつた、こういう状況であります。

そこで、これについての考え方でありますけれども、行政の需要は一体どの程度のことか適正なのか。つまり、地方自治に求める地方住民の期待がどの程度なのか、それにどの程度こたえられないか。幾ら金があつても私は足りないと思ひます。これでは十分というところは、地方財政が十分という時世は来ることはなかつたと思ひます。つまり、地方自治体は一体どの程度の仕事をすればそれでいいのかがという点をまずセツトしてかかれませんことには、いつまでたつても問題が解決しないのではないかと考えております。もちろん、これも言うべくしてなかなかむずかしい問題ではありますけれども、ただ当面の問題として国、地方自治体それぞれ大体毎年総じて同じ程度の四十兆円という財政規模になつておられます。五十六年度の予算編成に当たりましては国がどういふ予算を組むのか、それに対応して地方はどういふ予算を組めばいいのかがという検討をして、地方財政に不都合の起らぬように処置してまいりたいと考えております。

○齋藤(実)委員 細かい問題に入る前に一点だけちよつとお聞きしたいのですが、昨年第十七次の地方制度調査会の答申がございました。これは地方行政に関する基本的な事項について答申を出されておるわけですが、この答申は新しい地方の時代にふさわしい自治体づくりのために重要な課題を指摘してございまして、私も評価しておりました。

大臣、十七次地方制度調査会の答申について何つておきたいのですが、この答申について大臣どういふ御認識なのか、この内容の実現についてどういふふうに取り組まれるのか、ひとつ率直にお伺いしたいと思ひます。

○石破國務大臣 地方制度調査会の第十七次の御答申についてでありますけれども、正直申し上げまして就任まだ日も浅うございまして、今後あれをどの程度具体化し、どういふ手順でやっていくかということについては確たる成算を持つてお

りませんけれども、十分検討させていただきます。忠実に御答申の趣旨に沿つて処置してまいりたい、かように考えております。

○齋藤(実)委員 次は財政問題に触れたいと思ふのですが、これから十二月にかけまして五十六年度予算の編成が行われるわけでございます。過日も予算ゼロリストを発表したり、あるいは政府は増税の必要性を大変強調されているわけですが、増税の必要性を強調されているわけですが、来年の地方財政の見込みについてお伺いしたいと思つておる。

率直に言ひまして、五十四年度の地方財政計画上の財源不足というのは四兆一千億で、昭和五十五年二兆五百五十億、五十六年度のことについては先ほどなかなかつかみにくいという御答弁がございました。これについて自治省としてどの程度の把握をしておられるのか、全く見通しがつかないのか、この点どうでしょうか。

○土屋政府委員 五十六年度の見通しでございますが、私どももその点についてはいろいろな情勢を分析しながら検討しておることは事実でございます。ただ、先ほど御説明申し上げたわけでございます。先ほど、一つには明年度の経済の動向というのがどういふふうになるかわからない、したがつて、地方の税収等がどういふふうになるのかあるいはまた国税に伴います交付税がどういふふうになつていくのかといったことがわかりませんし、また国の歳出自体がどういふ方針で組まれているのか、これも非常に重要な影響を与えるわけでございますから、そこらがわからなければなかなか歳出規模もわからないし、また税制改正その他これから検討されるわけでございまして、そういう動向もわからないわけでございます。非常に不確定要素が多いので、私どももどう申し上げようもないわけでございます。

ただ、五十四年度は四兆一千億であつた赤字、財源不足が五十五年度はたまたま二兆五百五十億になつた、そこらの方向がどうなるのだろうかといったようなことも含めてお尋ねでございますが、確かに五十年以降財源不足がどんどんふえ

ておると思ひます。これはもう地方自治は大変なものなんです。ぜひひとつ、御答弁がございましたように、できるだけ整理をして自主財源に持つていくようにお願いをしたいと思つておる。

て、五十四年度は四兆一千億ということに相なつたわけでございますが、五十五年度に二兆五百五十億と減りましたのはかなりな減ではございますが、これには三つの理由があったと私も思っております。

一つには、国と同じように財政再建ということだと思いつて歳出の抑制ということに心がけた。その点で近來に於て財政規模の伸びが低かつたということ、もう一つは、五十三年度以降に降経済が順調に回復してまいりまして、五十四年度思つたよりも税収が伸びる、したがって五十五年度もかなりなものが見込めたということ。第三点は、これも率直に申し上げまして、五十四年度に税収がかなり伸びたために国の補正予算がござりまして、そこで生じてまいりました交付税四千億余りというものを五十五年度に繰り越して使うといったようないろいろな事情がござりまして、結局二兆五百五十億となつたわけでございます。

そういった点で来年度はどうかということになりますと、結論としてはただいま申し上げたようなことで不明でございますけれども、ただいろいろ検討の中で考えますと、税収そのものが来年度そんなに調子よく伸びると思えない気がいたしますし、また交付税そのものも五十五年度も八千九百五十億というものを借りてやつと五%の伸びを圖つたという程度でございますから、来年度大蔵省あたりのいろいろな試算を見ましてもそれほど伸びると思えません。歳入面でもいろいろな点で窮乏でございます。一方歳出は、抑制基調に立つていたとしても、必要な義務的経費の伸びというものもござりますし、また住民のニーズにこたえた仕事もなければなりませんので、その極端に切り詰めるというわけにもまいらないという気もいたしますので、そこから見れば、そう楽な形にはならないだろうと思えます。

ただ具体的にそれではどうなるのだということになりますと、まだいまちよつとお答えできるような状況ではございません。いずれにしても私どもは、そういった財政の状況、今後明らかになつ

てくるいろいろなものに基づいて検討を進めて、地方財政の運営に支障がないように十分取り組んでいかなければならないということだけはかたく思っているわけでございます。

○斎藤(実)委員 確かに厳しい状況ですから、税収もそんなに伸びはないと思うし、厳しく見ておいた方がいいと私は思うのです。

そこで、財源不足を補てんする対策としては、地方税、交付税の引き上げだとかあるいは国が二分の一負担をするという交付税の借入れ、あるいは財政対策債の増発とかいろいろあるわけですが、何といたしても交付税の引き上げということが基本だろうと思うのです。予算要求のときには毎年大蔵省にいろいろ要求をしていっているわけですが、来年度の分についてもひとつがんばっていただきたいと特に要望申し上げておきたいと思

次に法人税の問題でございます。法人税の引き上げが具体的に論ぜられてはいるわけですが、同時に地方自治体における法人関係税の充実強化ということについては私がお伺いしたいと思つております。法人税は国税ですから、全額国の収入に入るわけですね。法人税の負担を増強する場合に、国の法人税の税率アップだけが表に出ていまして、地方団体の法人関係税の強化充実ということが表に出ていない。これはちよつと困ると思うし、不公平ではないかと思つておりますが、大臣の考えはいかがでしょうか。

○石原政府委員 税制改正の問題につきまして、現在税制調査会で中期の改正内容について御議論が行われております。恐らく十一月月上旬には結論が出るのであらうと思つております。これは中期の改正でございますので、五十六年度の改正内容についてはこれに引き続いて議論されることになると思つております。そうした中で法人課税のあり方についても、その基本的な仕組みの問題あるいは負担水準の問題等について議論が行われてお

じやないか、こういった考え方が出されております。その結論が出るまでには、なお若干時間がかかると思つております。

そこで、法人課税を含めまして税源全体についての強化の問題が論議されておるわけでありまして、私どもの基本的な考え方といたしましては、現在地方歳入中に占める地方税源の割合が非常に低いという認識のもとに、これを引き上げるべきである、税源充実の場合には地方税源の強化充実を図るべきであるという考え方で取り組んでいきたいと思つております。法人課税につきましてもその基本的な考え方のもとに、当然地方の法人課税についても充実が図られるべきである、中でも都市税源、市町村の法人課税が非常に少ないじやないかという考え方が指摘されておりますので、私もその線に沿って最大限の努力をしてまいりたい、このように考えております。

○斎藤(実)委員 次に、先般全国の知事会がございました。そのときに鈴木総理が、いまの厳しい財政状況の中で根本的な税財源の配分はやれる状態ではないというふうに言われたと新聞報道がされてはいるわけですが、税財源の再配分について、これは私は思ひ切つてやるべきだと思つし、大臣、ひとつどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思つております。

○石破國務大臣 総理大臣が申されましたこと、やむを得ないことではなからうかと考えております。たとえば地方交付税の税率の引き上げ一つとつてみましても、地方自治体といたしましては、したがって自治省といたしましては、幾らかでも地方交付税の税率を引き上げた、引き上げてほしいと切なる願ひではありますけれども、これは同時に国の取り分がそれだけ減るといふ結果になるわけでありまして、総理大臣、この際国の財政の厳しい折から税財源を根本的に再配分し直すというのにはむづかしいと申しましたのも、その辺が一つの理由ではなからうかと考えております。

だと私は思つたのです。税源につきましては、やはり税源を地方に移譲するということ、これは大臣も先ほど触れておりましたが、国税のうち税目あるいは税率などを再検討して地方税の強化を図るといふこと、これはぜひやつていただきたいと思つております。また現在、各種譲与税の地方への配分割合をふやすといふこと、これも私は大事だと思つております。大臣、先ほど触れておりましたが、税源について交付税の引き上げあるいは国からの地方団体に対する補助金を一切やめて一般財源とする、これは大臣もさうおっしゃつておりました。こういうことを考えますと、やはり国と地方との立場あるいはあり方を考えれば、国の財政事情が苦しいという立場も十分わかりますけれども、これはひとつ思ひ切つて自治大臣として、もう一度税財源の配分についてのお答えをいただきたいと思つております。

○石破國務大臣 お答えいたします。重ねての御質問でありますけれども、なるほど地方交付税という形では現在三二%しか渡してないわけでありまして、ここ数年來の地方財政計画の策定につきましては、国も何らかの形で、形は交付税でありませぬけれども、財政措置を講じておられます。見方によりますれば、実質四〇%の交付税率に及んでおるといふ程度まで、何らかの形で地方財政に手当てをしておるわけでありま

す。本来の姿から言つと、あるいはそれはよくないことかもしれませぬけれども、とにかく地方財政が何とかしてやつていけるだけの措置はこれまでもとつてまいつておられますし、五十六年度の予算編成に当たりましては、姿は別といたしまして、実質地方が必要なる仕事をおやりいただくのには不自由はかけないように善処いたす決心でありますので、御了承賜りたいと思つております。

○斎藤(実)委員 ぜひひとつ、大臣のいまの答弁のとおりお願いをしたいと思います。大臣、この間総理が全国知事会でこういうふうになつておられるのです。中央の人減らしのためにも、国庫補助金の統合、メニュー化をすべきだとの考えは

傾聴すべき意見だ、わずかな補助金よりも、これをまとめて地方が特性に応じて使う方が経済効率的にもよいとの考えを持っている、こう総理がおっしゃっているわけですね、これは今後の課題として検討していきたいという、きわめて前向きな話をされているわけですね、これは私は結構だと思っております、自治省としても、この問題についてぜひよく取り組んでほしいと思っております、しかし、なかなか一遍には私はいかないと思っております、総理もこうおっしゃっているのですから、この際思い切った国庫補助金の整理統合、メニュー化をぜひ進めるべきだと思っております、大臣いかがですか。

○石破國務大臣 三千数百に上ります地方自治体であります。あるいは中には不心得な自治体なきにしもあらずと申さざるを得ないと思っております、戦後の地方自治制度しかれまして三十年たつたわけでありまして、地方自治体の行政、これは信用していただいていると思っております、けれども、え、どうも中央政府の主として役人でございまして、地方自治体に対する信頼感が少ないように思っております。地方におりましたころもそれを感じておりましたし、その後もそういう気がしてなりませぬ。中央政府の役人諸君が地方自治を信頼しない、何とか補助金等で監督せぬことには安心ならぬ。まあ親切心には違いないと思っておりますけれども、よけいな干渉をし過ぎる、これはどうしても直していかなければならぬと思っております。

なお、自治省も最大限、補助金の一般財源化等については努力するつもりでありますので、各界、国会の諸先生におかれまして、どうぞその辺のことにつきましても格別の御協力をお願い申し上げます。○斎藤(実)委員 次に、私は北海道の集中豪雨に伴う地方自治体の財政問題について伺いたいと思っております、これは八月三十一日、道南地方に集中豪雨がございまして、災害救助法並びに災害対策に対する地方自治体への財政問題について伺いたいと思っております、たとえば登別という市がござい

まして、これは復旧計画の実施などによりまして単独市費、市の持ち出し——災害応急単独事業用として、この災害があつてから九月末まで市単独で一億六千二百二十三万三千円を支出しているわけですね。さらにこれとあわせまして公共災害復旧の自己負担等が加われば、地方自治体としては大変な財政負担になるわけでございます。これに対する措置としては、この特別交付税による以外はないわけですが、こういう緊急かつ災害の場合、増額配分などの財政措置がとれないものかどうか、伺いたい。

○土屋政府委員 地方団体といたしましては、災害対策にいろいろな手段を講じて一生懸命やっておりますわけですが、いわゆる災害復旧に從つて復旧を行う。ただ、それ以外の目に見えないものもいろいろの施策等がございまして、おっしゃるような地方団体としてはいろいろな対策費がございまして、私どもとしては、そういう災害対策についてはできるだけ特別交付税でめんどうを見たいということから従来からやっておりますわけでございますけれども、ただ、地方団体が実際にこれだけかかつたという実績をそのまま交付税で配るといったような仕組みではございまして、私ども特別交付税としての一つの枠もございまして、そういう中で、当該団体の被害の状況なりあるいはまた財政状況等も十分勘案した上で、適切な配慮をするということにいたしております。ただ、いまおっしゃいましたことは、ことしは特別交付税の伸びも非常に低く、総枠としてもなかなか乏しいのではないかと、総枠としても含めてのお尋ねかと存じますけれども、そういう点では確かに被害があり、その他の災害もあり、将来また豪雪等がどうなるか、いろいろな意味で特別な財政需要というものは出てくるかとも思っております。私どもも、できるだけそういう実態を見ながら現在の特別交付税の枠内で処理したいと思っております、非常に伸びが少ないので十分と

いうまでには至らぬ場合もあるかもしれませんが、全般的に今後のいろいろな状況を見ながら、どう対応するかということもそれなりに私ども真剣に考えてみたいと思っております。ただ、ある範囲内においては、十分災害の実態を見て対応したいと思っております。

○斎藤(実)委員 局長、確かに私はわかりませんが、室蘭市の場合現在の特別交付税の基準で行きますと、大体三千五百万円にしかならぬではないかと言われているので、その中で時間外勤務だとかそういう手当だけでも大体二千万くらい行つちゃう。そのほかにもいろいろの経費がかかっているわけですね、こういうことでございまして、十分ひとつ、こういう災害地に対してはそれから、実はこの八月三十一日の集中豪雨によりまして、現在旧国道を迂回しているわけですね、相当長い間たっているのですが、全面復旧の見込みがたつていない、これはいつころになれば復旧するのかわからない。お尋ねをいたします。

○吉越説明員 お答えいたします。八月の集中豪雨によりまして、北海道の国道につきましては十三カ所被害を受けております。そのうち三十三カ所は、登別から室蘭市にかけて四カ所被害を受けておりまして、そのうち三カ所はすでに二車線で復旧が終わり、本格復旧をやつておる最中でございます。御質問の登別市富浦地区でございますが、これは現在市道でございますけれども、従来の国道三十六号の旧道がございまして、それを迂回路として利用していただきながら、バイパス部分につきましては現在復旧に努めているところでございます。ただ、被害箇所が二キロにわたりますので、かつ崩壊土量が一万余立米という大規模な被災でございまして、これが復旧を終わらして供用開始されるのは十二月の下旬になるのじゃないかと考えております。そういうことでございまして、鋭意復旧に努めているつもりでございますが、

しばらくお待ちいただきたいと思っております。○斎藤(実)委員 もう一点伺います。国道三十七号線は、七月、八月と二回にわたつて崩壊事故がございましたね、これによって室蘭市の交通機関が麻痺状態になつた、これは市民生活に甚大な影響を与えているわけですね、そこで白鳥新道の早期開設が必要だと考えているわけですが、この白鳥新道の建設について建設省はどういう考えをお持ちなのか、伺います。

○吉越説明員 お答えいたします。先ほどの被害を受けましたのは、札幌から室蘭に参ります国道二十六号線にかかわるものでございまして、いま御質問の白鳥新道につきましては、四十九年から調査を開始しまして、一応三十七号のバイパス部分ということで改良しようじやないかという見込みのものです。聞くところによりまして、この事業化につきましては、北海道開発庁において調査の結果を踏まえまして、昭和五十六年の概算要求で事業化に踏み切りたいと要求していると聞き及んでおるわけでございます。

○斎藤(実)委員 大臣、先ほどとも論議がございましたが、国鉄再建法案、赤字路線切り捨ての問題なんですが、今国会に提案されておるわけですね。国鉄再建法案は、北海道の住民とこへ行つても非常に関心を持っておるわけですね、これは北海道開発庁という行政機関がございまして、全国の赤字路線の半分を北海道が受け持つということは北海道開発に逆行する、むしろ鉄道をふやしてもらいたい、こういう声が非常に強いわけですね。

先ほど大臣ここで答弁されましたが、地域住民に非常に影響のある国鉄再建法案、これは大臣も閣僚の一員でございまして、自治大臣としてのお答えになると思っております、特に北海道がねらい撃ちをされているわけでございます。私は北海道というの、北海道のための北海道ではなくて、これから人口を吸収する唯一の国土世間です。だから、日本全体の中の北海道だということにどう思われるべきかと思つております。そういう意味で赤字



ローカル線の廃止については、北海道の道議会あるいは地方団体、住民がこぞって反対をしているわけですが、この赤字路線対策について、北海道については非常に困る。大臣、ひとつこの問題について再度御答弁をいただきたいと思ひます。

○石破國務大臣 赤字線廃止の問題でありますけれども、なるほど私も賛成しました上で法案の御審議をお願いしておるわけですが、正直申し上げてあの法律が通つた—何と申して通していただかなければいけませんけれども、さあきょう通つた、法律が予定しておる間に本当に現実に鉄道がはがせるものかどうか、これはよほど地方自治体なり地方地方の住民の皆さんの御理解を得ないことには、法律が通つたからといって実行困難ではなからうかと私は思つております。

はなはだ無責任なようで恐縮千万でありますけれども、先ほどもお答え申し上げましたとおり、どの程度ものからその廃止の対象になるのか、廃止するとした場合にどの程度の助成を行うものなのか、どうもまたその辺、政府全体としてもはっきりした態度に至つてないようでもあります。その辺のことが詰まらぬことには、どうも反対するといつて一概に反対もできませんので、こういう状況であります。とにかく通していただいて、その上で、はなはだ無責任なようで恐縮至極でありますけれども、地方自治体の御意見等も十分拝聴し善処する以外にはないと考えております。

なお、北海道についてでありますけれども、もちろん北海道を特別扱いをしたつもりは毛頭ないと思ひますが、私どもは明治初年に北海道開拓使というものを設置して北海道の開発に当たつたときの考え方、あの辺にもう一遍立ち返ることが必要な時期を迎えておるのではなからうかと考えております。北海道の鉄道の処置につきましても、そういう見地からも十分の配慮が必要ではなからうかと考えております。

○斎藤(実)委員 例の国鉄再建法はとにかく通してくれという答弁でございますが、何人かの同僚委員もこの問題に触れましたし、これは北海道

の住民あるいはいろいろな団体、地方自治体も含めて挙げて困る、この声は大臣率直に受けとめていただいて、十分閣議でも、また運輸大臣にも強硬にお話し合いをしていただきたい、特にお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○左藤委員長 青山丘君。  
○青山委員 今月の一日に、愛知県大府市で十九時間にもわたる長時間の火災がありました。そのことは恐らく御承知おきだらうと思ひますが、通常の火災であればもっと早く消火できたであろうと思われまして、たまたまそこには毒物が設置されていた。したがって、通常の消火活動では大変危険な状態になるかもしれない。青化ソーダというのは水をかけることによつて青酸ガスを発生する。これはきわめて人体に有毒なガスであります。このガスが発生すれば非常に危険な状態になってくるということ、実は水もかけられない。いいながら、さりとてほつておくわけにもいけません。現場におられた消防士及び消防団員のみなさんは非常に苦しい消火活動をされたわけですが、

なるほど考えてみますと、今回この火災はいろいろな教訓を私たちに与えてくれたわけですが、私たちが市民生活の近くにこんな毒劇物が設置された、しかもそれは消防署において十分に実態が把握できないような法の体系の中にある、制度の中にある、したがって消火活動にいろいろな支障を来してしまつた。こういう状況ですから、避難命令を受けた市民にとつても非常に不安な中の一を過ぎた。近代社会の中での市民生活というものがまことに危険な状態にあつたということ、いまさらながら思ひ知らされた、まさに危険と隣り合せて生活をしていくということがわかつたわけですが、そういう状況の中で、自治大臣はあの大府の火災からいろいろなことを検討してこれらに対する見解と、これからの対策について御見解をまず伺つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 十月一日の大府の倉庫火災につきましては、ただいま青山先生から詳細にわたつて御指摘があつたとおりでございます。前の静岡のガス爆発事故もそうでございますし、引き続き今回の大府の事故と、特異な事例がこのところ相次いでおるわけでございますが、私どもの消防法規の上からは、前の事故もそうでありまして、今回の事故もそうでございますけれども、手の届かない部分があつたことは事実でございます。それにつきまして、私も現在反省をしておるところでございます。これらの事故に対応できるように、法改正の問題も含めまして検討を続けておるところでございます。

○青山委員 自治大臣にはお尋ねしたのですが、大臣は今回の火災をどのように受けとめておられるのか。それから、今回の火災を一つの教訓としてどのような法改正を考えておられるのか、制度の改革を考えておられるのか、伺つておきたいと思ひます。

○石破國務大臣 答えたいと思います。  
今月の一日でありましたか、大府市内において倉庫が長時間にわたつて焼けたという事件についてでありますけれども、水が不足しておつたというところでもありませんし、水がかかりませぬ、長時間にわたつて消火できなかったといひます。特別の理由があつたからに違ひないと考えております。特別の理由とは、消防が予知していなかった消火活動に障害のある薬物等が大量に貯蔵されておつた、それを事前に消防が把握してなかつた。したがって、消火に困難をきたしたといひが実態であらうと思ひます。

つきましては、法改正等を行うに当たりましては、たとへば危険物ということ、現在消防機関が把握しておりますもののほかに、危険物ではなくても、消火活動に支障のありまふ劇毒物等も大量に貯蔵されておるといふようなものは、必要な法あるいは制度の改正を行ひまして、常時消防機関がそれを把握できるように状態に置くという

ことが必要ではなからうかと考えております。  
○青山委員 今回の場合実態が把握できなかったのです。それは現在の制度上では、消防法で言う危険物というのは可燃物、爆発性のもの、いわゆる発火性、引火性を持つておるものが危険物だ。たまたま今回倉庫に設置されておつたものは青化ソーダで、毒劇物である。しかもこれは不燃物だといふことで、現在の制度上では消防署が知り得ないものがそこに設置されておつたわけですが、ところが実際は、消火活動に入つた人たちは、火災と聞けばまず放水をするということですから、そういう状況が知らずに放水活動をやつておつた、

そうして火災が進んで二時間くらいたつてから、中に青化ソーダという毒物があるということがよくわかつてきたといふのです。ところが、その毒物がどんな反応を示すかも、実は消防署員も団員も十分にはわからなかつたといふふう

に聞いています。いや、それはまるで知らなかつたといふことではなくて、はっきりと確信を持つてついでに消火活動は危険だ、こうしなければいけないという結論が出るのはずいぶん時間がかかつたといふことです。

ですから、実態がある程度把握していくという努力をこれからよほど具体的にやつていかなければ、消防車が現地に着いても消火活動もできないという状況がこれから出てきます。現に、浦和で化学工場が爆発して有毒ガスが発生して、住民が避難をしたという経過から、今回もまた同じようなケースを踏んでおるわけですが、もしこのままでは、法体系に對してもいまの制度に對しても抜本的に取り組まなければ、また再び三たび同じ事態が必ず来る、こういうことを心配しまして、具体的にいろいろなことを検討していただきたいと思ひます。たとへばいま危険物についてはそれなりの届け出を受けておられるでしょうし、対策も講じられておる。ところが、毒劇物については届け出の義務がない。しかもそれは、倉庫業者から消防署に對しての届け出の義務がない。安全保管の義務はあるのです。けれども、こう

いうものがこれだけ保管してあるというのにはよくつかめてない。したがって、これからは倉庫業も含め、それから製造会社あるいは営業所を含めて、具体的によほど実地調査をしていかないといいなと思うのです。まず実態を把握していくということから質問するわけですが、それらの現在保管されておられる状況に対して、実態を把握していかうと思っておられるのかどうか、決意を伺っておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 現在、御承知のように毒物劇物につきましては厚生省所管で取締法がございまして、そこで製造所、貯蔵所、販売所、そういったところはすべて登録するという形になっております。それから倉庫につきましても、倉庫業法で運輸省が所管しておるといふ形になっております。そして消防の方では、倉庫につきましても消防の防火対象物という見地から捕捉しております。

さらに加えてまして危険物につきましては、その危険物というに着目いたしまして規制を加えております。毒物劇物の中で発火性のあるもの、それから燃えやすいもの、そういったものにつきましては毒物劇物でありましても危険物という概念でとらえまして、消防法の対象といたしております。ただし、現在問題となっておりまして、この青化ソーダといったようなものは、先生もお話ございましたようにそういった性質のものでございせんので、規制の対象からは漏れております。したがって、まず毒物劇物がどこに

どれだけあるのかということ把握しないことには消防活動はできないわけでございます。何ともしもこれをつかみたいということで、現在厚生省の方といろいろその点について打ち合わせております。

それから厚生省の方でも、製造所であるとか販売店であるとかというのはそこに物があるわけでございますので、つきり、しかも登録制になっておりますのでつかめると思ひますけれども、流通過程、その典型的な例が倉庫でございますが、これにつきましてはいまも申しましたように運輸省

所管でございまして、私どもも運輸省の方とで相談いたしまして、何とかこれを捕捉する道はないものかと思っております。ただ、この毒物劇物と申しましても種類が非常にたくさんございまして、そしてまた毒物劇物だけで本当はいいの、いろいろな化学薬品等毒物劇物の範疇に入らないものでも、消防の面から言う問題にしなければならぬものもあるようにございまして。

なおさらに、この毒物劇物というのは単品の性能だけではなくて、それが入りまじると変ないうか、いろいろな化学反応を起こすというような複雑な面もございまして、しかも日進月歩の世の中でございまして、絶えず新しいものも出てくるというような流動的な面がございまして、ただ、消防といたしましては、それをすべて捕捉し、すべてに対する対策を立てるといふことは不可能に近いわけにございまして、ある程度の量があつて、危険性が非常に高いというものを毒物劇物の中から拾い上げて、それについて規制の網をかぶせるといふことが最も現状に即するのではないかと、現在そういう方向で洗い直しを行おうとしておるところでございまして。

○青山委員 少私が質問している内容と違つてすけれども、現在保管されているものが倉庫業はもちろんです、製造所、事業所あわせて実態調査をやらなければいけないように思ひます。その辺の決意をお聞かせいただきたい。

それから厚生省ですが、製造会社は登録されておりました届け出の義務が課されておりますので、ある程度実態を把握しておられるかと思ひます。ところが現実には、今回の火災を通じて果たして本当に十分実態が把握し切れたかといひますと、市民感情としてどうもそうではなさうだなどという感じがあるのですよ。その辺はいかがでしょうか。

○有本説明員 お答えいたします。厚生省の方で所管しております毒物劇物取締法では製造業、それから輸入販売業、それからいわゆる販売業、この三つの業種につきましては厚生

省または都道府県に対する登録というシステムをとっておりますので、それぞれの管轄しております都道府県で、また製造業、輸入業につきましても厚生省で、その営業所、工場の所在を承知しております。ただ、今回の火災の問題になりました営業倉庫につきましては、実は届け出の対象から除かれております。その規制を受けておりませんものですから、今回の火災につきましてその実態の把握ということにつきましては、十分行われなかつたという点はあつたかと思ひます。

○近藤政府委員 先生御指摘のように、実態の把握が今回の場合でも非常に不十分であつたといふことは私も認めざるを得ません。私もほげひ実態を把握したいのでございまして、私どもはぜひ実態を把握したいのでございまして、特に販売店、製造所の数が非常に多うございまして、そして毒物劇物法が厚生省の所管でもございまして、厚生省の方で実態調査をとりあえずやつていただければ格別といたしまして、消防の方でいふのはなかなかやりにくいわけにございまして、そこで一番問題になります倉庫につきましても、私は早急に実態調査を行いたいと思つております。

○青山委員 厚生省管轄の分野もあるわけにすけれども、現実には火災が発生しますと、出動するのは消防署なんですよ。やはり消火活動に当たる人たちが実態が十分に把握できないと今回のような例がこれからもまた続くという意味で、地方の火災予防条例などを検討するという市町村が出てきております。それには毒物劇物については届け出の義務化をしようではないかと、これはまだそういう市町村があるとは聞いておりませんが、その検討に入ったという市町村は聞いています。その辺の自治省及び消防庁の行政指導的な方針を伺つておきたいのです。

○近藤政府委員 捕捉しなければならぬ劇毒物といふのがどの範囲に分布しておるかということにも関連してくると思ひます。いま条例による措置のお話もございましたけれども、東京等の大都市を初め幾つかの団体では、すでに火災予防条例

の中でそういった規定を置いて報告をとつておるといふところもございまして。ただ、現実にとれだけ実効が上がつておるかといふことになりまして、ほかの法律で規制しておるもののようにすつきりといつておるかといふ点には疑問がございまして。ただ、いずれにいたしましても、そういう条例でやる道もありませんし、しかし全国的な問題であつて個所も相当多いといふことになれば、法律あるいは政令といふことでやる方がベターではないかといふような気もいたします。その点を含めまして現在検討しておるところでございまして。

○青山委員 ぜひひとつ検討して、具体的な成果を上げていただきたいと思ひます。今回の場合は、一般倉庫と危険物倉庫の保管されておるもの報告が、本来ならば別個に報告されなければならぬものが一括して報告されていふことを見ますと、その辺は義務違反かと思ひますが、運輸省の方はそれを受け付けていたといふのですよ。したがって、行政指導の立場からいふと、まだ問題があつたかと思ひます。その辺で行政指導を強化していくという点で、市民生活が大変危険な物質と隣り合わせで営まれておるといふことを感じますから、関係官庁のみずからの責任を促す意味で、消防庁及び自治省からもぜひお願いをしていただきたいと思ひます。意味がわかりま

すか。

○近藤政府委員 倉庫を消防法で規制しておりますものは防火対象物として規制しているわけで、これこれの倉庫につきましても、こういった消防の設備をしなければならぬといふことでもございまして。中に何が入つておるかといふことは現行法では消防庁としては関与しておりませんので、恐らく御指摘の点は倉庫業法に基づいておられるので、委員「そうです」と呼ぶその点につきましては、いまどういふふうになつておるかにつきましても、私ちよつと承知いたしましたので、運輸省参つてお

る中で、そういった規定を置いて報告をとつておるといふところもございまして。ただ、現実にとれだけ実効が上がつておるかといふことになりまして、ほかの法律で規制しておるもののようにすつきりといつておるかといふ点には疑問がございまして。ただ、いずれにいたしましても、そういう条例でやる道もありませんし、しかし全国的な問題であつて個所も相当多いといふことになれば、法律あるいは政令といふことでやる方がベターではないかといふような気もいたします。その点を含めまして現在検討しておるところでございまして。

○青山委員 ぜひひとつ検討して、具体的な成果を上げていただきたいと思ひます。今回の場合は、一般倉庫と危険物倉庫の保管されておるもの報告が、本来ならば別個に報告されなければならぬものが一括して報告されていふことを見ますと、その辺は義務違反かと思ひますが、運輸省の方はそれを受け付けていたといふのですよ。したがって、行政指導の立場からいふと、まだ問題があつたかと思ひます。その辺で行政指導を強化していくという点で、市民生活が大変危険な物質と隣り合わせで営まれておるといふことを感じますから、関係官庁のみずからの責任を促す意味で、消防庁及び自治省からもぜひお願いをしていただきたいと思ひます。意味がわかりま

すか。

○近藤政府委員 倉庫を消防法で規制しておりますものは防火対象物として規制しているわけで、これこれの倉庫につきましても、こういった消防の設備をしなければならぬといふことでもございまして。中に何が入つておるかといふことは現行法では消防庁としては関与しておりませんので、恐らく御指摘の点は倉庫業法に基づいておられるので、委員「そうです」と呼ぶその点につきましては、いまどういふふうになつておるかにつきましても、私ちよつと承知いたしましたので、運輸省参つてお

りませんようでしたら、先生の御質問の趣旨を運  
輸省の方へ伝えます。

○青山委員 実倉庫業に携わっておられる現場  
の人たちは、危険物の保管の仕方については基準  
がなく非常に危険な状態で保管されている例が  
たくさんあるということで、それが今回の火災を  
通じて名古屋の南消防署が立ち入り検査をしたと  
きに出されました。すでに聞いておられると思  
いますけれども、あるところでは無水クロム酸の  
の上にびん入りのアルコールが積んで置いて  
あった。これは化合反応をしますと爆発をする  
ということですが、そういう危険な化学薬品が隣り  
合わせ及び上下に保管してあるというようなケ  
ースがたくさんあると聞きました。まことに危険な  
状況だと思のです。そういう意味で、保管の基  
準を消防庁でもある程度持たなければいけないと  
私は思うのです。これが一つ。

それから、製造会社は薬品の性状について比較  
的内容をよく知っているわけですし、それにつ  
いては書類ででき上がっているものがあるであらう  
と思のです。厚生省管轄の毒劇物だから消防庁  
はわからないということではなくて、消防庁もみ  
ずから進んで厚生省の協力を得て、まずそ  
資料を豊富に集めていく努力をこれからしてい  
なければいけないのではないかと。青化ソーダがあ  
るそうだと、現場に入った消防職員は、  
酸化物と化合すると有毒ガスが出ると言っている  
危険に非常におびえたわけですね。聞いてみますと  
二七〇ppmで即死する、一〇〇ppmでそれを  
吸った人は十分ないし一時間で死亡するとい  
うのです。大変危険な状況にあったわけですが、火  
災を目の前にして消火活動をしてきた人たちは非  
常に不安な中で努力をされた。しかし現行法体系  
の中では、消防法において消防署が知り得ない状  
況だということではいかにも不合理を感じますの  
で、薬品の性状、性質についてできるだけ豊富に  
資料を集めて、そしてそれが整理されていき、後  
でちよつと触れさせていたきたいが、やがてそ  
れが消火マニュアルといえますか、そういう基準

手引きを消防庁は持つべきではないかと思  
うのです。そういう意味で、製造会社から薬品の性質に  
ついての資料をできるだけ取り寄せる必要がある  
と思のです。この二ついかがでしょうか。

○近藤政府委員 まず前段でございしますが、倉庫  
の中に毒物劇物等がある場合には、その部分を  
しっかりと区画してほかのものとはまざらないよう  
にするという点でございします。御承知のように危  
険物につきましては、危険物を入れる倉庫につ  
いてはそれなりの構造を消防法令で決めているわけ  
でございしますが、毒劇物につきましても、この倉庫  
は運輸省になりませんが、運輸省と相談しなけれ  
ばなりません。消防の立場から申し上げますならば、  
当然そういったしっかりと区画を設けていた  
きたらいいと思、今回の事故を契機に特に強  
く申し入れたいと思、おるところでございま

それから二点目でございますけれども、消防の  
方といたしましては、化学薬品あるいは毒劇物の  
主なものにつきましては、その化学反応等をいろ  
いろ研究いたしまして、もし事故があった場合に  
どういう消防戦術をとるかというように申して  
おります。いろいろな種類が多岐にわたります。全  
部について行き渡るような状況ではございませ  
ん。それで、その性能を最もよく知っているのは当然  
のことでございますけれども製造者でござい  
ますので、その薬品の性能はこうである、こ  
れに対してはこういうことをすれば消えるとい  
うようなことを、それから私どもの方に教えて  
いただかなければ消防戦術はとれないわけござ  
いますので、われわれの方でも資料は十分集める努  
力はいたしますが、この点につきましても特に厚  
生省の方へ強く申し入れたいと思、おるところ  
でございます。

新しい火災に対応し切れないう状況に  
なつてまいりますと、消防法の本旨にもも  
とより追求めることになつてまいりますとより  
過重な負担がかかってくると思、思切  
て取り組む決意を示していただきたいと思  
います。実はいま私は、何と言つてもまず実態を把握  
していただくためには、何と言つても若干質問をさせて  
いただきますけれども、そういうことから考  
えてみまして、長官からはいまお答えをいただきま  
したように、消防法の中における危険物に対する  
見方、考え方を幅広くしていかなければいけない、  
検討すると言つていただけましたので、こういう  
毒劇物に対してもぜひひとつ幅広く取り組んで  
いただきたいと思、おきます。

それから、いまちよつと触れさせていただ  
したけれども、火災が、いままでのような日本  
屋が火事に遭つて水を中心とした消火活動とい  
うことからは非常に危険な火災といふこと  
になつてきていますから、多様な火災といふこと  
になつてきます。そうなるにつれて、現場の人  
たちは果たして水をかけていいのかいけな  
いのか、そして、たとえば発泡消火剤とい  
う化学薬品で科学消火で対応しなければい  
けないのか、また、それについてもあるいは反応す  
る薬品の中にあるかもしれないといふ不安  
の中で消火活動に当たつてきた。したが  
消防法が一遍これと本能的に取り組んで  
なければならぬ問題だと思、新しく開  
発されてくる膨大な化学薬品に対してど  
んな消火態勢をとれるのかといふこと  
なんでしょうが、その消火態勢といふ  
ものには、いままだ持ち合わせていない  
聞いています。

この火災が起きるちよつと三日くらい前  
で、すでに東京消防庁の新しい火災に  
対応する化学プロジェクトがその消  
火基準、消火解説といふものを  
つくり出して、単品による性状、そ  
れから複合してきたときのいろいろな  
ケースがあるからその消火活動はこうす  
べきだといふ基準を

持つ、そういうような消火マニュアル  
を持っているのですが、それが今  
回はなかったという報道を受けて、  
新しい時代に即応できる  
消防態勢でなかったことを私は  
非常に残念に思  
うのです。

そういう意味で、具体的には消防  
庁が豊富な資料をたとえば電子計算機に打ち込んで  
おいて、そして火災の態様、それから  
設置されている物品、そして  
そのものが熱に對して、あるいは  
放水する水に對してどんな反応を示  
すのか、それが複合してきたとき  
はどんな火災やガスが出てくる  
とか、熱化合物質が出てくる  
とか、そういったものが十分予測  
されるマニュアルを消防庁の方  
で分析して現場へ指示が  
できるようなものがなければい  
けない、と思、消防庁の御見解  
はいかがでしょうか。

○近藤政府委員 今回の大府の事故の場合、大府  
の消防本部というのは三十数名のいわば小さな  
消防でございします。恐らく大府といたしましては  
こういった事故の経験といふのは、消防職員も初  
めであるといふことではござい  
ません。したがって、この場合は愛知県の対応が非常に早  
うございまして、愛知県庁の中の消防防災課の方には情報取  
集のための特別プロジェクトチームを直ちにつ  
くりまして、愛知県庁と私ども消防庁との間は無線  
ファックスで結ばれております。こういうような  
化学薬品があり、どうい  
う対応態勢をとつたらいいの  
か。水をかけてはいけない、  
風下の方から警備態勢をと  
つて、そして燃焼物について  
手を触れてはいけないとい  
ふいろいろな指示を申します  
か、向こうの照会に對して、  
私どもの方が東京消防庁  
にあるいは消防研究所の方  
と連携をとりまして指示し、  
あるいは指導したわけ  
でございします。まあ大府の  
場合には、そういった過去の  
経験もございせん、特  
にこの数年、ただいまも御指  
摘ございしますが、特に  
東京消防庁などにおきま  
してはこういった火災につ  
いてのデータを集め、分析し、  
対応方法

も検討しております。もちろん、私も消防研究所の方でも検討しております。

したがって、たゞいまのところはそういう方法で対応しておるわけですが、将来問題といしましては、御指摘のようにそういうデータを一方所に集めるなら集めまして、絶えずそれが時代の進運に合うように改善を加えていき、必要に応じて直ちにどういった措置をとつたらいいかということが出てくるような、そういう機構も考えなければいけないのじゃないかと思っております。

○青山委員 今回の場合は倉庫に何かあるのかよくつかめなかつたこと、そして青化ソーダがあるとか、二時間もかかたこと、そして青化ソーダがあるとわかかってその消火態勢に入るときに、こうなるそうだ、いやいやたとは酸化すると猛毒ガスが出るそうだ、あるいは酸化すると猛毒ガスが出るのか、いや燃えない物だろうから大丈夫とか、たゞしそれは水をかけない方がいいからそのまま燃やした方がいいとか、いろいろな情報が流れて、そして放水を一たんやめて化学消防に切りかえたというまでに、聞くところによりますと九時間かかっているというのです。中和剤を取り寄せて二次災害を防ぐことされたのですけれども、実際に現地を確認を持って消火活動に当たるといふ方法がなかなか見つけれなかつた。それは、こういうものがあるからこういう反応を示しますよと明確に消防庁から指示が出てくれば、それなりの消火作業に入ることができたにもかかわらず、どうもそれがなかつたというのです。ですから、よほど決意をして情報を的確に豊富に集める、そしてそれを整理し精査して、いろいろなケースをコンピューターあたりに組み込んで、そして実際の火災に備えて指示ができるような努力をひとつせひしていただきたい。

本来ならば、ことしの五月にすでに起きていますし、また同じような火災でしかも長時間、しかも最後は住民の避難という形で付近住民に迷惑をかけることになってしまった。そういう事態を招

く前に適切に初期消火に当たれば、初期消火のポイントについてはもう少し後で触れたいと思つたけれども、適切な指示があればこんな長時間の火災にはならなかつたと思つた。

それから、ちよつと奇異に感じたのは、東京消防庁が非常に研究をしておられて、自治省消防庁がどうもまだ自治体消防に対して適切な指示が与えられないというのは、何らか疑問を持ちます。その点についてもあわせてせひひとつ決意を聞かしていただいで、地方の自治体消防の消防庁に対する信頼を喚起していただきたいと思つていますが、いかがでしょうか。

○近藤政府委員 東京消防庁は実働部隊でございますし、自治省消防庁というのは実働部隊を全然持つておりません。したがって、どういふふうに消すかという消防術とかいふ面になりますと、やはり現場の方々の体験というのが非常に大きなウエイトを占めます。私どもの方で、御承知のように消防研究所でございます。そこでいろいろ研究しております。したがって、そういうところの皆さん方が一体となつて、よりよい戦術を編み出していくということがいいのじゃないかと思つております。

それからもう一点、非常に時間がかつたというところ、まことに恐縮でございます。ただ、これは青化ソーダだけではなくて十六種類、何か劇毒物が、いろいろなものが入つておつて、それがどういふふうに入つておるかということが実はわかりませんし、それで非常に慎重の上にも慎重を期してあひうように長い時間がかつたわけでございますが、結果的には、燃えたのがあつた倉庫一つだけというのは、消防の方の戦術としては決して間違つてないと思つています。

○青山委員 青化ソーダというのは一つの場合です。まだほかに、なるほど危険物はあります。消防法に言う危険物が、(近藤政府委員)劇毒物です」と呼ぶ、いや、原綿とかピクロンというものは危険物ですよ。(近藤政府委員)いいえ、特殊可燃物です」と呼ぶ特殊可燃物というのは、し

かし、消防法に言う大きな意味での危険物には入るわけですよ。そういうものがあつて今回告発されたということですが、結果論からして、後からああいう不法撤置がされておつたんじゃないか、こういうことですけれども、なるほどその点についてはいま十分その責任の追及を受けています。しかし、行政機関が果たして適切な指導ができたかという、やはりそこにも一法は法の盲点とそれから甘さがあつたようにも聞き及んでいて、ですから、これは非常にみんなが、各行政分野での教訓としてせひ生かしていかなければいけない、そういうふうな受けとめて質問しているのです。

(委員長退席、安田委員長代理着席)  
それから、これからのいろいろな多様な火災が見通されまので、都道府県別くらいに防災センターを設置すべきではないかと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○近藤政府委員 いま防災センターというお話でございますが、どういふことを目的とする防災センターであるか、その辺がちよつと不明確でございます。

私どもが現在防災センターとして設置を奨励いたしておりますのは、これからの災害というものが十一万の常備消防と百万の消防団員だけではとても防ぎ切れるものではない、国民の一人一人がその気になつて災害を防いでもらなければならぬ、国民の防災意識の高揚ということを主な目的としたしまして、各都道府県単位くらいに防災センターをつくるべきである。ちよつと一番いい例が先生のお近くの旭に、愛知県消防学校に併設いたしております防災センターがございます。

御承知かと思つても、あの場合には小中学校の生徒はもちろん、企業の自衛消防隊の方々あるいは婦人防火クラブの方々、その他防火管理者、そういう方々が交代でそこへ行っては防災との知識をいろいろ身につけるといふこととをやっておりまして、非常に効果が上がつていと聞いております。愛知県あるいは兵庫県と

いったところはこういつた面での先進県でございますが、そういうものを少なくとも一県に一つくらいはつくるべきであるというところで、実は明年度も予算要求しているわけでございますけれども、この線は今後進めていきたいと思つております。

○青山委員 防災センターにはいろいろな機能が要求されてまいりますので、消防意識といひますか、市民に対する啓蒙活動も結構ですし、いろいろの要素が含まれた防災センターが設置されて、そして実際に火災が起きたときに、あるいは避難命令が出されたときに正しい認識に立ってまいりますと、今回のように八千人に対して避難命令が発せられたにもかかわらず、四カ所の避難所にはわずか四百名、実態は若干違つているようで、避難所以外に避難している人たちがずいぶんあつたようですが、その問題については後でちよつと触れたいと思つています。

時間がなから余りいつまでもこれをやっていられませんが、今回の火災を通じて、一つは千葉及び神奈川から中和剤が届かないと消火活動に当たれないかのような印象を受けました。実はそういうことは事実ではなくて、二次災害を防ぐための中和剤であつたと聞きました。ただ、中和剤が用意された段階で活発な消火活動ができたとのことですから、その辺は入り組んで理解をされてもやむを得ないと思つたのです。今回のこのように毒劇物の火災に当たつて消火に当たつた人たちが、中和剤がもつと豊富にあつたらもつと思つて消火活動ができたのに、こう思つておられると思つています。

その中和剤の蔵置、保管、貯蔵といひますが、それは困難なんでしょうか。今回の場合、神奈川及び千葉から三回に分けて取り寄せた。実際五、六時間かかるでしょう。名古屋にも工場がありまして、ああいうところに保管義務を負わすていく。その辺は厚生省の管轄だと言わないで、消防庁としての見解はいかがでしょうか。

○近藤政府委員 消防庁といたしましては、消火

活動を上においてこういったものについて中和剤がすぐそばにあるということは非常に望ましいことで、ぜひそうあってほしいと思います。ただ、その中和剤をそばへ置いておくことを義務づけるかどうかということになると、これは毒物劇物の製造から一貫しての規制ということになりますので、毒物劇物法の上でどうするかということになるんじゃないかと思えます。消防としてはぜひそうしてほしいという意味におきまして、厚生省に強く要請したいと思えます。

○青山委員 厚生省、どうですか。

○有本説明員 お答えします。

現在の時点では、私どもの運搬の際におきます事故の対策として、中和剤その他の化学処理剤を携行するように指導をいたしております。ただ、今回の倉庫等の問題で見ますと、いろいろな品物が出たり入ったりいたしますので、それに対する中和剤の種類その他も非常に多種類のものを置いておかなければならない、こういうようなことにならうかと思えますので、技術的な問題といたしましては多少検討しなければならぬのではなからうか。もう一つ考えられますことは、今回の営業倉庫の場合には届け出、いわゆる私どもの毒物劇物取締法では業務上の取扱者というところに入るわけでございますけれども、こちらの届け出の対象になっていなかったわけでございます。

届け出の対象になっております業種につきましては、化学知識のございます一定の資格のある方を毒物劇物の取扱責任者として設置していただく義務があるわけでございますけれども、この責任者にそういうような化学知識が十分ございますので、近隣の地域で緊急な場合にすぐ入手できるような手配をしておいていただくことも可能ではなからうか、こういうふうなふうに思っておりますが、現在の法律制度のもとでは営業倉庫に業務上の取扱者としての届け出が課されておられませんので、そういう点で十分でない……(青山委員「営業倉庫じゃなくて製造会社」と呼ぶ)製造会社には

現在その責任者が置いてございますから、そういう面の指導はできるわけでございます。

○青山委員 自治体消防に中和剤を用意させておくというのにはなかなか困難だと思えます。そして実際問題、それが有効に活用されるかというところもなかなかむずかしい。今回はたまたま名古屋市が隣で豊富な器材を用意しておられたし、その応援でそれなりに消火活動がうまくいったと言えらるかどうか、十九時間も燃えていまして、しかし、現場の人たちは名古屋から応援に来てもらって大変助かった、こう言っておられますし、かなり速くでたけれども中和剤を取り寄せれば、それが散布されるといいますか用意されれば消火活動に当たれるということで、製造会社には毒物劇物取締法で取り扱いは義務が課されておりますので、製造会社及び事業所にはそういう中和剤を保管させておく義務は考えられると思えます。いま前向きに御答弁いただきましたので、その辺はぜひそういうにお取り組みをいただきたいと思えます。

それから、今回の火災で初期消火が行われておたら何でもなかった。たとえば板金工親子が火花を防止するビニールシートを適切に張っていたら、あるいはグラスファイバー製のボートにその火花が入って発火しなかったであろうか、あるいは消火栓が有効に活用できれば、あれはどうも故障しておたらどうすけれども、初期消火に当たられたではないか。私も現地を見ましたけれども、少し離れたところに確かにコンクリートでりっぱな池がありまして、あの水を使えばとふっと思つたのですが、なるほど水も使つてはいけなような薬品が入つておたらかというのでまた思い直したのです。かなり整然と設置されていて、しかも毒物だということその倉庫の入り口に施錠され、中にも金網を張つて分けて部屋ができておつてかきかけられ、しかもその奥にまたコーナが設けられてそこにかきかけかかつて、その中に青化ソーダが設置されておたらかというのです。ですから、盗難予防の面では十分な対策がとられ

ていたけれども、さて火災については全く対策がとられていなかったし、消火栓は有効に機能しなかった、こういうことですね。

それで聞いてみますと、三年に一回は点検した報告をしなければならぬ義務がある。と同時に、市の条例では一年に一回以上は立入検査をしなればいけない。まあいづれもなかなかできなかったというのです。さてしかし、それができておたらかと思えますと、お互いに担当者がもう少し気をつけていけば今回の火災はあるいは防げたのに、こう思えます。

それからもう一つは、避難勧告が発せられ、そして避難命令が二度にわたつて出されたのですけれども、市民に十分な理解を得ることができなかった。それは、例の静岡における地震予知パニックの経緯がありまして、青酸ガスを発したらこれは猛毒だ、非常に危険な状況になる、凄惨な状況になると言つてもいいぐらい。そういう情報をストリートに流していかどうか疑問を持たれた。そのために、市の広報車を使って有毒ガスが発生する危険がありますということで避難を求められたが、二十人に一人が避難所に避難をされた。その他避難をされた方は親戚、知人のところへ避難されたというのがありますけれども、どのような情報の流れが正しいのかというのはいくつかの検討課題が残つております。

それで、現場の人たちあるいは大府の市長さんは、飛行機やあるいは報道機関の人たちにお願ひをして本当は本当のことを流したかった、けれども例の静岡の地震予知パニックのような事態に立ち至つてはさらに危険を増す、その辺で非常に判断に迷つた、こういうことですが、飛行機から拡声機を使つてやれば非常に浸透するでしょう。それから、あるいはテレビ等を使つて報道していただければ幅広く実情が理解される。そういう意味で、報道機関に協力を求めるということが大変必要だと痛感した、こう言つておられるのです。この点でも自治省、消防庁は、報道機関との関係が将来にわたつて十分留意していく必要があると

思つたのです。その辺の方針というのはお持ちかどうか。

もう時間ありませんので、これを最後に伺つて質問を閉じたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいまの御質問、これはまあ非常にむずかしい問題で、御承知のようにこういった問題より以前に地震問題におきまして、どの程度どういう形で報道するか、これは国土庁が主管になっておりますけれども、こういう地震みたいな場合は当然報道機関の全面的な御協力を得て、地域の住民の方々に周知徹底を期さなければならぬと思ひます。パニックが起きないように、整然として避難できるようにという非常にむずかしい問題でございます。

大府の場合はただいま御指摘のように、青酸ガスだとすると刺激が強くパニックが起きる、したがって有毒ガスということで周知徹底を図つたようです。四台の広報車をフルに活用したので、一応周知徹底はできたのだと思つておられる。しかし、市が指定するところの避難場所へ集まられた方が非常に少なかった。どうしてだろうか。親戚、知人のところへ車で行ってしまわれた方が相当あるというようにも聞いておりますけれども、現在、御承知のように大府市でこの問題についてアンケート調査をやつておると聞いております。私は、それは非常に貴重な資料だと思ひますので、それが出ましたらまたそれを分析しまして、こういった問題と報道機関の協力のあり方について、できるだけ実態に即した方針を立てていきたいと思つております。

○青山委員 質問を終わります。

○安田委員長代理 三谷秀治君。

○三谷委員 私は、富士見病院における問題について、国家公安委員長並びに警察当局にお尋ねをしたいと思ひます。

この富士見病院の事件が国民に大きなショックを与えたことは、いまでも言うまでもありません。被害者の範囲の広いこと、それから病院という場所であつたという残虐な行爲が行われてきたというこ

と、こういう異常な状況でありました。二度と再びこのようなことがあってはならない、このことを十分に阻止することがこれからの課題だと思いますが、この事件は病院という患者の生命を預かる密室で生じた事件でありますから、この犯罪性は一般にはなかなかわかりにくいわけでございませぬ。したがってこの事件は、その察知、予防、解明には高度の専門的知識を必要とするものでありまして、この意味からしますと、病院に対する監督権限を持ちます保健所を出先とする厚生行政の責任、これはきわめて重大であります。同時に、犯罪のキャッチとその予防に責任を持つ警察の責任もまた重大でございませぬ。この意味から、先般の決算委員会において園田厚生大臣が患者並びに国民に対して、二度とこういう事件は繰り返さないということを述べて深く陳謝されたことは、まことに当然なことだと思ひます。

一方、警察の方はどうかといひますと、二年間かかったけれどもよく逮捕いたしました。病院という特殊な場所における犯罪でありましたから捜査が非常に困難でありました。捜査の中断などはありません。こういうことを繰り返されておるばかりであります。石破国家公安委員長も、二年間もかかったのは解せないとおっしゃっておられるようでありませぬ。この二年の間に犯罪が重ねられて犠牲者がふえ続けてきたのであります。私は、警察が暇取った責任は別にあると思ひますが、もっと早い時期に北野逮捕に踏み切っていただければ、気の毒な犠牲者は確実に減らすことができたわけでありませぬ。国家公安委員長はこの警察捜査のあり方について、これで精いっぱいであつたと思はれておられるか、そうでなくしんから解せない面があると思はれておられるか、この点について国民の疑問に答えていただきたいと思います。患者の方々に對して遺憾の意を表されるべきであると思ひますが、いかがでしょうか。まず、公安委員長のお答えをいただきたいと思います。

○石破國務大臣 所沢の富士見病院の犯人検査に

手間がかかった点についてでありますけれども、警察当局にもとより他意があつたとは思ひませぬし、また特に怠慢であつたとも思ひませぬけれども、いずれにしても長い間かかつたという点、ちよつと私の常識では解せない点があります。しかし、済んだことをあれこれ言つても仕方ありませんし、警察が十分努力しておつたことを疑うわけでもありません。ただ、結果的に多くの犠牲者が出て被害が多人数に及んだという点、まことに申しわけないと思つております。

○三谷委員 解せない面があるが済んでしまつたことだからどうにもやむを得ないとおっしゃつておられますが、これは今後の再発を防止するためには、解せない点を明確に究明をして、そして今後再びそういう事態が起きることを予防する、そういう教訓にすることが今後の再発防止の重要な処置だと私は思つております。その点、公安委員長は御答弁で満足ができませんが、問題は、厚生行政に重大な影響を持つ政治家それから現職の国家公安委員長が、園田厚生大臣の言によりまして、犯罪以上の犯罪を犯した本人から巨額の献金を受けていらつしやるのが判明してあります。この方々の政治的、道義的な責任は重大であります。齋藤氏が大臣を辞職されました。遊谷氏が党の総務を辞任されるという話でありませぬが、しかし政治的、行政的影響力を行使できる立場にあるお二人の方には別に究明される必要があるのではなからうかと私は思ひます。

その点について申しますと、法務省の前田刑事局長は献金の趣旨に関心を持つておられるということをお答えいらつしやる。それだけの額の金が渡されたのであるから、全く意味がないわけではなかつておられます。検察庁も警察と連絡をとつてやつておられることでもありませぬ。これについて警察の方ではどのようなお考えでいらつしやるのか、どういふ方針でいらつしやるのか、お聞きしたいと思います。

○谷口(守)政府委員 先生お尋ねのような事実

が報道されていることにつきましては承知いたしておりますけれども、現在埼玉県警察におきましては御案内のとおり、富士見産婦人科病院の理事長北野を逮捕、取り調べをしておられるわけでございます。現在のところお尋ねのような件につきましまして、その事実関係について犯罪として捜査をすべき事実があるかどうかを慎重に見きわめておられる段階でありますので、その内容につきましては御答弁申し上げることを差し控えてさせていただきますと思ひます。

○三谷委員 公安委員長、話を進める都合上お尋ねしておきますが、捜査段階からお答えができませんというのをしばしばおっしゃつておられますが、捜査段階だから答えられないというのとはどういふことなんでしょうか。捜査に支障がある内容については答えられない場合があるとしても、捜査に支障のない内容については捜査段階からお答えできないことをしばしば警察はおっしゃいますが、そういうことが許されていいのでしょうか。その点はどうお考えなんでしょうか。

○石破國務大臣 警察当局がしばしば捜査段階にあるからと申すのは解せないがというお尋ねでありますけれども、どうもつさの御質問であります。私にも確たる自信もありませんが、捜査上差し支えがなければお話し申し上げてもいいのではなからうかと思ひますが、警察当局からお答えさせていただきます。

○三谷委員 それじやもう一つ問題をはつきりさせておきますが、要するに捜査上答えられないということは、そのことがなるほどそうだと申すという客観的な蓋然性を持たなくちゃいかぬ。何でも捜査上これは答えられないというふうなことをやつてもらいますと、それはあなたの方の権力の乱用になるわけであつて、捜査に支障のない、だれが考えてもそういうことは捜査に影響がないと思はれる問題については当然お答えになるべきものだと思います。それについてお尋ねをしてから、後また質問させていただきます。

○谷口(守)政府委員 先生御案内のとおり捜査

というものは、われわれ警察官、捜査官が法に定められる手続に従ひまして、事実の真相というか事実関係を見きわめる、そしてそれぞれ証拠を積み重ねて、さらに事件をまとめて犯罪がある場合には送致をする、後検察官の方で擬律判断し、それぞれの手続をやつていくということになつておるわけでございます。

そこで、私は一般的な問題として申し上げますけれども、私も捜査官は、あらゆる社会事象につきましてもいろいろな形で情報が入つてくるわけでございます。それは単なる事実でございます。あるいは情報でございます。それにつきましても、その中に事実関係を一定確定して、仮に犯罪があるとなれば、先ほども申し上げました法の定める手続に従つてやるというふうな形でございます。

○三谷委員 よくわからぬですけれども、要するに捜査上の秘密という言葉が乱用され過ぎる。事実上捜査に直接間接に影響のなすような場合でも、捜査中でありませぬからと言つてあえて答弁に應じられないという態度が少し過度にわたつておられます。これはさつき申しましたように、捜査中の事件でありませぬ。捜査に支障がないことについては当然答えるなり報告するなりすべきであつて、そういう態度を私は要求するものであります。

そこで、いま捜査中だそうでありませぬが、前田刑事局長が言つておられますのは、警察と連絡をとつてやつておられることをこの献金についておっしゃつておられますが、そういう事実はないわけなんでしょうか。あるいはそういう目的意識を持つてこの問題に取り組んでいらつしやるわけなんでしょうか。

○中平政府委員 この問題につきましては、法務省の刑事局長から当該委員会において先ほどの趣旨の発言のあつたことは承知しております。現在の捜査の実態を申し上げますと、現在は医師法違反の問題について鋭意捜査中でございます。したがつてこの政治献金の問題につきましては、ただいま保安部長の方からお答えがございました。

○中平政府委員

ように、その献金の事実の中に犯罪として捜査すべき事実があるかどうかの事実関係について、現在関係者から若干の事情の聴取をしつつある段階であつて、先ほど御指摘のありましたような献金の趣旨だとか目的だとかいうことについて御答弁を申し上げる段階ではない、こういう趣旨でございます。

〔安田委員長代理退席、石川委員長代理着席〕

○三谷委員 公安委員長に対する献金であります、これが国民から見ますと二年間も捜査に時間を要した一つの根拠ではないかという見方がかなり広く行われております。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○谷口(守)政府委員 いかなる事件についてもそうでございますけれども、警察は厳正公平に捜査を行つておるところでございます、そのようなことはあり得ないことであります。

○三谷委員 たてまはまさにそのとおりであります。しかし、この警察の捜査が途中で中断されておつたと見られる客観的な状況がいろいろ出てきております。たとえば先日、十月の十三日でありますが、夜の八時からNHKの特別番組で富士見病院問題を放映しました。ごらんになりましたか。この中で語られております病院の元職員の見聞によりますと、北野が警察の捜査の動きを知つておられるような発言をしておつたことも述べております。北野が警察関係者を使って内々の捜査状況を探つておつたという発言も行われた、あるいは捜査が下火になつたという情報をキャッチしてのことなどが証言されております。つまり、捜査の状況について被疑者の方がかなり詳しく書いておられるということが、このNHKの放送では裏書きされておられるわけでありませぬ。

さらに、政治的な判断で捜査が左右されたのではないかと見られる証言としては、捜査の担当の責任者であります所沢署の当時の中村署長が、内偵捜査を始めた四ヶ月後の昨年の二月十四日に所沢市内の国民宿舎湖畔荘で開かれた保健行政関係

の会合で同席した当時の小島所沢保健所長に対して、北野の産院の事件はこれ以上やらない、中断だと述べたということが証言されております。この事実は十月二日の一般紙にも公にされたのでありますが、それ以前にこれを直接私どもの方では聞いております。これは保健所長から聞いたわけでありませぬ。そして私たちがだけじゃありません、社会党の県会議員も確認して県会でもこれを追及されております。そして毎日新聞がさらにこれを聞き取つていらつしやる。繰り返し反復して同じ証言をしておられるわけです。そこでわが党の方では、山崎県警本部長が中村発言を否定されたから、本部長は認めていないがどうなのかというところを再度小島氏に確認しましたところ、同氏は、中村署長から証拠が上らないので、これ以上手が出せないで捜査を打ち切つたと聞いたと述べて、これはメモによつて発言しておりますから間違ひはないということをおっしゃるわけなんです。

こうして見ますと、都合四回同じことを人は違ふけれども確認をされてきた。ところが十月二日付でこれが報道されるに及んで、小島氏の証言はその日重大な変更が行われました。つまりひっくり返つたわけでありませぬ。翌日の朝刊には、捜査の中断はなかつたという小島氏の全面的な発言が出た。これはだれが考へてみましても、十月二日に小島氏に対して何らかの力学的な圧力があつたと考へざるを得ない。それまでは単に私たちがけにそういうふうな証言をされておりました、社会党にもそういう証言をされておりました、新聞にも書いておられる。そして一度確認をしたら間違ひはない、メモがある、こうおっしゃつた。それが新聞に出た途端に捜査の中断はなかつた、こうおっしゃる。これは常識的に考へてみて、正常なものではないということに容易に判断ができることではないかと考へておられるのではないかと考へておられる。二年間かけて解明できなかった事情がここにも一つ示されておられるのではないかと考へておられる。

われわれの調査では、五十三年九月から五十四年二月にかけて五件の情報が保健所に持ち込まれた。

ております。四件の訴えが市役所に寄せられております。警察にはどういふ情報があつたのでしょうか。どれくらい訴えがあつたのでしょうか。そうして捜査に着手しながらその過程で事実上中断せざるを得なかつたのはなぜだろうか。その中断の時期は、澁谷氏が最初の献金を北野から受けた時期と符節がぴったり合つておられるわけでございます。このときの模様は別に職員からの聞き取りがありますけれども、まずいまの点について、納得できる客観的な状況なども示しながらお答えいただきたいと思います。

○谷口(守)政府委員 一昨年の暮れごろでございますけれども、この富士見病院の乱診ぶりにつきましての風評を埼玉県警察の方では聞き込んだわけでございます。早速内偵に入つたわけでございますけれども、先生から先ほど御指摘もございまして、何分事案が病院内部の出来事である、また事案そのものが医療行為に絡むものである、専門的、技術的分野の知識などが要求される、また実質的な病院の経営責任者であります理事長による犯罪である、さらには被害者の方々の警察に対する被害申告につきまして、事案の性格上各前は秘してもらいたいというふうなこともありまして、事実関係の把握がなかなか困難であつたわけでございます。さらに、先ほどもちよつとご答へ申し上げましたけれども、一つの事実関係が固まつてしまつても、それに対する法的な評価と、いふか疑罪判断、どのような行為がどのような犯罪を組成するかといった点の検討も必要になつてくるわけでございます。そういう事実関係、法律的なあらゆる角度からの検討を加へまして、しかも事案の性格上慎重にやらなければならぬというふうなことで、結果的には相当の日時を要したということになつたわけでございます。

しかしながら埼玉県警察といたしましては、あくまでもその事案の究明に向けて風評を聞き込んだ当初から現在までの捜査を継続してまいつたわけでございます。その間中断したというふうな事実はないわけでございます。粘り強い捜査の結果、ようやく九月十日になつて理事長北野を逮捕することができ、現在なお捜査が継続されておられるというところでございます。

それから、当時の所沢警察署長の所沢保健所長に対する本件捜査に関する報道でございます。この記事につきましては私も読んでおりました。埼玉県警といたしましては、当時の中村所沢署長につきまして早速いろいろな事情を聞いたわけでございますけれども、保健所長に対して捜査の打ち切りというふうなことを明言した事実は全くないということでございます。先生から御指摘がありましたように、当該保健所長もその後記者会見の席上、そういう事実はなかつたんだという旨の説明があり、その旨報道されておるところでございます。

それで当然のことでございますけれども、この種事案につきましては、保健所あるいは県内には関係行政機関がたくさんあるわけでございます。警察としましていろいろな事情を聞くというふうなことはあろうかと思ひますけれども、埼玉県警察におきましては事案の重大性にかんがみ鋭意努力し、ようやく検挙にこぎつたということでございます。

率直に申しまして、風評ではいろいろ言われておりますけれども、検挙まではこのように多数の方が被害に遭つておられるというところはわからなかつたわけでございます。北野の逮捕と同時に、警察署あるいは保健所に対して多数の方が被害の申し出をなされておられるのです。千四百名だろふと思ひます。私もとしましては、そういう方々からいろいろ事情を聞きまして、事実関係をはつきりさせまして刑事責任を厳しく追及してまいりたい、こういうところでございます。

○三谷委員 いろいろ御説明いただきましたが、所沢の中村署長についてどのような調査をされたかわかりませんが、まずしくちやいけなことは、二月十四日に所沢市内の国民宿舎湖畔荘で開かれた保健行政関係の会合に出席されたのかどうか、そこで小島保健所長と会われたのかどうか、

こちら辺の確認ができておりますでしょうか。こちら辺の客観的な事実の確認をしないで、当人がそうでない、そうでないと言っておりますというやり方では、これは警察の捜査におきましてもそんなことでは納得されるはずがないでしょう。私どもも同じことなんです。そういうことはどうなっているか。

それから、いまおっしゃいますように、この問題は病院の中の犯罪でありますから非常に専門的な知識を必要とする。その場合に保健所長に対して、もうこれ以上やらない、中断だと言う前に、保健所の協力を求めて医学的な専門的な知識を引き出して、捜査にこれを利するというふうなこともやられたわけなんです。どうかどうでしょうか。

○谷口(守)政府委員 まず第一点でございますけれども、当時の所沢警察署長が所沢保健所長に対して捜査について語ったという報道がなされたわけでありまして、それで早速埼玉県の警察の方では、あらゆる角度からそういうような事実についての調査をした結果、結論としては、警察署長が捜査の中断を明言するということにはあり得ないということが判明したということでございます。

それから第二点でございますけれども、この種事案につきましていろいろな方から専門的な知識をおかりし、そして捜査の参考にするということには行われておるわけでございます。ただ先生冒頭で御指摘がありましたように、医療行政と私どもの捜査というものは、それぞれやりの観点が違ふものだと思います。医療行政の立場からのこの種乱診乱療に対する指導と、私どものいわゆる特別法規の罰則の適用というのと立場が違ふ。それぞれの法律の枠内においてやるというふうな形にならうかと思えます。やはり第一的には、先生が鋭く御指摘になりましたように、この種問題につきましてもそれはそれ所管行政官庁の問題だろう、こう思うわけですが、私どもとしては、それらの行政法規の行政目的を罰則適用によって担保するとういう最終的な手段だろう、こう思うわけ

でございます。

○三谷委員 私のお尋ねしたことに答ええになっていないのですが、私のお尋ねしたのは、二月十四日に湖畔荘で開かれた保健行政関係の会合で中村署長と小島所長が会う機会がありましたのか、ありませんでしたのか、これは確認されておりますか、これを一つお尋ねしたのです。そういう機会がなければ、いまおっしゃいますようにそういう発言をする場所がなかったわけでありまして別であります。あつたのかどうか。

それからもう一つ、保健所の協力といふのは、これは何といひましても専門的な知識を要する分野における犯罪でありますから、専門知識を活用することが非常に重要であります。この間わが党の社労関係の委員が所沢に行きまして、この病院における異常な診療内容について調べましたけれども、結局これ一番よくわかりましたのは、防衛医大の産婦人科の教授に会って、そして超音波断層診断装置というのは、この病院で写しておつたのは子宮や卵巣ではなくて小腸であつたということが説明されたわけでありまして、これは子宮、卵巣を写しますのに一般的には腸が妨げになつて撮影がしにくい。そこで小腸をいっばいにして膀胱をふくらませておけば、膀胱が動くことによつて卵巣や子宮の撮影が可能であるという学理だそうでありまして、ところがこの病院では、小便をいっばいにして写すのではなく、小便を全部出してこいと言つて写した。だから撮影されたものは全部小腸であつたというのが、防衛医大の小林充尚教授の意見として述べられております。そういう事態でありますから、当然こういう専門的な方の意見なども聞いたりしながら、本当に捜査をするならば全面的な捜査活動を展開するのが普通でありましようけれども、しかし事態はそれによつてはないうございませう。この小さい町で聞き込みをしたところでおよそ数は知れておりましようけれども、二年を要しておるといふわけでありまして、これは正常な捜査ではなしに何らかの障害がそこにあつたと見るのが常識だと私は

思っております。

そこで、その障害になつた問題についてもう一つ申し上げておきます。五十三年の三月まで所沢の署長のポストにありました山崎氏という方がいらつしやいます。この方がこの病院の顧問という職におつきになつておるわけでしょうか、どうでしょうか。

○谷口(守)政府委員 お尋ねの山崎元所沢警察署長でございますけれども、本人の話によりますと、芙蓉会友の会、これは富士見病院の患者であつた方々の親睦団体だそうだけれども、その会合に出席して、その席で理事長北野から顧問というふうなことで紹介されたというふうなことはあるそうでございますけれども、正式の顧問になつたことは無いという話でございます。

○三谷委員 そうしますと芙蓉会というのは、患者組織ではなしにこの病院を経営する医療法人ではないのでしょうか。

それからもう一つは、署長がそこで単に顧問という形式で紹介されたというだけだそうでありまして、それで、この署長が富士見病院を血液センターにするために暗躍されておることはどういふ関係なんでしょうか。埼玉県では緊急時における血液の供給は、県の血液センターが中心になつて供給されるとともに、県下十四カ所の血液プール病院にプールしておいて即座に手配できるシステムをとつておるそうでありまして、富士見病院は所沢においてこの血液プール病院となることによつて所沢の中核病院にならうと計画した。そこで北野が二度にわたつて県の血液センターの早坂業務課長を病院の理事長室に招いて話をしたことが確認されております。これは警察は把握されておるでしょうか。

この血液プール病院の指定のために動いたのが元所沢署長の山崎氏であります。山崎氏はこのし初めに県衛生部の業務課を訪ねて、県警の方は部下もおるの何かやるからプール病院指定を考えてくれと頼み込んでおるわけでありまして。この際山崎氏は、芙蓉会から頼まれたとはつきり述

べていらつしやる。県警の方は何とかするといふのは、道交法上の緊急自動車の指定のことを意味しておられます。元警察署長という顔で何とか指定をとるといふことを述べおるわけでありまして。この状況を見ますと、山崎氏が単に患者の親睦会に出て、そこで顧問と言つて紹介されただけだといふ説明では首肯できるものではありません。この点はどのように捕捉されておるでしょうか。

○谷口(守)政府委員 まず芙蓉会と芙蓉会友の会との関係でございますけれども、芙蓉会は先生御指摘のとおり医療法人芙蓉会でございます。芙蓉会友の会というのは、先ほどお答え申し上げましたように、この富士見病院で患者であつた方々の親睦団体、こういうことでございませう。

山崎元所沢警察署長は芙蓉会友の会の顧問ではないかといふふうになつておるわけでございますけれども、この点につきましては本人の話によりますと、単に形式的なものであつてその会合で紹介されたにとどまるのだ、こういうことだそうでございます。

それから、血液センターの関係の事実につきましては、私も全く事実関係を把握しておりませんで、御了承いただきたいと思ひます。

○三谷委員 いま申し上げました事実は、私どもの方が先般県の業務課に行きまして、そこで事情を聴取したときに、業務課の関係職員から説明を受けた内容でございますから間違ひはないと思ひます。そして結局、いま部長が御説明になりました、患者会の顧問という形式だけの紹介をされただけだといふお答えはもはや空中瓦解してしまつておる。なぜならば、芙蓉会から頼まれたといつて、いま申しましたような血液センターの認可運動を積極的に行つておる。つまりそここの病院と元署長との癒着の関係といふものが明らかに浮かび上がつてきておる。しかも、それについてはどうもお調べになつていない。まあ警察内の事件といふのは、しばしば警察一家的思想によつて不明確にされる場合があるわけでありまして、けれども、どうもここにもそういう感じが私はす



るわけでございます。それについては、恐らくお答えができますまい。

○石破公安委員長、これはこの間東京新聞が載せた写真です。ごらんになりましたか。これは、警察が捜査を中断する直前に北野が大臣室を訪ねてきて握手をしておる写真であります。

これはもちろん東京新聞に載っていますが、このもとの写真は地元のコミ紙に載っておったものであります。それをここに再録しておるわけでありまして、その握手をしている写真が地元所沢市におきまして頒布、販売をされておる。折からこの捜査の過程においてこういうものが発行、頒布されておる、そういうことが捜査に影響なしにおられるだろうか。国家公安委員長といいますが、地方の警察署長などにしますと全く雲上の人に等しいような存在に事実上なっておるわけでありまして、その方が一緒に写真を写して歓談をされるというふうな状況ですね。この写真あるいは写真の背後にありません癒着関係というものが捜査の中断に全く影響なしにおられるだろうか。私は、警察庁の方から捜査をどうしなさい、こうしなさいと言つて指示したということは申し上げませんけれども、なくてもその状態を見れば、この写真を見れば、これははるか手に手を出してはいけないというふうな判断を持たざるを得ないのではないかと、そういう社会的、政治的な影響を持つものではないかと思ひますが、この点はいかがでございますか。

○石破國務大臣、うかつでありまして、この東京新聞はたまたま読んでおりませんでした。その中で、これを見れば、第一線の警察官は格別の指示がなくても捜査が鈍るということがあり得ると考へるか考へないかという意味の御発言であります。これは重大な問題であります。予断をもちて素人の私がそうであらうとかならうとか断言しますようなことは、あえて差し控へさせていただきます。

○三谷委員、あなたは素人とかなんとか、問題をごく個人的に判断されているようですが、あなた

または日本国の国家公安委員長であつて、警察行政の運営管理についての最高の責任をお持ちになつておる方でありまして、だから、素人だから答弁を控へる、そんなことでは通用しません。それなら大臣、あなたは国家公安委員長は勤まりません。そういうお答えでは私は納得できません。

○石破國務大臣、御指摘のとおり、国家公安委員長は警察の管理運営について責任を持つものでありますけれども、具体的な犯罪事案をあれこれ指揮する立場にございませぬ。あえて素人と申し上げたゆゑんであります。

○谷口(守)政府委員、問題のこの写真が掲載された地元紙の件でございませぬけれども、私どもの方はそういう地元紙が頒布されたという報告に接してないわけでございますし、また現実にこの事件の捜査を担当している者に聞きましても、そういう地元紙を見ていない、こういうことでございませぬ。いずれにいたしましても、先ほど来申し上げておりますように、私どもとしましては、いかなる事件の捜査に当たつても厳正公平を進めるといふことで対処しておるところでございます。

○三谷委員、厳正公平というのは言葉の上だけではだめなんです。いろいろな具体的な事実について、それを明快にすることによって厳正公平さといふものを示してもらわなければ、いろいろなお尋ねをいたしましたけれどもわからない点たくさんあるわけだ。いろいろな疑いが残つてきておる。そしてそのままで厳正公平であるとおっしゃつてもこれはなかなか通用する議論ではありませぬ。そこで、先ほどお尋ねしました件で、警察としてなお不明な点が一、二ありましたが、これらについては調査をして、そしてすべての内容についての報告をお願いしたいと思ひますが、いかがでございますか。

○谷口(守)政府委員、お答えしなかつた点と申しますと、恐らく先ほどの当時の所沢警察署長が所沢保健所長と会つたか会わなかつたかと思ひますけれども、前者につきましては、先ほど申し上げま

したように埼玉県警察の方が中村署長にいろいろ事情を聞いた結果が、そういう会つたということはあるわけでございませぬ。ただし、その際に保健所長に対して捜査中断を明言したという事実はないというところでございませぬ。

それから第二点は、血液センターにかかわる事案でございませぬけれども、これは犯罪が絡む問題であるかどうかということなんでございませぬけれども、犯罪が絡む問題であるとすれば私どもとしては事実関係を見きわめる必要があるかと思ひますけれども、お聞きしている範囲ではそういう問題ではないようでございませぬので、先生のお話は十分受けとめまして埼玉県警察の方に正確に伝達するということと対処してまいりたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

○三谷委員、これは直接の犯罪にかかわるかどうかということではありませぬが、要するにこの事件が捜査が着手されましたから二年間もたつた、その間になぜ適正な捜査ができなかつたかということ。その一つの条件としては滋谷大臣に対する献金の問題もある、それから元警察署長の顧問としての活躍もある、そういう条件というものが重なつて捜査を困難にし、遅延させた根拠になつておるのではないかと、その観点から元警察署長といふものがどのような身分でこの病院と癒着しておられたのか、病院の仕事をどのような形で委嘱されておられたのかというところは、これは犯罪に関係あるなしにかかわらず行政的な、政治的な問題として重大な関心のある問題でありますから、当然所沢に聞き合わせをしていただいて、こういう事実関係はどうかということについてお答えいただきたい。ここで御尋ねするのは、犯罪事実、犯罪内容について御尋ねするのは、犯罪事実、犯罪内容については警察行政について御尋ねするわけでありませぬから、犯罪の内容を構成しておらうとお尋ねするわけと、警察行政としての公平性を失つてお尋ねするわけがある内容については明らかにして、報告などをしてもらうという性質のものだと私は思つております。ですから、この点については詳細に事実

関係を調べていただきたい。もう一つは、小島所長と中村署長の湖畔荘の話であります。その会議にお互いに出て会つたということはどうやら確認されておるようでありませぬ。会つたけれども言わなかつた、こういう話になつておる。会つたことがないとおっしゃるのであれば別であります。会つたことがある、そして四回にわたつて証言をされている。これは私どもに対する証言だけじゃありません。さつきから言つていきますように、新聞社に対してもそういう社会党に対してもそういう状況から見ますと、あなたがいまごく単純にそんなことは言つたことはいまありませんとおっしゃるのでは国民は納得しません。納得しない方がむしろ当然でしょう、その方に社会生活としての法則性がある。そうしますと、いまお答えになりましたけれども、実態はいささか違つておるということをお尋ねするに指しななければならぬわけでありませぬ。ですから、これについてはすでに会つたことをお調べになつておられますから、あと一つは、いまの芙蓉会の顧問といふものがどういふ形で委嘱されて、どういふ仕事をしていたかという点についてお調べをいただきたいと思ひます。

○谷口(守)政府委員、先生からいろいろな点につきまして御指摘があつたわけでございませぬ。そういう点につきまして、可能な範囲において調査してまいりたいと思つておりますけれども、やはり二年間にわたつたといふのは、先生の御指摘のように非常にむずかしい問題があつて、一つずつそれを克服しながらやつてきたといふ点を御了解いただきたいと思つてございませぬ。

○三谷委員、専門的な知識のあるところ、防衛医大にしても保健所にしてもそうでありませぬが、そういうところの犯罪捜査上における知識の吸収あるいは協力関係ですね、こういうこともやつていらつしやらないものであつて、一生懸命にやつてきたとおっしゃいますけれども、そういうものもその事実といふものを見ますと、なお一点の疑問を払拭できないというのを私は申し上げてお

きたいと思ひます。

そこで、指摘しました事項の不明確な点については調査をして下さるそうであり、それから、それを待ちました上でまた必要があればお尋ねしますが、公安委員長、あなたは初め、この捜査に二年を要したことに解せないという疑問を呈されました。私も国民も同じ疑問を持つております。そして、警察当局の捜査の中断はないという一本調子の答弁ではこの疑問は解明されません。これを解明するために、公安委員長としても努力を願ひたいと思ひます。いかがでしょうか。

○石破國務大臣 これほどの長い年月を要したのはどうも解せないと申し上げたのは事実でありますけれども、解せない原因は恐らく、北野なる者がどういふ性格の人物なのか研究してみますと、その辺に疑問を解くかきがあるいはあるのかもしれない。御要望でありますので、せつかく調査研究してみたいと思ひます。

○三谷委員 人間研究をお願いしておるわけじゃないのです。事件の問題を解明してもらいたいというところをお願ひしたわけです。しかし、時間が来ましたからこれできようは終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

○石川委員 長代理 次は田島衛君。  
○田島委員 私、すでに地方自治については大変な経験者であり権威者でもある大臣に、地方行政をやる上において一番根幹とも言える地方自治の本旨ということについてお尋ねをしてみたいと思ひます。

この地方自治の本旨については、私が申し上げるまでもなく、憲法にわざわざ一章を設けて四九条の規定があるわけであり、残念ながらその憲法の中には、たとえば九十二条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあるのですが、しからばその本旨とは何ぞやということについては明文の規定がない。まことに憲法も千慮の一失をしたものだなと思ひますが、憲法論議をするつもりはないのです。そこで、明文

の規定のないこの地方自治の本旨ということについて、地方自治に大変長いこと御経験を持たれる大臣としてはどのような具体的見解を持たれるか、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。  
○石破國務大臣 憲法第九十二条に規定してあります地方自治の本旨についてでありますけれども、自分の理解しておりますところでは、地方公共団体の自主性、自律性が十分発揮できるような地方自治の制度を定め、運営することである、こういうふうな理解をいたしております。  
○田島委員 大臣の言われる自主性とか自律性というのとはまことに大事なことであり、特に今日の地方自治の中ではそのことが一番重要に再認識されなければいけないことだと思ひますけれども、それと同時に住民の意思の尊重と住民福祉への貢献が絶対条件だと思ひます。そのことにおいては別に大臣のいまの御見解が違ふというわけじゃありませんけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○石破國務大臣 御指摘のとおりであると思ひます。  
○田島委員 私どもも同じような見解を持つておるのですが、私も長いこと地方自治をやつてきたのですけれども、いつも壁にぶつかつたのは、この地方自治の本旨なるものについて明文の規定がない。今日、明文の規定があつても、利害得失が大変複雑に絡み合う人間社会のことですから、それその立場、都合で勝手な解釈をする。そこに混乱が生まれてくるわけですから、いんやこの明文の規定がないところから、地方自治の中にもいろいろな混乱が現実にあると思ひます。

そこで大臣としては、そのような考え方を持たれる根拠をどこにお求めになつたのか。憲法から地方自治法、地方公務員法、地方公営企業法、地方財政法、いろいろありますが、その中にいやというほど地方自治の本旨本旨とうたつてあるけれども、残念ながら地方自治の本旨とは何かについてはどこにも明文の規定がない。そのことについて

大臣は、どこにこれで間違ひのないのだという根拠を求めたいのか、御教示いただければまことにありがたいと思ひます。  
○石破國務大臣 私も確たる自信は持つておりませんけれども、地方自治という言葉があり、それ以上、そこから当然と言つていいかとも思ひますけれども、自治と言ひます以上はその自主性、自律性というものが十分発揮できることである、かように判断し、お答え申し上げた次第であります。  
○田島委員 いろいろ論議があるところでありますけれども、私は私なりに、憲法に地方自治についてわざわざ一章を設け、そして四九条を設けてある以上は当然に、「地方自治の本旨」とうたえば、それを受けて地方自治の本旨とはかくかくしかじかであるべきものだとは規定してあつたらしいのじゃないか。これは別に憲法改正がどうかとか、そういう意味で私は言つてはいいのじゃないか、そういう意味で私は言つてはいいのじゃないか、細かいところであるか大きいところであるか知りませんが欠陥があると思ひます。本来憲法で規定してあるべきものかと思ひますけれども、大臣、その点はいかがお考えでしょうか。

○石破國務大臣 御承知のとおり、憲法は基本に關する事項を規定してあるものでありまして、本来その性格上細かに規定するということにはまいるまいと思ひます。したがつて、現憲法が言葉足らずの欠陥であるというふうには私理解いたしております。地方自治の本旨と言へば、当然それは地方自治団体の自主性、自律性ということも十分発揮できるように法律で規定するということを期待した上での表現であらうと思ひます。

○田島委員 大臣はお詳しいことだと思ひますけれども、地方自治法の中にも、地方自治の本旨に基つてとか本旨を守りとかという、その地方自治の本旨という字句はたくさんあるわけですが、これまた地方自治法の中にも、じゃその地方自治の本旨とは何だということは何の規定もない。以下、地方公務員法では何でもそうなんです。

その地方自治の本旨ということを各地方自治に關する法律の中でうたつてゐるのは、憲法に地方自治の本旨に基づきとあるからそれをそのまま横滑りに使つておるわけですが、ところが使つては規定してない。とすると、やはりその欠陥は憲法にあるのじゃないかと思ひます。いかがでしょうか。それとも地方自治法で決めるべきだとお考えでしょうか。

○石破國務大臣 どうも私も十分のお答えができないかと恐れるものでありますけれども、地方自治と申しますれば地方自治団体の自主性、自律性というものが発揮できるようにする、これはもう特に説明を加えなくても、地方自治の本旨と言へば当然そういうことになるとはなかなかなかと判断いたしております。  
○田島委員 現実にその地方自治の本旨ということを、それぞれの立場、それぞれの都合でいろいろな解釈をされてゐることは事実であります。その混乱の原因がどこにあるかということ、地方自治の本旨という言葉はあるけれども、本旨とは何かについては規定されてない、ここにあらうことだけは間違ひない事実だということをお願ひ申し上げます。次に、当然またそれに関連してきておると思ひますけれども、地方財政の再建に關連してお伺ひをしたいと思います。

まずその一つとして、国と地方団体との税配分についてであります。このことについても議論されることはもう長いと思ひますけれども、たとえば五十二年度の決算からとつてみましても、租税収入の面で地方団体が三七・四％、国の方が六二・六％。今度はそれに対する最終実質配分を見ますと、地方の方が八〇％、国が二〇％。もつとざつとばらんに言へば、結局のところその税金を使つてゐるのは地方に八〇％を使つてゐる、国の方が二〇％。それなのに税収面では、税制度からすると地方は三七・四％、国が国税で六一・六％を徴収してゐる。このような税源の配分そのものから地方財政というのはいろいろな影響を受

ます。その地方自治の本旨ということに關する法律の中でうたつてゐるのは、憲法に地方自治の本旨に基づきとあるからそれをそのまま横滑りに使つておるわけですが、ところが使つては規定してない。とすると、やはりその欠陥は憲法にあるのじゃないかと思ひます。いかがでしょうか。それとも地方自治法で決めるべきだとお考えでしょうか。

○石破國務大臣 どうも私も十分のお答えができないかと恐れるものでありますけれども、地方自治と申しますれば地方自治団体の自主性、自律性というものが発揮できるようにする、これはもう特に説明を加えなくても、地方自治の本旨と言へば当然そういうことになるとはなかなかなかと判断いたしております。  
○田島委員 現実にその地方自治の本旨ということを、それぞれの立場、それぞれの都合でいろいろな解釈をされてゐることは事実であります。その混乱の原因がどこにあるかということ、地方自治の本旨という言葉はあるけれども、本旨とは何かについては規定されてない、ここにあらうことだけは間違ひない事実だということをお願ひ申し上げます。次に、当然またそれに関連してきておると思ひますけれども、地方財政の再建に關連してお伺ひをしたいと思います。

まずその一つとして、国と地方団体との税配分についてであります。このことについても議論されることはもう長いと思ひますけれども、たとえば五十二年度の決算からとつてみましても、租税収入の面で地方団体が三七・四％、国の方が六二・六％。今度はそれに対する最終実質配分を見ますと、地方の方が八〇％、国が二〇％。もつとざつとばらんに言へば、結局のところその税金を使つてゐるのは地方に八〇％を使つてゐる、国の方が二〇％。それなのに税収面では、税制度からすると地方は三七・四％、国が国税で六一・六％を徴収してゐる。このような税源の配分そのものから地方財政というのはいろいろな影響を受

けておるわけですけれども、その点についての大  
臣の率直なお考えを、いまずこれをなくせとか  
そういう意味ではなくて、基本的なお考えを聞か  
していただきたいと思ひます。

○石破国務大臣 御承知のとおり、各地方自治体  
ごとに自治体の中の企業その他の納税者に差があ  
ります。国税であろうと地方税であろうと、とに  
かく税金をたくさん納める企業なり個人がたくさん  
住んでおる自治体とそうでない自治体がありま  
す。したがって、地方で上がります税金だけ  
で、国との関係を断ち切つて文字どおり地方自治  
ということを実現しようと思ひますが、それは  
事実上不可能なことでありうと思ひます。したが  
りまして、御指摘のとおりあるいは三分の二程度  
のものは国で国税の形で徴収する、そのうち三分  
の二程度は交付税という形で地方に還元する、結  
果的には全体の八割程度が地方自治体の手  
を通じて国民に還元されておるといふに理解  
いたしております。

○田島委員 大臣の言われるいわゆる国と地方団  
体との財政調整といふは、富裕団体あり、そ  
うでない団体がある、結局それらの団体に対する  
調整の面で、国がよいにとつて、そして結果的  
には地方へまた還元するといふことの意味もわか  
らぬではありませんけれども、そうなる、それ  
に関連して当然考えられるのが地方交付税法であ  
ります。この地方交付税法はいま大臣が言われる  
ような、そのような財政調整の意味を持つてつく  
られた法律でありますけれども、ところが、その  
地方交付税法によるところの都道府県段階での不  
交付団体といふのは東京都ただ一つ。果たしてそ  
の東京都ただ一つだけが不交付団体であるような  
地方交付税法のあり方が本当にその目的を達して  
いるといふか、目的を達することができると大臣  
お考えでしょうか、どうでしょうか。

○石破国務大臣 その年々の状況によつて違つて  
けでありますけれども、御指摘のとおり現在都道  
府県段階では東京都だけが不交付団体だといま

すのは、余りそう正常な姿ではないような気がい  
たしております。

○田島委員 私も、東京都だけが不交付団体であ  
るといふ形からすると、もう交付税制度はあつて  
なきに等しいのじやないか、そういうふうになら  
なくてもやむを得ないと思つておられるけれども、大  
体どのくらいのパフォーマンス、それははっきりこ  
うとは言えないでしょうけれども、たとえば三分  
の一とか、どの程度の不交付団体といふものがあ  
ることが望ましいと思はれるか。

○石破国務大臣 担当の局長がお答え申し上げ  
ます。

○土屋政府委員 いろいろとお話があつたわけ  
でございますが、基本的には地方団体がまさに自主  
自律性を持つて仕事をやる上において、自主財源  
というものが特に税金の取る度合いが大きい、そ  
れで自主的に運営ができるということになればそ  
れは一つの理想であろうと思つておられるのでござ  
いませぬ、先生自身がおっしゃいましたように財源  
偏在があるといふことで、国税の一定割合を交付  
税といふかどうで財源調整をしておるといふ形  
でございます。

そういふことで標準的な財政需要に対応でき  
るよう制度がつくられておられるわけでございます  
が、それならば、基本的に交付団体と不交付団体  
の割合といふのはどれくらいかといふこと  
になりますと、これは理論的にこの程度がよろし  
いという理屈づけはなかなかできないのだらうと  
思ひます。やはり全体の仕事と、いわゆる行政の  
レベルといふものと国民の負担との間を考えた  
ら、国と地方がどういった機能分担でどういった  
仕事の分け合いをするか、そこらにおいて適切な  
税の分け方をやり、その場合に、この財源の偏在  
を何かのところで調整するといふことで交付税  
制度を持ち込んでおられるわけでございますから、そ  
この基本的な全体の姿を合理的にする中でこれく  
らいが適当だといふことは、あるいは一つの試算  
の中で出てくるかもしれませんが、現在の姿の中  
で、全般的に国も地方も非常に財源不足で大きな

赤字を出しておる、そういう中でどういった財  
源の配分をするか、どの程度交付税があればいい  
のか、あるいはまたどの程度そういう不交付団体  
になるように税を地方に与えればいいのかといふ  
ことになりまして、なかなか一概には言ひ切れな  
い、全体の姿の中でも一回よく見直しをして整  
理してみなければいかぬのだらうといふふう  
に考えるわけでございます。

○田島委員 確かにその点は、おっしゃることの  
意味はわからぬではありませんけれども、でも  
一回もとへ戻つて、少なくとも東京都だけ、都  
道府県段階でたつた一団体だけが不交付団体であ  
るといふ形で、どこへ出しても恥ずかしくないとい  
言えるかどうか、これがらつばな交付税制度であ  
りますと云えるかどうか、その点はどうですか。

(石川委員長代理退席、工藤委員長代理  
着席)

○土屋政府委員 交付税制度そのものよりも、も  
う一つその前にいまのような不交付団体といふの  
は東京都だけであるといふことは、結果的には全  
般的に税収といふものが標準的な財政需要を賄う  
に十分でない、そういう意味で税源の配分とい  
う点にあるいは問題があるのではないかとはい  
うに思つておられます。それで十分でないか  
ら、結果的に標準的な行政をやるために何らかの  
形で交付税によつて穴埋めをするといふような形  
になつてくるだけでございますから、交付税制度  
はそれによつて現在その財源を借金等をもつて埋  
めておられるにしても、できるだけそれは配分をいた  
しまして地方団体が標準的な財政が運営できるよ  
うに仕組んでありますから、それはそれなりに機  
能しておるのだからと思ひます。ただ、いまお  
っしゃいますように不交付団体わずか一つ、あとは  
皆そういう形でやらなければ標準的な仕事ができ  
ないといふことは、別の面でも申しますならば、地  
方税源そのものが十分でないといふことにある  
はなるのではなからうかといふふうには逆にお  
おるわけでございます。

○田島委員 いまお話しのような点があるから最

初に税財源の問題を取り上げたわけですけれども、  
も、それについては大臣としても余り御意見がな  
かつたものですから、そこでまた逆に交付税法の  
方へ入つていつたわけですね。

結局交付税法と税財源の配分とは切つても切れ  
ない関係にあると思つておられるのですが、私は別に東京都  
出身だから言つてわけじやありませんけれども、交  
付税法のあり方といふことについては、たつた一つの  
不交付団体といふことで非常に貴重な議論の対象  
だと思ひますので、もう少し突っ込んで聞いてみ  
たいと思つておられるが、本当に東京都は地方交付  
法の不交付に値する団体だ、金持ち団体だ、黒字  
で黒字でうれしくてたまらぬといふ団体だと思  
えかどうですか。

○土屋政府委員 問題は地方団体がどうい  
たレ  
ベルの行政をやるかといふことと、それに対応す  
る財源といふものがどういふふうになつておるか  
といふこととの兼ね合いの問題だらうと思つて  
ございませぬ。現在私どもが交付、不交付といふか  
ついで区分けをいたします際は、まずこれだけは  
標準的な行政としてどうしてもしなければなら  
ないといふことをまずと積み上げるわけございま  
して、そういう中で、これくらいは最低必要だ  
らうといふものを基準とした場合に、税収との関  
連において交付税をやらなくてもいいといふ意味  
で東京は富裕だといふことになるわけございま  
して、あくまで富裕団体といふのは他に比べての  
相対的な富裕だといふことだと思ひます。

そういう意味で、あり余つて困るとかどう  
かといふような、そういう表現で言うべきもの  
ではないのだらうと思ひます。日本のいまのいろ  
いろな全体的な税財源、国民が負担し得る税財源  
能力といふことと行政のレベルといふこととの対  
比において、せめてこれくらいはしなければい  
かぬといふ一定の行政といふものを保障する、そ  
ういふ意味のものでありますから、そういうものを  
算定する際に東京都は東京都なりのいろいろな実  
情を加味した算定方法をやつて需要を出して



だつてなかなか乗ってこないんじゃないかと思うのです。

それからもう一つ、事のついでですから申し上げますけれども、東京は富裕団体だ、確かに全国の中で有数な豊富な税源のあるところだということとはだれも否定できないと思います。しかし、そういうような東京には東京なりのマイナスマ面の特色もあるわけです。一番わかりやすい話が、たとえばここに国会議事堂がある。議長さんのいるところもあれば、総理大臣閣下のいるところもある。その周りは御承知のように毎日警察官が警備している。これは地方だつたらそんなことはあり得ない。外国の大使館等についてもそうだろうと思ひますけれども、そういうようにどなたにもすぐ理解のできる東京なるがゆえに抱えている問題もある。

それはかりではなくて、たとえば数字にあらわされた資料からしても、目的別歳出で見ますと、地方財政計画の中で、いま言った警察費は全国の平均は三・九なんです、ところが東京は一〇・六かかっておるわけです。それから清掃費が地方財政全体の計画の中では二・七%、ところが東京は六・一%、下水道は全体が一・二%、東京が二・八%。それから消防費は全体が一・七%、東京は二・四%。交通事業費は全体の平均が〇・五%、東京は二・四%。一例を申し上げたわけですが、東京なるがゆえに、大都市なるがゆえに、富裕団体と見られるような大都會なるがゆえに抱えている別の面のマイナスマもあるわけです。

だからといって私は、それらのことを一生懸命しゃべって東京も交付団体にしてくれと言っておるわけじゃない。なぜかという、東京が交付団体になつたら交付税制度はあつてなきに等しくなる。あつてなきに等しいというよりはもう成立しないでしょうね。だから、東京はやはりその点を理解してがまんしなきゃならぬと思うけれども、だからといって、がまんさせておくということとは地方自治じゃない。いつの日か東京の苦勞に、東京都民の苦勞にこたえる日があつていいと思ふ

し、それは一日も早く来なければならぬと私は思ふのですけれども、いかがでしょうか、大臣。

○石破國務大臣 お答えいたします。お答えいたします。前にお断り申し上げたいと思ひますが、万一私が申し上げることに間違いがございまして事務当局に訂正をしてもらうつもりでありますので、あらかじめ御了承承りたいたしたいと思います。

昭和五十二年の都民の負担します税額と都民が受ける行政サービスの金額と御比較になりました。東京都民は税金を納めておる割には還元額が少ないうえに、御指摘がございました。まさにそれはそれとおりでございまして、幕府が江戸に創設されて以来、東京都に對する社会資本の投資というものはもうはかり知れないほど大きな額に上つておるだらうと思ひます。したがって、なるほど五十二年あるいは近ごろの行政サービスと税負担との間のアンバランスがあるのは事実でありまして、東京都のために恐ろしい時代がございまして、東京都のために恐ろしく全国民が相当の犠牲を背負つた時代もあつたらうと思ひます。そういう過去の実績もあつたろうし、さらにまた御指摘のように、東京都なるがゆえに特別の行政需要があるんだという御指摘であります。この点よく知りませんけれども、これは政府委員から答弁した方がいいと思ひますけれども、恐らくこれは特別の行政需要として算定した上で、なお不交付団体としておるに違ひないと思ひます。

あれこれ事情はありましようけれども、田島委員の御指摘になりましたこと、東京都民の多くの方々がお持ちの実感であろうと思ひます。ひとり交付税制度とか地方財政の問題に限りませんけれども、どの制度にいたしましてもやはり年月がたつてき、これをそのときに訂正していく、見直していくということは必要なことであらうと思ひます。現在の交付税制度が必ずしも不適当であ

るとかというわけではありませぬけれども、都民の方々に相当の御不満があり、それを代表しての田島委員の御指摘だと思ひますので、この上とも地方財政の財政制度のあり方等につきましても検討を怠らないようにしてまいりたいと思ひます。

○田島委員 大臣から、私たちに大変勉強になるような古いお話も聞かしていただきました。きょうというのはいきなりきょうではない、きょうの前に長いきょうがあつたわけですから、そのきょうの日に東京なり東京都民が受けておる恩があれば、これを今日返すのはまことに結構なことだし、当然のことだろつと思ひますけれども、私が申し上げているのは、東京都民の現在の立場に何らかの救いを与えようということでありませぬで、それは一つの論旨の中の材料に使つておるわけでありませぬ。もちろん、だからといって東京都をいまのまままで全然よろしいということじゃありません。一日も早くやはり東京都もよそ並みに同じような扱いをというところは、何でもくれということではなくて、ことさらに故意に不交付団体の一つとして位置づけられるということからは何とか救われるべきだ、こういうことは考えておるべきですけれども、そのことに重点を置いておるのではなくて、そういうことを含めた現在の交付税制度のあり方そのものについてもうそろそろ勇氣を持つて抜本的な改善に取り組まれていんじゃないかということが、実は一番言いたいわけでありませぬ。

特に、これはほかの方からも触れられておることでありませぬけれども、地方交付税法六条の三に、地方自治体の一般財源の不足額に對し、普通交付税の総額が引き続き著しく異なる場合には制度の改正または交付税率の引き上げを行うものとされているわけですね。では、その引き続きとはどのぐらいの期間を考へるかということ、これについての役所側の考へは三年ということなんです。とすると、明らかにもうそれ以上の期間、六条の三に該当するような状態が続いている。とすれば、法

を守る立場、法に従う立場からすれば、当然この地方交付税法そのものの制度の改正か、あるいは税率の改正かを考へなければいけないと思ふので、そういう法がみずから規定した点から言つても、先ほど来一生懸命強調しているところの国と地方の税財源の配分、その配分に関連して地方交付税制度をつくつた。つくつたけれども、その実態たるやまさに無理やりに東京都を抑えつけて、おまえだけがあつて不交付団体でおれよという形にしておかなければならない、かつこうがとれないというふうな状況の一切を考へたら、もう抜本的に考へるべきだ、これが一番言いたいわけでありませぬ。

そのことが前に進まなかつたら、恐らく地方自治に關してどんなに議論しても地方財政の問題は解決していかないんじゃないか。やはり財政が解決しなかつたら、私が言うまでもないことですが、借入れ等をやつておるわけでございます。その状況は地方交付税法六条の三の第二項に当たるかどうかということにつきましては、私どももこれはまさにその状況に当たるといふことを申し上げておるわけでございます。

○土屋政府委員 いろいろと御意見を承つたわけでございますが、確かに、いまの地方財政の状況から見ますと交付税の額が足りないということ、借入れ等をやつておるわけでございます。その状況は地方交付税法六条の三の第二項に当たるかどうかということにつきましては、私どももこれはまさにその状況に当たるといふことを申し上げておるわけでございます。

そういう意味で、交付税率の引き上げ等について地方財政対策を年度末にやります際、大蔵當局ともいろいろと話をさせていただきますけれども、なかなか国、地方を通じての財源の苦しい状況の中で、国と地方との基本的な財源配分の方法であります交付税率を一律に引き上げるといふのはむずかしかった、そういう状況でございます。したので、一応当面の措置といたしまして、交付税特別会計における借入金をして返すに返すに際しては必要な額を配る、そのかわりに返済をします際

は、国が實質その二分の一を持つという措置をとることによつてしのできた、これは六条の三第二項の一つの方法であるが、これは六条の三第三項が、それが抜本的な改善方法だとは思っておりませんが、それはそれなりに一つの方法としていいものでございまして、こういう状況にあるわけでございます。

そういうことをいたしまして、借金をしながら交付税を確保いたしておりますが、これが十分確保されるといふことと、先ほどから先生何度も言われるのに大変恐縮でございすけれども、東京都を無理に不交付団体にしておるといふことではないのでございまして、必要な一定の行政需要というものを賄つて、そういう基準のもとで計算しました際に、東京都はまだかなりな財源を、差し引きしました場合に収入の方が高い、その結果交付税を配らないというだけございまして、足りないからというふうには不交付団体にしておるということではなくて、一定の行政水準が足りない、東京も含めて全国でもっと高い水準の行政をしななければならぬという必然性と必要性が出た場合に財源が足りなければ、東京も交付団体になることにはあり得ると思つておりますけれども、いまの財政需要と財政収入との関連でそういう結果になつておる。しかし、東京都が一つだけそうなりましたように、基礎になる税源というものが必ずしも十分でない、これは私も考えておるわけでございます。そういう点の充実ということ、国の財政もございまして、全体的に考えなければならぬと申し上げておるわけでございます。

そういう意味での交付税制度でございすから、それを一つだけ東京都を残すためにやっておりますか、あるいは交付税の原資が足りないからそういうことをやっておるんだということも毛頭ないといふことは、御理解をいただきたいと思つてでございます。  
○田島委員 東京都については、決して無理やり

に不交付団体の存在に置くためにやつていらっしゃるという再三のお答え、もちろんそんなことは言えないでしようから、まさか東京都だけしやにむねに不交付団体にしておかなければならぬからとは言えないでしようから、その説明もいいますか答弁を一応了解はしておきますけれども、もしそれが本当に東京都が不交付団体であるのは当然なんだということに御意見があるならば、いづれその問題について徹底的に対決してあげようと思つております。私がさつきから言つておるよつに、東京都をどうしようと言うならば、私のこの次改めて時間をいただいたときに、もうそれ専門にあなたと討論してみたいと思います。それはその基準といふものの置き方なんです。東京都を不交付団体にしようと思へば、そのような基準をつくれれば幾らでもそうなる。そんなことは何も議論の余地はない。だから、私はそのことを言つていふんじゃない、だから、私は一連の現実の事実を踏まえて考えれば、いまの交付税制度、財源の配分、こういう問題についてはやはり抜本的に考え直していかなければいけません。まあ、まあ、まあ、いいわいといつてもいいわいといつてもいいわいといつてもいいわい、そのうちに何かというのを言いたいわい。前の大臣にも大変期待をしたんです。相当有効に、有力に大蔵に働きかけて、何とか幾らか道を開いてくれるかなと思つたけれども、なかなかそつまでいかなかったんですけれども、今度の大臣も大蔵にも大変力が発揮できる方だと思つておりますので、ぜひともひとつ大蔵と大いに折衝していただいで、私も考えているところについて幾らかそこで道が開けそうだなという何らかの動きを打ち出していただきたい、こう思つておるわけでも、大臣いかがでしょうか。  
○石破國務大臣 力は至りません、足りませぬけれども、昭和五十六年度予算編成に当たりましては、各地方自治体がどうしてもやらなければならない仕事、いかに国の財政事情が困難でありましても、地方自治体がその財源に困ることのないように最大限の努力をいたしたいと考えておりま

す。  
○田島委員 もう一、二点質問の予定をしておりましたけれども、あえてそれを御遠慮申し上げまして、以上で終わります。  
○工藤委員長代理 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時五十八分散会

（地方公務員災害補償法の一部改正）  
第一条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。  
第三十三条第一項を次のように改める。  
遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいふ。）の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。  
一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額（五十五歳以上の妻又は自治省令で定める状態にある妻である場合には、平均給与額に百七十五を乗じて得た額）  
二 二人 平均給与額に百九十三を乗じて得た額  
三 三人 平均給与額に二百十二を乗じて得た額  
四 四人 平均給与額に二百三十を乗じて得た額  
五 五人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額  
第三十三条第四項第一号中「五十歳又はは」を

削る。  
第三十九条の次に次の一条を加える。  
（年金たる補償の額の端数処理）  
第三十九条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」といふ。）の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。  
第四十条第一項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金以下「年金たる補償」といふ。」を「年金たる補償」に改める。  
第四十一条の次に次の一条を加える。  
第四十一条の二 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日所属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」といふ。）に係る債権の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、基金は、自治省令で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。  
第四十四条第一項中「この章の規定による」を削る。  
第六十二条第二項中「差し押えるを」差し押さえるに改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、年金たる補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。  
第七十一条中「規定する者」との下に、同条第二項ただし書中「年金たる補償」とあるのは「年金たる補償に相当する補償」と、第六十三条中「障害補償及び遺族補償」とあるのは「障害補償及び遺族補償に相当する補償」とを加える。  
附則第五条の次に次の二条を加える。  
（障害補償年金差額一時金）

第五條の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金

障害の等級	額
第一級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	平均給与額に九二〇を乗じて得た額
第五級	平均給与額に七九〇を乗じて得た額
第六級	平均給与額に六七〇を乗じて得た額
第七級	平均給与額に五六〇を乗じて得た額

金について第四十六條の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同條の政令で定める率を乗じて得た額を加算した額に満たないときは、基金は、その者の遺族に對し、その請求に基づき、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第二十九條第六項の規定の適用を受ける者その他自治省令で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定にかかわらず、自治省令で定める。

第三十九條第一項及び第二項並びに第四十三條の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第三十三條第二項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、同項中「前項」とあるのは「附則第五條の二第一項」と、第三十七條第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第五條の二第三項第二号」と、同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第三十九條第一項中「遺族補償一時金」と、第三十九條第二項中「遺族補償一時金」とあり、及び第四十三條中「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替へるものとする。

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第三十三條第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第三十七條第三項、

5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第四十四條又は第六十三條の規定の適用については、第四十四條第一項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金」とする。

額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、第三十二條第三項」とあるのは「遺族補償年金」と、第三十二條第三項、障害補償年金差額一時金については附則第五條の二第三項後段」と、第六十三條中「及び遺族補償」とあるのは、「遺族補償及び障害補償年金差額一時金」とする。

5 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害の等級に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として自治省令で定める額とする。

4 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法昭和三十三年法律第四十一号、第六十五條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）、児童扶養手当法（昭和三十三年法律第二三十八号）第四條第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三條第三項第二号ただし書及び第七十七條第二号ただし書の規定は、適用しない。

6 障害補償年金前払一時金が支給される場合における第六十三條の規定の適用については、同条中「障害補償」とあるのは、「障害補償、障害補償年金前払一時金」とする。

附則第六條の前の見出しを「遺族補償年金前払一時金」に改め、同条第一項を次のように改める。

当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が自治省令で定めるところにより申し出たときは、基金は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

附則第六條第三項を削り、同条第二項中「前項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に、「当該職員を」を「当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員」に、「当該一時金」を「当該遺族補償年金前払一時金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千を乗じて得た額を限度として自治省令で定める額とする。

附則第六條第四項中「第一項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に、「第二項の」を「前項の」に改め、「昭和三十四年法律第四十一号」及び「昭和三十六年法律第二三十八号」を削り、「第四條第二項第三号ただし書」を「第四條第二項第二号ただし書」に改め、同条第五項中、「第一項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に改め、同条に次の一項を加える。

6 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第三十六條、第三十八條、第四十四條、第六十三條又は次條の規定の適用については、第三十六條第二号及び第三十八條第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、

第四十四条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは、「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」と、第六十三条中「及び遺族補償」とあるのは、「遺族補償及び遺族補償年金前払一時金」と、次条第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは、「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

附則第七条に見出しとして「遺族補償一時金の額の特例」を付する。

別表第二級の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第二条 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤消防団員又は非常勤の水防団長若しくは水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中地方公務員災害補償法第六十二条第二項にただし書を加える改正規定、同法第七十一条の改正規定及び同法附則第五条の次に二条を加える改正規定並びに第二条の規定並びに附則第五条の規定は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)第三十三条第一項及び第四項の規定は遺族補償年金のうちこの法律の施行の日以後の期間に係る分について、新法第三十九条の二の規定は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち同日以後の期間に係る分について、新法第四十一条の二の規定は同日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

第三条 新法附則第五条の二の規定は障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和五十六年十一月一日以後に死亡した場合について、新法附則第五条の三の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

第四条 第一条の規定による改正前の地方公務員災害補償法附則第六条第一項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新法の規定を適用する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第五条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二十五条第一項(補償の種類等)に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに同法第六十九条第一項(非常勤の地方公務員に係る補償の制度)、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の七第一項及び水防法(昭和二十四年法律第九十三

号)第六条の二第一項(公務災害補償)の規定に基づく条例(同項の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む)により支給される補償でこれらに相当するもの

理由

公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族の保護の充実を図るため、遺族補償年金の額を改善するとともに、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度を創設し、その他補償の内容を改善整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十八条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十条第三項第一号及び第八十一条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十七条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十条第五項第一号中「一万九千八百円」

を「二万四千六百円」に改める。

第九十三条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十三条の四「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

附則第二十条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

附則第二十四条第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

別表第三中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四十二条中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十三条の四第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四十三条の五中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

(昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第三条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月

を「二万四千六百円」に改める。

第九十三条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十三条の四「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

附則第二十条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

附則第二十四条第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

別表第三中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四十二条中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十三条の四第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四十三条の五中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第三条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月



分以後、その額を、第二項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十條の五第一項」とあるのは「第十條の五第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 前二項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

附則

(施行期日等)

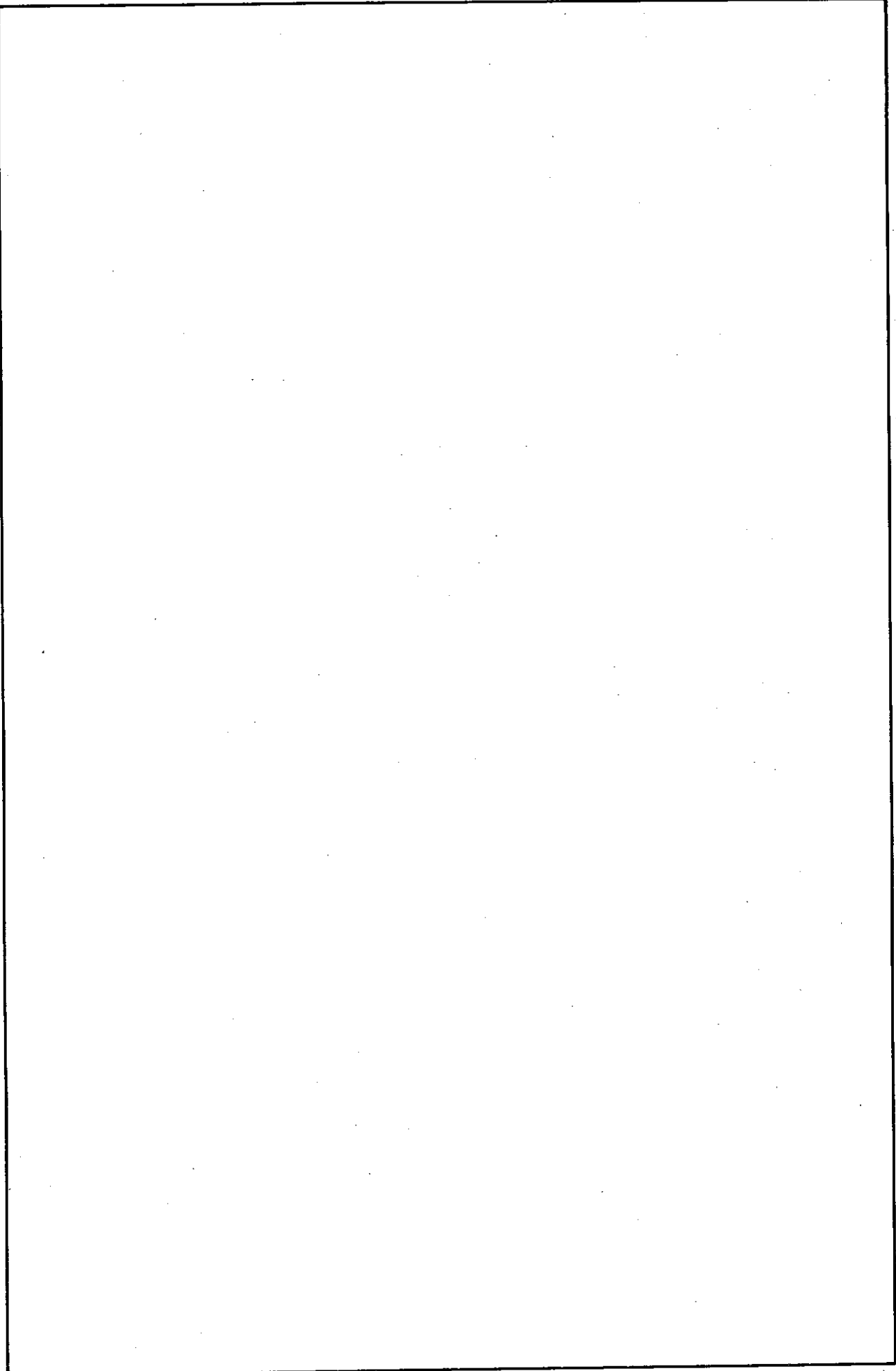
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定、第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。(退職年金等の額に関する経過措置)
- 3 改正後の法の規定(改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定を除く。及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

- 4 改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第

二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

理由

厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、地方公務員等共済組合法による退職年金等について、算定の基礎となる定額部分の額及び最低保障額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



昭和五十五年十月二十七日印刷

昭和五十五年十月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局